

石川県地域防災計画（原子力防災計画編）修正（案） 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (平成25年8月修正)</p>	<p>石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (平成27年●月修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 目 的 (略)</p> <p>第2節 基本方針 (略)</p> <p>第3節 原子力災害対策指針に基づく方針</p> <p>1 原子力災害対策重点区域の範囲 (略)</p> <p>2 想定される発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態 (略)</p> <p>3 緊急事態における防護対策の基本的考え方 (1) 緊急事態の段階 (略)</p> <p>(2) 緊急事態初期における防護措置の考え方 緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEAが定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階における緊急事態の区分を決定するとともに、観測可能な指標に基づき迅速な意思決定ができる体制を構築する。 ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） (7) 基本的な考え方 緊急事態の初期対応段階において、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施など適切な行動を進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3段階に区分する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 目 的 (略)</p> <p>第2節 基本方針 (略)</p> <p>第3節 原子力災害対策指針に基づく方針</p> <p>1 原子力災害対策重点区域の範囲 (略)</p> <p>2 想定される発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態 (略)</p> <p>3 緊急事態における防護対策の基本的考え方 (1) 緊急事態の段階 (略)</p> <p>(2) 緊急事態初期における防護措置の考え方 緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEAが定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階における緊急事態の区分を決定するとともに、観測可能な指標に基づき迅速な意思決定ができる体制を構築する。 ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） (7) 基本的な考え方 緊急事態の初期対応段階において、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施など適切な行動を進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3段階に区分する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>【警戒事態】 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、<u>災害時要援護者など、避難に時間を要する</u>防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県及び市町は、原子力施設の近傍のPAZ内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。</p> <p>【施設敷地緊急事態】 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県及び市町は、緊急時モニタリング（<u>放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。</u>）の実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難などの予防的防護措置を準備する。</p> <p>【全面緊急事態】 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県及び市町は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移によっては、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難などの予防的防護措置を講じる。</p>	<p>【警戒事態】 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、<u>緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の</u>防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県及び市町は、原子力施設の近傍のPAZ内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。</p> <p>【施設敷地緊急事態】 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県及び市町は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難などの予防的防護措置を準備し、<u>また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施</u>する。</p> <p>【全面緊急事態】 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県及び市町は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移によっては、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難などの予防的防護措置を講じる。</p> <p><u>なお、UPZ以遠においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(イ) 具体的な基準 これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、<u>原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき、EAL（緊急時活動レベル）を設定する。</u></p> <p><u>EALは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があり、EALの設定に係る詳細な検討を今後行うが、当面、緊急事態区分を判断する基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用する。実用発電用原子炉に係る具体的な緊急事態区分と当面のEALの内容を示す。</u></p>	<p>(イ) 具体的な基準 これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを<u>国及び</u>原子力事業者が判断するための基準（EAL：緊急時活動レベル）は以下のとおりである。</p>	

現 行	修 正 案	備 考																
<p style="text-align: center;">緊急事態区分とEALについて</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 35%;">現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL</th> <th style="width: 60%;">緊急事態区分における防護の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒事態</td> <td> ① 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 本県において大津波警報が発令された場合 ③ 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等^{※1} ④ その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合 </td> <td> 体制構築や情報交換を行い、住民避難のための準備を開始する </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設敷地緊急事態</td> <td> ① 原子炉冷却材の漏えい ② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不 작동 ③ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ④ 全交流電源喪失(5分以上継続) ⑤ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑥ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑦ 原子炉停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑧ 原子炉制御室の使用不能 </td> <td> PAZ内の住民等の避難準備、及び、より時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全面緊急事態</td> <td> ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子吸着材により原子炉を停止することができない ② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失 ③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤ 原子炉からの残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑦ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧ 炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知 ⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続 ⑪ 原子炉制御室等の使用不能 ⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下 ⑬ 敷地境界の空間線量率$5\mu\text{Sv/h}$が10分以上継続^{※2} </td> <td> PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 想定される具体例は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用母線への交流電源が1系統のみ。例えば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合 ・ 原子炉水位有効燃料長上端未満 ・ 自然災害により、以下の状況となった場合 <ol style="list-style-type: none"> ① プラント設計基準を超える事象 ② 長期間にわたり原子炉施設への侵入が困難となること。 <p>※2 落雷及び明らかに当該原子炉施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合を除く</p>		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における防護の概要	警戒事態	① 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 本県において大津波警報が発令された場合 ③ 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ^{※1} ④ その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報交換を行い、住民避難のための準備を開始する	施設敷地緊急事態	① 原子炉冷却材の漏えい ② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不 작동 ③ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ④ 全交流電源喪失(5分以上継続) ⑤ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑥ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑦ 原子炉停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑧ 原子炉制御室の使用不能	PAZ内の住民等の避難準備、及び、より時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う	全面緊急事態	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子吸着材により原子炉を停止することができない ② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失 ③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤ 原子炉からの残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑦ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧ 炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知 ⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続 ⑪ 原子炉制御室等の使用不能 ⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下 ⑬ 敷地境界の空間線量率 $5\mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続 ^{※2}	PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	<p style="text-align: center;">緊急事態区分とEALについて</p> <p style="text-align: center; color: red;">志賀原子力発電所におけるEAL</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 75%;">警戒事態を判断する基準</th> <th style="width: 25%;">緊急事態区分における防護の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 原子炉停止機能の異常のおそれ 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。 2. 原子炉冷却材の漏えい 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。 3. 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。 4. 原子炉除熱機能の一部喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。 5. 全交流電源喪失のおそれ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。 6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 8. 単一障壁の喪失または消失可能性 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。 10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。 11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合。 12. 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合 13. 本県において大津波警報が発令された場合 14. 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 15. 原子炉施設において新規設計基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 </td> <td> 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red;">※ 1～11は北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準 12～16は原子力災害対策指針で示されている基準である</p>	警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1. 原子炉停止機能の異常のおそれ 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。 2. 原子炉冷却材の漏えい 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。 3. 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。 4. 原子炉除熱機能の一部喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。 5. 全交流電源喪失のおそれ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。 6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 8. 単一障壁の喪失または消失可能性 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。 10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。 11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合。 12. 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合 13. 本県において大津波警報が発令された場合 14. 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 15. 原子炉施設において新規設計基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	
	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における防護の概要																
警戒事態	① 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 本県において大津波警報が発令された場合 ③ 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ^{※1} ④ その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報交換を行い、住民避難のための準備を開始する																
施設敷地緊急事態	① 原子炉冷却材の漏えい ② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不 작동 ③ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ④ 全交流電源喪失(5分以上継続) ⑤ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑥ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑦ 原子炉停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑧ 原子炉制御室の使用不能	PAZ内の住民等の避難準備、及び、より時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う																
全面緊急事態	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子吸着材により原子炉を停止することができない ② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失 ③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤ 原子炉からの残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑦ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧ 炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知 ⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続 ⑪ 原子炉制御室等の使用不能 ⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下 ⑬ 敷地境界の空間線量率 $5\mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続 ^{※2}	PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。																
警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要																	
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。 2. 原子炉冷却材の漏えい 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。 3. 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。 4. 原子炉除熱機能の一部喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。 5. 全交流電源喪失のおそれ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。 6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 8. 単一障壁の喪失または消失可能性 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。 10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。 11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合。 12. 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合 13. 本県において大津波警報が発令された場合 14. 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 15. 原子炉施設において新規設計基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。																	

現 行	修 正 案	備 考				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断する基準</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">緊急事態区分における防護の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 敷地境界付近での放射線量の上昇</p> <p>(1) モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、5 μ Sv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μ Sv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く)。</p> <p>(2) 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が5 μ Sv/h を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が1 μ Sv/h 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、5 μ Sv/h 以上となった場合。</p> <p>2. 通常放出部分での気体放射性物質の放出または液体放射性物質の放出</p> <p>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μ Sv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出</p> <p>管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5 μ Sv/h の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準以上の放射性物質)が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出</p> <p>(1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合(L型、IP-1型を除く)。</p> <p>5. 原子力緊急事態に至る可能性のある事象</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えいが発生したことその他原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象。</p> <p>(1) 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。</p> <p>(2) 原子炉給水機能喪失のおそれ</p> <p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができない場合。</p> <p>(3) 残留熱除去機能の喪失</p> <p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合。</p> <p>(4) 全交流電源の30分以上喪失</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉及びその附属施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続した場合。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	<p>1. 敷地境界付近での放射線量の上昇</p> <p>(1) モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、5 μ Sv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μ Sv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く)。</p> <p>(2) 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が5 μ Sv/h を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が1 μ Sv/h 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、5 μ Sv/h 以上となった場合。</p> <p>2. 通常放出部分での気体放射性物質の放出または液体放射性物質の放出</p> <p>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μ Sv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出</p> <p>管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5 μ Sv/h の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準以上の放射性物質)が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出</p> <p>(1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合(L型、IP-1型を除く)。</p> <p>5. 原子力緊急事態に至る可能性のある事象</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えいが発生したことその他原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象。</p> <p>(1) 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。</p> <p>(2) 原子炉給水機能喪失のおそれ</p> <p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができない場合。</p> <p>(3) 残留熱除去機能の喪失</p> <p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合。</p> <p>(4) 全交流電源の30分以上喪失</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉及びその附属施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続した場合。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	
施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要					
<p>1. 敷地境界付近での放射線量の上昇</p> <p>(1) モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、5 μ Sv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μ Sv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く)。</p> <p>(2) 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が5 μ Sv/h を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が1 μ Sv/h 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、5 μ Sv/h 以上となった場合。</p> <p>2. 通常放出部分での気体放射性物質の放出または液体放射性物質の放出</p> <p>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μ Sv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出</p> <p>管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5 μ Sv/h の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準以上の放射性物質)が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出</p> <p>(1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合(L型、IP-1型を除く)。</p> <p>5. 原子力緊急事態に至る可能性のある事象</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えいが発生したことその他原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象。</p> <p>(1) 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。</p> <p>(2) 原子炉給水機能喪失のおそれ</p> <p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができない場合。</p> <p>(3) 残留熱除去機能の喪失</p> <p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合。</p> <p>(4) 全交流電源の30分以上喪失</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉及びその附属施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続した場合。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>					

現 行	修 正 案	備 考				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断する基準</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">緊急事態区分における防護の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> (5) 直流電源の部分喪失 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続した場合。 (6) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。 (7) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できないこと又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 (8) 格納容器健全性喪失のおそれ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。 (9) 2つの障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。 (10) 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃し装置を使用した場合。 (11) 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 (12) 所内外通信連絡設備の全て喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。 (13) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 火災又は溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能の一部が喪失した場合。 (14) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。 (15) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-weight: bold; margin-top: 10px;">※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である</p>	施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	<ul style="list-style-type: none"> (5) 直流電源の部分喪失 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続した場合。 (6) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。 (7) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できないこと又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 (8) 格納容器健全性喪失のおそれ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。 (9) 2つの障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。 (10) 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃し装置を使用した場合。 (11) 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 (12) 所内外通信連絡設備の全て喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。 (13) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 火災又は溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能の一部が喪失した場合。 (14) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。 (15) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 		
施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要					
<ul style="list-style-type: none"> (5) 直流電源の部分喪失 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続した場合。 (6) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。 (7) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できないこと又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 (8) 格納容器健全性喪失のおそれ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。 (9) 2つの障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。 (10) 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃し装置を使用した場合。 (11) 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 (12) 所内外通信連絡設備の全て喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。 (13) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 火災又は溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能の一部が喪失した場合。 (14) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。 (15) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 						

現 行	修 正 案	備 考				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">全面緊急事態を判断する基準</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">緊急事態区分における防護の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 敷地境界付近での放射線量の上昇 モニタリングポストの1つにおいて、$5 \mu\text{Sv/h}$以上のガンマ線の放射線量が10分以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、$5 \mu\text{Sv/h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって$5 \mu\text{Sv/h}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く)。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に$5 \mu\text{Sv/h}$以上に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分以上継続して検出された場合、又は$500 \mu\text{Sv/h}$以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出 (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合(IP型を除く)。</p> <p>5. 原子力緊急事態の発生を示す事象 原子炉の運転を通常の中性子の吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象。 (1) 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。 (2) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。 (3) 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。 (4) 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。 (5) 全交流電源の1時間以上喪失 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続した場合。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	<p>1. 敷地境界付近での放射線量の上昇 モニタリングポストの1つにおいて、$5 \mu\text{Sv/h}$以上のガンマ線の放射線量が10分以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、$5 \mu\text{Sv/h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって$5 \mu\text{Sv/h}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く)。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に$5 \mu\text{Sv/h}$以上に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分以上継続して検出された場合、又は$500 \mu\text{Sv/h}$以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出 (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合(IP型を除く)。</p> <p>5. 原子力緊急事態の発生を示す事象 原子炉の運転を通常の中性子の吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象。 (1) 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。 (2) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。 (3) 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。 (4) 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。 (5) 全交流電源の1時間以上喪失 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続した場合。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>	
全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要					
<p>1. 敷地境界付近での放射線量の上昇 モニタリングポストの1つにおいて、$5 \mu\text{Sv/h}$以上のガンマ線の放射線量が10分以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、$5 \mu\text{Sv/h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって$5 \mu\text{Sv/h}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く)。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に$5 \mu\text{Sv/h}$以上に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分以上継続して検出された場合、又は$500 \mu\text{Sv/h}$以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出 (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合(IP型を除く)。</p> <p>5. 原子力緊急事態の発生を示す事象 原子炉の運転を通常の中性子の吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象。 (1) 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。 (2) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。 (3) 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。 (4) 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。 (5) 全交流電源の1時間以上喪失 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続した場合。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>					

現 行	修 正 案	備 考				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1066 229 1827 271" style="text-align: center;">全面緊急事態を判断する基準</th> <th data-bbox="1827 229 2020 271" style="text-align: center;">緊急事態区分における防護の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1066 271 1827 973"> <ul style="list-style-type: none"> (6) 全直流電源の5分以上喪失 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合。 (7) 炉心損傷の検出 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。 (8) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しない場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 (9) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 (10) 格納容器圧力の異常上昇 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 (11) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 (12) 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 (13) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。 (14) 施設内(原子炉外)での臨界事故 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。 </td> <td data-bbox="1827 271 2020 973"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-weight: bold; margin-top: 10px;">※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である</p>	全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	<ul style="list-style-type: none"> (6) 全直流電源の5分以上喪失 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合。 (7) 炉心損傷の検出 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。 (8) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しない場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 (9) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 (10) 格納容器圧力の異常上昇 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 (11) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 (12) 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 (13) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。 (14) 施設内(原子炉外)での臨界事故 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。 		
全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要					
<ul style="list-style-type: none"> (6) 全直流電源の5分以上喪失 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合。 (7) 炉心損傷の検出 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。 (8) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しない場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 (9) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 (10) 格納容器圧力の異常上昇 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 (11) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。 (12) 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 (13) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。 (14) 施設内(原子炉外)での臨界事故 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。 						

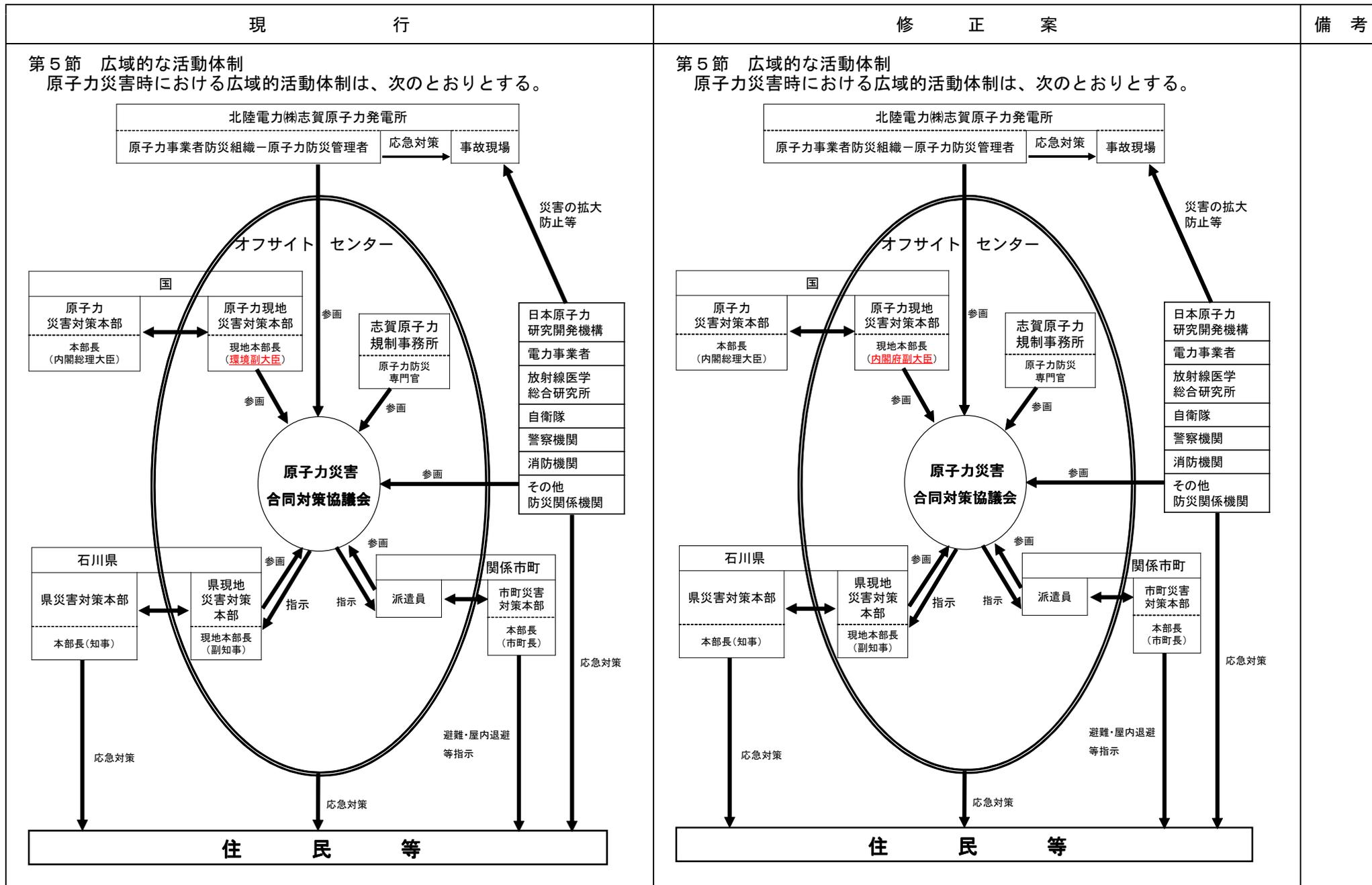
現 行	修 正 案	備 考
<p>イ 運用上の介入レベル（O I L）</p> <p>(7) 基本的な考え方</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難及び一時移転（以下「避難等」という。）の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、関係市町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難などの緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転などの早期防護措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。</p> <p>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転などを講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>(イ) 具体的な基準</p> <p>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表されるO I L（運用上の介入レベル）を設定する。</p> <p>防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。</p> <p>各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値として設定した内容を以下に示す。</p>	<p>イ 運用上の介入レベル（O I L）</p> <p>(7) 基本的な考え方</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難及び一時移転（以下「避難等」という。）の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、関係市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難などの緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転などの早期防護措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置を講じる場合には、避難所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。</p> <p>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転などを講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>(イ) 具体的な基準</p> <p>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表されるO I L（運用上の介入レベル）を設定する。</p> <p>防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。</p> <p>各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値として設定した内容を以下に示す。</p>	

現 行		修 正 案		備 考	
OILの設定内容		OILの設定内容			
基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要		
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施する(移動が困難な者の一時退避を含む)		
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 β 線: 40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計測数) β 線: 13,000 cpm (1ヶ月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計測数)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染する		
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施する		
緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施する		
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定する		
	OIL 6	経口摂取による被ばくを防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度のスクリーニングと分析を行い、基準を超えるものについて摂取制限を迅速に実施する		
		核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
		放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg [※]	
		放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
		ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	
※ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。					
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施する(移動が困難な者の一時退避を含む)		
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 β 線: 40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計測数) β 線: 13,000 cpm (1ヶ月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計測数)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染する		
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施する		
緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施する		
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定する		
	OIL 6	経口摂取による被ばくを防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度のスクリーニングと分析を行い、基準を超えるものについて摂取制限を迅速に実施する		
		核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
		放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg [※]	
		放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
		ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	
※ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。					

現 行	修 正 案	備 考																																																				
<p>第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p>1 石川県</p> <table border="1" data-bbox="147 391 1032 566"> <tr> <th colspan="2">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>1～16</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td><u>緊急時モニタリングに関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>18～28</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2～8 (略)</p> <p>9 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="147 710 1032 1417"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北陸財務局</td> <td>1～2 (略) 3 <u>避難場所等として</u>利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の<u>情報収集及び</u>情報提供に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北陸農政局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>近畿中国森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北陸信越運輸局 (石川運輸支局)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪航空局 (小松空港事務所)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	処理すべき事務又は業務の大綱		1～16	(略)	17	<u>緊急時モニタリングに関すること。</u>	18～28	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	中部管区警察局	(略)	北陸財務局	1～2 (略) 3 <u>避難場所等として</u> 利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の <u>情報収集及び</u> 情報提供に関すること。	東海北陸厚生局	(略)	北陸農政局	(略)	近畿中国森林管理局	(略)	中部経済産業局	(略)	北陸信越運輸局 (石川運輸支局)	(略)	大阪航空局 (小松空港事務所)	(略)	<p>第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p>1 石川県</p> <table border="1" data-bbox="1113 391 1998 566"> <tr> <th colspan="2">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>1～16</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td><u>緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>18～28</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2～8 (略)</p> <p>9 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1113 710 1998 1417"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北陸財務局</td> <td>1～2 (略) 3 <u>提供・</u>利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報提供に関すること。<u>(平常時における定期又は随時の情報提供を含む。)</u></td> </tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北陸農政局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>近畿中国森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北陸信越運輸局 (石川運輸支局)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪航空局 (小松空港事務所)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	処理すべき事務又は業務の大綱		1～16	(略)	17	<u>緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</u>	18～28	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	中部管区警察局	(略)	北陸財務局	1～2 (略) 3 <u>提供・</u> 利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報提供に関すること。 <u>(平常時における定期又は随時の情報提供を含む。)</u>	東海北陸厚生局	(略)	北陸農政局	(略)	近畿中国森林管理局	(略)	中部経済産業局	(略)	北陸信越運輸局 (石川運輸支局)	(略)	大阪航空局 (小松空港事務所)	(略)	
処理すべき事務又は業務の大綱																																																						
1～16	(略)																																																					
17	<u>緊急時モニタリングに関すること。</u>																																																					
18～28	(略)																																																					
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																					
中部管区警察局	(略)																																																					
北陸財務局	1～2 (略) 3 <u>避難場所等として</u> 利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の <u>情報収集及び</u> 情報提供に関すること。																																																					
東海北陸厚生局	(略)																																																					
北陸農政局	(略)																																																					
近畿中国森林管理局	(略)																																																					
中部経済産業局	(略)																																																					
北陸信越運輸局 (石川運輸支局)	(略)																																																					
大阪航空局 (小松空港事務所)	(略)																																																					
処理すべき事務又は業務の大綱																																																						
1～16	(略)																																																					
17	<u>緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</u>																																																					
18～28	(略)																																																					
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																					
中部管区警察局	(略)																																																					
北陸財務局	1～2 (略) 3 <u>提供・</u> 利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報提供に関すること。 <u>(平常時における定期又は随時の情報提供を含む。)</u>																																																					
東海北陸厚生局	(略)																																																					
北陸農政局	(略)																																																					
近畿中国森林管理局	(略)																																																					
中部経済産業局	(略)																																																					
北陸信越運輸局 (石川運輸支局)	(略)																																																					
大阪航空局 (小松空港事務所)	(略)																																																					

現 行		修 正 案		備 考
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
東京管区気象台 (金沢地方気象台)	(略)	東京管区気象台 (金沢地方気象台)	(略)	
第九管区海上保安本部	(略)	第九管区海上保安本部	(略)	
北陸総合通信局	(略)	北陸総合通信局	(略)	
石川労働局	(略)	石川労働局	(略)	
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	(略)	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	(略)	
10 自衛隊		10 自衛隊		
(略)		(略)		
11 指定公共機関		11 指定公共機関		
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
日本郵便株式会社 北 陸 支 社	(略)	日本郵便株式会社 北 陸 支 社	(略)	
西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社	(略)	西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社	(略)	
日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店	(略)	日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店	(略)	
西日本電信電話株式会社 金 沢 支 店	(略)	西日本電信電話株式会社 金 沢 支 店	(略)	

現 行		修 正 案		備 考
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ 株式会社 北陸営業支店 株式会社エヌ・ティ・ティドコモ北陸支社 KDDI株式会社北陸総支社	通信の確保に関すること。	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ 株式会社 北陸営業支店 株式会社NTTドコモ北陸支社 KDDI株式会社北陸総支社 ソフトバンクテレコム株式会社地域総務部北陸 ソフトバンクモバイル株式会社地域総務部北陸	通信の確保に関すること。	
日本赤十字社 石川県支部	(略)	日本赤十字社 石川県支部	(略)	
日本放送協会 金沢放送局	(略)	日本放送協会 金沢放送局	(略)	
12～14 (略)		12～14 (略)		



現 行	修 正 案	備 考
<p>第2章 原子力災害予防計画</p> <p>第1節 発電所における予防措置等の責務等 (略)</p> <p>第2節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1 原子力防災対策部会の設置 (略)</p> <p>2 原子力防災専門官との連携 (略)</p> <p>3 地方放射線モニタリング対策官との連携 (略)</p> <p>4 オフサイトセンターの維持・管理 (略)</p>	<p>第2章 原子力災害予防計画</p> <p>第1節 発電所における予防措置等の責務等 (略)</p> <p>第2節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1 原子力防災対策部会の設置 (略)</p> <p>2 地域原子力防災協議会の設置 <u>国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置し、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、県の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うこととなっている。</u> <u>国及び県は、地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認する。</u> <u>国は、地域原子力防災協議会における確認結果を原子力防災会議に報告し、了承を求めることになっている。</u> <u>国、県、関係市町及び北陸電力は、地域原子力防災協議会における検討等を踏まえ、必要な体制の整備を図る。</u></p> <p>3 原子力防災専門官との連携 (略)</p> <p>4 地方放射線モニタリング対策官との連携 (略)</p> <p>5 オフサイトセンターの維持・管理 (略)</p>	

国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部局、関係市町、防災関係機関

国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部局、関係市町、防災関係機関

現 行	修 正 案	備 考
<p>5 合同対策協議会等の体制の整備</p> <p>(1) 現地事故対策連絡会議 県及び関係市町は、特定事象発生時の通報があった場合は、国、北陸電力等と情報を共有するため、現地事故対策連絡会議を組織する体制を整備する。 なお、現地事故対策連絡会議は、原子力規制委員会が現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員をオフサイトセンターに集合させて開催するものであるが、県、関係市町、北陸電力等に対して当該職員の派遣を求めることとなっている。</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会 県及び関係市町は、原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）が発出された後は、国とともに、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織する体制を整備する。 なお、合同対策協議会は、県及び関係市町の災害対策本部の代表者をはじめ国の原子力災害現地対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者により構成され、原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。 また、原災法第15条第4項の規定により、国が原子力緊急事態解除宣言を行った場合は、引き続き原子力災害合同対策協議会を開催し、国、北陸電力とともに、本計画第4章「原子力災害復旧計画」により実施する原災法第27条第1項に規定する原子力災害事後対策（以下「事後対策」という。）の体制及び役割分担の明確化、事後対策の内容等の確認等をとることとなる。</p> <p>(3) 開催場所 合同対策協議会等は、オフサイトセンターにおいて、開催される。</p> <p>(4) 運 営 合同対策協議会等は、「オフサイトセンター運営要領（志賀原子力規制事務所策定）」に基づいて運営される。</p>	<p>6 合同対策協議会等の体制の整備</p> <p>(1) 現地事故対策連絡会議 県及び関係市町は、施設敷地緊急事態発生時の通報があった場合は、国、北陸電力等と情報を共有するため、現地事故対策連絡会議を組織する体制を整備する。 なお、現地事故対策連絡会議は、原子力規制委員会が現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員をオフサイトセンターに集合させて開催するものであるが、県、関係市町、北陸電力等に対して当該職員の派遣を求めることとなっている。</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会 県及び関係市町は、原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）が発出された後は、国とともに、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織する体制を整備する。 なお、合同対策協議会は、県及び関係市町の災害対策本部の代表者をはじめ国の原子力災害現地対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者により構成され、原子力規制委員会、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。 また、原災法第15条第4項の規定により、国が原子力緊急事態解除宣言を行った場合は、引き続き原子力災害合同対策協議会を開催し、国、北陸電力とともに、本計画第4章「原子力災害復旧計画」により実施する原災法第27条第1項に規定する原子力災害事後対策（以下「事後対策」という。）の体制及び役割分担の明確化、事後対策の内容等の確認等をとることとなる。</p> <p>(3) 開催場所 合同対策協議会等は、オフサイトセンターにおいて、開催される。</p> <p>(4) 運 営 合同対策協議会等は、「オフサイトセンター運営要領（志賀原子力規制事務所策定）」に基づいて運営される。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>6 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>(1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 県及び関係市町は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(3) 県及び関係市町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>(4) 県は、関係市町が必要に応じて締結する被災時の相互応援に関し、協定の締結、その他必要な準備が円滑に進むよう配慮する。</p> <p>(5) 県及び関係市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(6) 関係市町は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(7) 県、関係市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(8) 国、県、関係市町及び原子力事業者は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>7 警察災害派遣隊の受入体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>7 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>(1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 県及び関係市町は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(3) 県及び関係市町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>(4) 県は、関係市町が必要に応じて締結する被災時の相互応援に関し、協定の締結、その他必要な準備が円滑に進むよう配慮する。</p> <p>(5) 県及び関係市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(6) 関係市町は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(7) 県、関係市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(8) 国、県、関係市町及び原子力事業者は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>8 警察災害派遣隊の受入体制の整備</p> <p>(略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p><u>8</u> 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の要請体制の整備 県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結の<u>促進</u>、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制の整備に努める。</p> <p><u>9</u> 自衛隊派遣要請体制の整備 (略)</p> <p><u>10</u> 災害長期化に備えた体制の整備 (略)</p> <p><u>11</u> 業務継続計画の策定 (略)</p>	<p><u>9</u> 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の要請体制の整備 県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結を<u>促進するなど</u>、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制の整備に努める。</p> <p><u>10</u> 自衛隊派遣要請体制の整備 (略)</p> <p><u>11</u> 災害長期化に備えた体制の整備 (略)</p> <p><u>12</u> 業務継続計画の策定 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="94 255 481 287">第3節 原子力防災知識の普及</p> <div data-bbox="533 231 1041 327" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="542 247 1032 303">国、危機管理監室、健康福祉部、 関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> </div> <p data-bbox="94 375 1057 438">県は、原子力災害の特殊性を踏まえて、日頃から関係機関と連携して、原子力防災知識の普及に努める。</p> <p data-bbox="94 462 504 494">1 防災業務関係者に対する教育</p> <p data-bbox="94 494 1057 726">原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、その防災業務に関わる者（以下「防災業務関係者」という。）が、自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を行うことが重要である。又、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。そのため県は、国、関係市町及び防災関係機関と連携して、防災業務関係者等に対して、原子力災害の発生又は拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策の円滑かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項について教育を実施する。</p> <p data-bbox="94 758 817 790">(1) 関係市町及びUPZ内で活動する防災関係機関等職員</p> <p data-bbox="94 790 1057 869">関係市町及びUPZ内で活動する防災関係機関等職員は、原子力災害が発生した場合には住民避難等の対応を行う可能性があるため、県は、これらの対象者に対し、以下のような教育を行う。</p> <p data-bbox="94 869 347 901">ア 教育の方法</p> <p data-bbox="94 901 716 965">(7) 研修会、講習会等の開催及び講師の派遣 (1) 研修会等への防災業務関係者の派遣</p> <p data-bbox="94 965 347 997">イ 教育の内容</p> <p data-bbox="94 997 1057 1348">(7) 原子力防災体制及び組織に関すること。 (1) 原子力災害とその特殊性に関すること。 (ウ) 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）に関すること。 (エ) 緊急時に国、県、関係市町等が講じる対策に関すること。 (オ) 放射線防護に関すること（防災資機材の使い方、放射線の健康への影響等）。 (カ) 避難、誘導等の防護対策活動（緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項を含む。）に関すること。 (キ) 放射性物質及び放射線の測定方法及び測定機器に関すること。 (ク) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。 (ケ) 緊急時医療（被ばくに対する応急手当を含む。）に関すること。 (コ) その他必要と認める事項に関すること。</p>	<p data-bbox="1057 255 1444 287">第3節 原子力防災知識の普及</p> <div data-bbox="1512 231 2020 327" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1520 247 2011 303">国、危機管理監室、健康福祉部、 関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> </div> <p data-bbox="1057 375 2020 438">県は、原子力災害の特殊性を踏まえて、日頃から関係機関と連携して、原子力防災知識の普及に努める。</p> <p data-bbox="1057 462 1467 494">1 防災業務関係者に対する教育</p> <p data-bbox="1057 494 2020 726">原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、防災業務関係者が、自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を行うことが重要である。又、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。そのため県は、国、関係市町及び防災関係機関と連携して、防災業務関係者等に対して、原子力災害の発生又は拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策の円滑かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項について教育を実施する。</p> <p data-bbox="1057 758 1780 790">(1) 関係市町及びUPZ内で活動する防災関係機関等職員</p> <p data-bbox="1057 790 2020 869">関係市町及びUPZ内で活動する防災関係機関等職員は、原子力災害が発生した場合には住民避難等の対応を行う可能性があるため、県は、これらの対象者に対し、以下のような教育を行う。</p> <p data-bbox="1057 869 1310 901">ア 教育の方法</p> <p data-bbox="1057 901 1680 965">(7) 研修会、講習会等の開催及び講師の派遣 (1) 研修会等への防災業務関係者の派遣</p> <p data-bbox="1057 965 1310 997">イ 教育の内容</p> <p data-bbox="1057 997 2020 1348">(7) 原子力防災体制及び組織に関すること。 (1) 原子力災害とその特殊性に関すること。 (ウ) 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）に関すること。 (エ) 緊急時に国、県、関係市町等が講じる対策に関すること。 (オ) 放射線防護に関すること（防災資機材の使い方、放射線の健康への影響等）。 (カ) 避難、誘導等の防護対策活動（緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項を含む。）に関すること。 (キ) 放射性物質及び放射線の測定方法及び測定機器に関すること。 (ク) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。 (ケ) 緊急時医療（被ばくに対する応急手当を含む。）に関すること。 (コ) その他必要と認める事項に関すること。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) その他の職員（UPZ外の市町や防災関係機関の職員） 県は、UPZ外の市町や防災関係機関の職員についても、放射線、放射性物質の基礎知識、原子力災害が発生した場合の対処に関する基本事項等について、研修会、講習会を開催するなどの教育を行う。</p> <p>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発 県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と協力して、住民等に対して、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関して、必要な助言を行う。 なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において要援護者を支援する体制を整備するよう努める。</p> <p>(1) 関係市町住民に対する対応 関係市町の住民は、原子力災害が発生した場合には住民避難等の対応を行う可能性があるため、県は、これらの対象者に対し、以下のような普及及び啓発の活動を行う。 ア 普及及び啓発の方法 (ア) 講習会、研修会等の開催 (イ) 見学、現地調査等の実施 (ウ) ビデオ・パンフレット等の配布 (エ) インターネットによる情報発信 (オ) 原子力防災訓練の映像による配信 イ 普及及び啓発の内容 (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。 (イ) 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）の概要に関すること。 (ウ) 原子力災害とその特殊性に関すること。 (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。 (オ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 (カ) 原子力災害時に国、県、関係市町等が講じる対策に関すること。 (キ) 屋内退避の方法、避難所等の所在地及び避難方法、スクリーニングの場所及び方法、医療機関の場所等に関すること。 (ク) 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。 (ケ) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所等での行動等に関すること。 (コ) その他必要と認める事項。</p> <p>(2) 関係市町以外の住民に対する対応 県は、関係市町住民以外の県民に対しても、放射線、放射性物質の基礎知識、原子力災害が発生した場合の対処に関する基本事項等について、様々な機会を通じて普及及び啓発活動を行うよう努める。</p>	<p>(2) その他の職員（UPZ外の市町や防災関係機関の職員） 県は、UPZ外の市町や防災関係機関の職員についても、放射線、放射性物質の基礎知識、原子力災害が発生した場合の対処に関する基本事項等について、研修会、講習会を開催するなどの教育を行う。</p> <p>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発 県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と協力して、住民等に対して、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関して、必要な助言を行う。 なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。</p> <p>(1) 関係市町住民に対する対応 関係市町の住民は、原子力災害が発生した場合には住民避難等の対応を行う可能性があるため、県は、これらの対象者に対し、以下のような普及及び啓発の活動を行う。 ア 普及及び啓発の方法 (ア) 講習会、研修会等の開催 (イ) 見学、現地調査等の実施 (ウ) ビデオ・パンフレット等の配布 (エ) インターネットによる情報発信 (オ) 原子力防災訓練の映像による配信 イ 普及及び啓発の内容 (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。 (イ) 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）の概要に関すること。 (ウ) 原子力災害とその特殊性に関すること。 (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。 (オ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 (カ) 原子力災害時に国、県、関係市町等が講じる対策に関すること。 (キ) 屋内退避の方法、避難所等の所在地及び避難方法、スクリーニングの場所及び方法、医療機関の場所等に関すること。 (ク) 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。 (ケ) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所等での行動等に関すること。 (コ) その他必要と認める事項。</p> <p>(2) 関係市町以外の住民に対する対応 県は、関係市町住民以外の県民に対しても、放射線、放射性物質の基礎知識、原子力災害が発生した場合の対処に関する基本事項等について、様々な機会を通じて普及及び啓発活動を行うよう努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 災害教訓の伝承 (略)</p> <p>第4節 原子力防災訓練の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訓練を実施するにあたっては、複合災害や過酷事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオのもと、参加者に事前にシナリオを知らせないブラインド訓練や机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練など、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>また、訓練終了後、専門家や訓練参加機関による検討会の開催等により、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等に反映する。</p> <p>第5節 通信連絡体制の整備</p> <p>県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力（以下、本節において「各機関」という。）は、原子力規制委員会と連携して、相互に原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線による電話、ファクシミリ及び防災行政無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。</p> <p>なお、国は、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システムその他非常用通信機器を整備・維持することとされている。</p> <p>1 通信連絡設備の整備 (略)</p> <p>2 通信連絡体制の確立 (略)</p>	<p>3 災害教訓の伝承 (略)</p> <p>第4節 原子力防災訓練の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訓練を実施するにあたっては、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオのもと、参加者に事前にシナリオを知らせないブラインド訓練や机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練など、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。<u>この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする</u></p> <p>また、訓練終了後、専門家や訓練参加機関による検討会の開催等により、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等に反映する。</p> <p>第5節 通信連絡体制の整備</p> <p>県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力（以下、本節において「各機関」という。）は、原子力規制委員会と連携して、相互に原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線による電話、ファクシミリ及び防災行政無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。</p> <p>なお、国は、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システムその他非常用通信機器を整備・維持することとされている。</p> <p>1 通信連絡設備の整備 (略)</p> <p>2 通信連絡体制の確立 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 住民等に対する情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 県は、緊急時において、住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関への緊急警報放送を要請する体制を整備する。</p> <p>イ 県は、緊急時において、周辺海域の船舶に対して、金沢海上保安部及び漁業協同組合へ災害情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する体制を整備する。</p> <p>ウ 県は、新たな情報通信媒体について、平常時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。</p> <p>(2) 関係市町</p> <p>ア 関係市町は、緊急時において、住民等に対して、被災者の危機回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、地域の実情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む。)衛星携帯電話、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ等の多様な情報伝達手段の整備促進を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。</p> <p>イ 関係市町は、国及び県と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等を整備する。</p> <p>ウ 関係市町は、原子力災害の特殊性に鑑み、災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制を整備する。</p> <p>エ 関係市町は、新たな情報通信媒体について、平常時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。</p> <p>4 県職員の通信連絡体制</p> <p>県の各部局長は、県地域防災計画「一般災害対策編」第2章「災害予防計画」第6節「防災体制の整備」2(2)に基づき、次の事項を盛り込んだ防災活動要領(マニュアル)等の整備を図る。</p> <p>(1) 緊急時の配備計画</p> <p>(2) 緊急時の連絡体制</p> <p>(3) 緊急時の各職員の担当業務</p> <p>(4) その他必要事項</p>	<p>3 住民等に対する情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 県は、緊急時において、住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関への緊急警報放送を要請する体制を整備する。</p> <p>イ 県は、緊急時において、周辺海域の船舶に対して、金沢海上保安部及び漁業協同組合へ災害情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する体制を整備する。</p> <p>ウ 県は、新たな情報通信媒体について、平常時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。</p> <p>(2) 関係市町</p> <p>ア 関係市町は、緊急時において、住民等に対して、被災者の危機回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、地域の実情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む。)衛星携帯電話、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ等の多様な情報伝達手段の整備促進を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。</p> <p>イ 関係市町は、国及び県と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等を整備する。</p> <p>ウ 関係市町は、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制を整備する。</p> <p>エ 関係市町は、新たな情報通信媒体について、平常時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。</p> <p>4 県職員の通信連絡体制</p> <p>県の各部局長は、県地域防災計画 一般災害対策編 第2章 災害予防計画「第6節 防災体制の整備」2(2)に基づき、次の事項を盛り込んだ防災活動要領(マニュアル)等の整備を図る。</p> <p>(1) 緊急時の配備計画</p> <p>(2) 緊急時の連絡体制</p> <p>(3) 緊急時の各職員の担当業務</p> <p>(4) その他必要事項</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="94 255 582 319">第6節 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <div data-bbox="627 223 1025 311" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="627 231 1025 295">国、危機管理監室、関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> </div> <p data-bbox="94 343 1057 486">緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは原子力規制委員会、関係省庁、県、原子力事業者等により編成され、これらが連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行う。</p> <p data-bbox="94 486 1057 662">県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、野菜等の環境試料）を適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をOILに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</p> <p data-bbox="94 662 1057 782">そのために、県は、国、関係地方公共団体及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</p> <p data-bbox="94 805 504 837">1 モニタリング資機材等の整備</p> <p data-bbox="134 869 190 901">(略)</p> <p data-bbox="94 925 638 957">2 緊急時モニタリングセンターの体制整備</p> <p data-bbox="134 981 190 1013">(略)</p> <p data-bbox="94 1037 448 1069">3 モニタリング体制の確立</p> <p data-bbox="94 1069 1057 1165">国、県及び北陸電力が連携した緊急時モニタリングを行うために、国は、平常時から緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する。</p> <p data-bbox="94 1165 1057 1340">緊急時モニタリングセンターは、国、県、北陸電力及び関係指定公共機関の要員で構成される。県は、国の定める緊急時モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等に協力するものとする。緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、国からの担当者が不在の時には県の緊急時モニタリング班長が指揮を代行する。</p>	<p data-bbox="1057 255 1545 319">第6節 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <div data-bbox="1612 223 2011 311" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1612 231 2011 295">国、危機管理監室、関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> </div> <p data-bbox="1057 343 2020 486">緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部。）の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは原子力規制委員会、関係省庁、県、原子力事業者等により構成され、これらが連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行う。</p> <p data-bbox="1057 486 2020 662">県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をOILに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</p> <p data-bbox="1057 662 2020 782">そのために、県は、国、関係地方公共団体及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</p> <p data-bbox="1057 805 1467 837">1 モニタリング資機材等の整備</p> <p data-bbox="1097 869 1153 901">(略)</p> <p data-bbox="1057 925 1601 957">2 緊急時モニタリングセンターの体制整備</p> <p data-bbox="1097 981 1153 1013">(略)</p> <p data-bbox="1057 1037 1411 1069">3 モニタリング体制の確立</p> <p data-bbox="1057 1069 2020 1165">国、県及び北陸電力が連携した緊急時モニタリングを行うために、国は、平常時から緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する。</p> <p data-bbox="1057 1165 2020 1340">緊急時モニタリングセンターは、国、県、関係市町、北陸電力及び関係指定公共機関の要員で構成される。県は、国の定める緊急時モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等に協力するものとする。緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、国からの担当者が不在の時には県の要員が指揮を代行する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(1) 県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、原子力規制委員会、関係市町及び北陸電力の協力を得て緊急時モニタリングの手順等を示した「石川県緊急時モニタリング計画」を策定し、必要に応じて見直す。</p> <p>(2) 県、関係市町及び北陸電力は、緊急時モニタリングの迅速かつ確な実施を確保するため、定期的に操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正な管理に努める。</p> <p>(3) 国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>(4) 北陸電力は、自らモニタリングを行うとともに、県が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、原子力防災要員等の派遣、モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備する。</p> <p>4 SPEEDIネットワークシステムの整備 <u>県及び国は、緊急時における的確かつ迅速に防護対策を講ずるため、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）を整備、維持する。</u></p> <p>第7節 災害警備計画の策定 (略)</p>	<p>(1) 県は、原子力災害対策指針等に基づき、原子力規制委員会、関係市町及び北陸電力の協力を得て緊急時モニタリングの手順等を示した「石川県緊急時モニタリング計画」を策定し、必要に応じて見直す。</p> <p>(2) 県、関係市町及び北陸電力は、緊急時モニタリングの迅速かつ確な実施を確保するため、定期的に操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正な管理に努める。</p> <p>(3) 国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、<u>緊急時モニタリングセンターに派遣する要員等</u>、必要な要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>(4) 北陸電力は、自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを行うとともに、<u>国の統括の下実施される</u>緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、原子力防災要員等の派遣、モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備する。</p> <p>4 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム等の整備 <u>国は、地方公共団体等との情報共有のために必要な通信機器等を整備するとともに、緊急時モニタリングの結果の集約及び迅速な共有が可能となる仕組みを整備する。また、国は、集約及び共有したすべての緊急時モニタリング結果を分かりやすく、かつ迅速に公表することとなっている。</u></p> <p>第7節 災害警備計画の策定 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 緊急時医療体制の確立 (略)</p> <p>4 緊急被ばく医療チームの派遣要請体制の整備 (1) 県は、緊急時医療の体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(2) 県及び関係医療機関は、被ばく医療に関する研修等の充実・強化に努め、スクリーニング対応要員等の確保に努めるとともに、国や専門機関の支援協力を得て、専門機関が実施する研修への医療関係者の派遣等を行うなど、被ばく医療の専門家の養成に努める。</p> <p>5 緊急時の個人の被ばく線量評価体制の整備 (略)</p> <p>第9節 防護資機材等の整備 (略)</p> <p>第10節 救助・救急及び消火活動用資機材の整備等</p> <div data-bbox="667 847 1021 938" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 消防機関、危機管理監室、 関係市町、北陸電力 </div> <p>1 救助・救急及び消火活動用資機材等の整備 (略)</p> <p>2 救助・救急活動体制の整備 (1) 県は、救助・救急を行う防災関係機関とともに、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>(2) 県及び消防機関等は、原子力事業者による被ばく患者の搬送、受入れについての通信連絡について、国や各防災関係機関と同様に、緊密な関係を維持するよう努める。</p> <p>3 消防体制の整備 (略)</p>	<p>3 緊急時医療体制の確立 (略)</p> <p>4 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請体制の整備 (1) 県は、緊急時医療の体制の充実を図るため、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(2) 県及び関係医療機関は、被ばく医療に関する研修等の充実・強化に努め、スクリーニング対応要員等の確保に努めるとともに、国や専門機関の支援協力を得て、専門機関が実施する研修への医療関係者の派遣等を行うなど、被ばく医療の専門家の養成に努める。</p> <p>5 緊急時の個人の被ばく線量評価体制の整備 (略)</p> <p>第9節 防護資機材等の整備 (略)</p> <p>第10節 救助・救急及び消火活動用資機材の整備等</p> <div data-bbox="1648 855 2002 946" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 消防機関、危機管理監室、 関係市町、北陸電力 </div> <p>1 救助・救急及び消火活動用資機材等の整備 (略)</p> <p>2 救助・救急活動体制の整備 (1) 県は、救助・救急を行う防災関係機関及び北陸電力と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>(2) 県及び消防機関等は、原子力事業者による被ばく患者の搬送、受入れについての通信連絡について、国や各防災関係機関と同様に、緊密な関係を維持するよう努める。</p> <p>3 消防体制の整備 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第11節 避難計画の策定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">危機管理監室、関係市町、防災関係機関</div> <p>1 避難計画要綱の策定 (略)</p> <p>2 緊急避難先の確保 (略)</p> <p>3 避難手段の確保 (略)</p> <p>4 関係市町の避難計画の作成 (略)</p> <p>5 災害時要援護者等の避難誘導等 (1) 関係市町は、災害時の避難等について必要な支援を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、在宅の災害時要援護者等に関する情報の把握に努める。 (2) 社会福祉施設や医療機関の施設管理者は、県及び関係市町等と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、災害時要援護者の移送に必要な資機材の確保等についてとりまとめた避難計画を作成する。なお、社会福祉施設や医療機関の施設については、搬送に伴うリスクを勘案すると早急な避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。 (3) 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>なお、これ以外の災害時要援護者等の避難誘導等に関する事項は、県地域防災計画 一般災害対策編 第2章 災害予防計画「第13節 災害時要援護者対策」により実施する。</p>	<p>第11節 避難計画の策定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">危機管理監室、関係市町、防災関係機関</div> <p>1 避難計画要綱の策定 (略)</p> <p>2 緊急避難先の確保 (略)</p> <p>3 避難手段の確保 (略)</p> <p>4 関係市町の避難計画の作成 (略)</p> <p>5 要配慮者の避難誘導等 (1) 関係市町は、災害時の避難等について必要な支援を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、在宅の要配慮者に関する情報の把握に努める。 (2) 社会福祉施設や医療機関の施設管理者は、県及び関係市町等と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保等についてとりまとめた避難計画を作成する。なお、社会福祉施設や医療機関の施設については、搬送に伴うリスクを勘案すると早急な避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。 (3) 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>なお、これ以外の要配慮者の避難誘導等に関する事項は、県地域防災計画 一般災害対策編 第2章 災害予防計画「第13節 要配慮者対策」により実施する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>6 学校等施設における避難計画の作成 (略)</p> <p>7 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成 (略)</p> <p>8 住民等の避難状況の確認体制の整備 関係市町は、避難のための立退き勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。</p> <p>9 避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及びスクリーニングの場所・方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>10 居住地以外の市町村に避難する被災者への対応 県は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。</p> <p>11 警戒区域を設定する場合の計画の策定 県は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保することとする。</p>	<p>6 学校等施設における避難計画の作成 (略)</p> <p>7 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成 (略)</p> <p>8 住民等の避難状況の確認体制の整備 関係市町は、屋内退避又は避難のための立退き勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。</p> <p>9 避難所・避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及びスクリーニングの場所・方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>10 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備 県は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。</p> <p>11 警戒区域を設定する場合の計画の策定 県は、国と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保することとする。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第12節 保健衛生対策の体制整備 (略)</p> <p>第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制の整備 (略)</p> <p>第14節 緊急輸送活動体制の整備 (略)</p> <p>第15節 防災ボランティアの活動 <div data-bbox="584 555 945 646" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 県民文化局、危機管理監室、 関係市町、防災関係機関 </div> </p> <p>県、関係市町及び防災関係機関は、(財)石川県県民ボランティアセンター、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体と連携を図り、緊急時において、ボランティアの防災活動が安全で円滑に行えるように環境を整備する。 なお、ボランティアに対しては、その自発性を尊重しながらも、放射線による被ばくの程度を自ら判断できないことなどから、その特殊性の周知を図る。</p> <p>1 防災ボランティアの把握等 (略)</p> <p>2 防災ボランティアの育成 (略)</p> <p>3 防災ボランティアの支援 (略)</p>	<p>第12節 保健衛生対策の体制整備 (略)</p> <p>第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制の整備 (略)</p> <p>第14節 緊急輸送活動体制の整備 (略)</p> <p>第15節 防災ボランティアの活動 <div data-bbox="1576 555 1937 646" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 県民文化局、危機管理監室、 関係市町、防災関係機関 </div> </p> <p>県、関係市町及び防災関係機関は、(公財)石川県県民ボランティアセンター、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体と連携を図り、緊急時において、ボランティアの防災活動が安全で円滑に行えるように環境を整備する。 なお、ボランティアに対しては、その自発性を尊重しながらも、放射線による被ばくの程度を自ら判断できないことなどから、その特殊性の周知を図る。</p> <p>1 防災ボランティアの把握等 (略)</p> <p>2 防災ボランティアの育成 (略)</p> <p>3 防災ボランティアの支援 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第16節 防災対策資料の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">危機管理監室、健康福祉部、関係各部署、関係市町</div> <p>1 防災対策上必要とされる資料の整備 県及び関係市町は、原子力災害時において、放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策を講ずるため、次に掲げる社会環境に関する資料及び放射性物質又は放射線による影響推定に関する資料等を整備しておく。</p> <p>(1) 社会環境に関する資料 ア 発電所周辺地図 イ 発電所周辺地域における発電所からの距離別人口、世帯数等に関する資料 ウ 道路、鉄道、ヘリポート、空港などの輸送交通手段に関する資料 エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料 オ 発電所周辺地域の特殊施設（学校、社会福祉施設、医療施設等）に関する資料 カ 緊急時医療施設等に関する資料 キ 報道機関及び広報施設等に関する資料 ク その他必要な資料</p> <p>(2) 放射性物質又は放射線による影響推定に関する資料 ア 発電所施設に関する資料 イ 発電所周辺地域の気象・海象に関する資料 ウ モニタリングポストの配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取候補地点図 エ 線量推定計算に関する資料 オ 平常時モニタリングに関する資料 カ 緊急時モニタリングに関する資料 キ 飲料水及び農林水産物及び畜産物（以下「農林水産物等」という。）に関する資料 ク その他必要な資料</p> <p>(3) 原子力防災資機材等に関する資料 ア 防護資機材の備蓄・配備状況 イ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</p> <p>2 北陸電力の資料の提出 (略)</p> <p>3 原子力防災関連情報の収集・蓄積と分析整理体制の整備 (略)</p>	<p>第16節 防災対策資料の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">危機管理監室、健康福祉部、関係各部署、関係市町</div> <p>1 防災対策上必要とされる資料の整備 県及び関係市町は、原子力災害時において、放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策を講ずるため、次に掲げる社会環境に関する資料及び放射性物質又は放射線による影響推定に関する資料等を整備しておく。</p> <p>(1) 社会環境に関する資料 ア 発電所周辺地図 イ 発電所周辺地域における発電所からの距離別人口、世帯数、要配慮者の概要等に関する資料 ウ 道路、鉄道、ヘリポート、空港などの輸送交通手段に関する資料 エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料 オ 発電所周辺地域の特殊施設（学校、社会福祉施設、医療施設等）に関する資料 カ 緊急時医療施設等に関する資料 キ 報道機関及び広報施設等に関する資料 ク その他必要な資料</p> <p>(2) 放射性物質又は放射線による影響推定に関する資料 ア 発電所施設に関する資料 イ 発電所周辺地域の気象・海象に関する資料 ウ モニタリングポストの配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取候補地点図 エ 平常時モニタリングに関する資料 オ 緊急時モニタリングに関する資料 カ 飲料水及び農林水産物及び畜産物（以下「農林水産物等」という。）に関する資料 キ その他必要な資料</p> <p>(3) 原子力防災資機材等に関する資料 ア 防護資機材の備蓄・配備状況 イ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</p> <p>2 北陸電力の資料の提出 (略)</p> <p>3 原子力防災関連情報の収集・蓄積と分析整理体制の整備 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第17節 発電所上空の飛行規制 （略）</p> <p>第18節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備 （略）</p>	<p>第17節 発電所上空の飛行規制 （略）</p> <p>第18節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備 （略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="94 199 667 239">第3章 原子力災害応急対策計画</p> <p data-bbox="94 316 376 351">第1節 通報連絡体制</p> <div data-bbox="414 268 1012 359" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="414 279 990 343">国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部署、関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> </div> <p data-bbox="94 758 533 790">1 警戒事象発生時の通報連絡体制</p> <p data-bbox="94 790 1057 869">県は、警戒事象（特定事象に至る可能性のある事象（自然災害を含む）：警戒事態に相当するもの）の発生時においては、国、富山県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、相互に通報連絡を行う。</p> <p data-bbox="94 869 398 901">(1) 発電所の通報連絡</p> <p data-bbox="94 901 1057 965">原子力防災管理者は、警戒事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p data-bbox="94 965 347 997">(2) 国の通報連絡</p> <p data-bbox="94 997 1057 1173">原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対し情報提供を行うものとする。<u>また、原子力規制委員会は、PAZを管轄に含む地方公共団体（県、志賀町）に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、災害時要援護者の避難準備、住民防護の準備など被害状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡するものとする。</u></p> <p data-bbox="94 1173 347 1204">(3) 県の通報連絡</p> <p data-bbox="94 1204 1057 1268">県は、警戒事象の発生及びその後の状況について、関係市町及び防災関係機関に連絡するものとする。</p>	<p data-bbox="1057 199 1630 239">第3章 原子力災害応急対策計画</p> <p data-bbox="1057 316 1339 351">第1節 通報連絡体制</p> <div data-bbox="1400 268 1998 359" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1400 279 1975 343">国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部署、関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> </div> <p data-bbox="1057 406 1550 438">1 情報収集事態発生時の通報連絡体制</p> <p data-bbox="1057 438 1310 470">(1) 国の通報連絡</p> <p data-bbox="1057 470 2020 646"><u>原子力規制委員会は、情報収集事態（志賀町で震度5弱又は震度5強の地震が発生（県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）した場合をいう。以下同じ。）を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとなっている。</u></p> <p data-bbox="1057 646 1310 678">(2) 県の通報連絡</p> <p data-bbox="1057 678 2020 742"><u>県は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係市町及び防災関係機関に連絡するものとする。</u></p> <p data-bbox="1057 758 1496 790">2 警戒事態発生時の通報連絡体制</p> <p data-bbox="1057 790 2020 853">県は、警戒事態の発生時においては、国、富山県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、相互に通報連絡を行う。</p> <p data-bbox="1057 869 1361 901">(1) 発電所の通報連絡</p> <p data-bbox="1057 901 2020 965">原子力防災管理者は、警戒事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p data-bbox="1057 965 1310 997">(2) 国の通報連絡</p> <p data-bbox="1057 997 2020 1125">原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対し情報提供を行うものとなっている。<u>内閣府は、県及び関係市町に対し連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとなっている。</u></p> <p data-bbox="1057 1173 1310 1204">(3) 県の通報連絡</p> <p data-bbox="1057 1204 2020 1268">県は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係市町及び防災関係機関に連絡するものとする。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 特定事象等の発生時の通報連絡体制 特定事象等（特定事象又は原子力緊急事態をいう。以下、本節において同じ。）の発生時において、国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動を実施するために必要な情報の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡システムにより相互に通報連絡を行う。 事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」）通報連絡系統図</p>	<p>3 施設敷地緊急事態等発生時の通報連絡体制 施設敷地緊急事態等（施設敷地緊急事態又は全面緊急事態をいう。以下、本節において同じ。）の発生時において、国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動を実施するために必要な情報の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡システムにより相互に通報連絡を行う。 事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」）通報連絡系統図</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(1) 発電所の通報連絡</p> <p>ア 原子力防災管理者（発電所長）は、特定事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、原災法第10条第1項及び原子力事業者防災業務計画（第3章第1節1(1)）に基づき、直ちに、知事をはじめ官邸（内閣総理大臣及び内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長、原子力防災専門官、石川県警本部、羽咋警察署長、七尾警察署長、輪島警察署長及び津幡警察署長（以下「警察署長等」という。）、羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事務組合消防本部及びかほく市消防本部消防長（以下「消防長」という。）並びに第九管区海上保安本部、同本部金沢海上保安部長、七尾海上保安部長、伏木海上保安部長（以下「海上保安部長等」という。）に対して、直ちに「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式7）をファクシミリにより一斉に送信する。さらに、知事をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長及び原子力防災専門官等の主要な機関に対しては、その着信を電話等により確認する。</p> <p>なお、通報連絡事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 特定事象の発生箇所 (イ) 特定事象の発生日時 (ウ) 特定事象の種類 (エ) 想定される原因 (オ) 検出された放射性物質及び放射線量の状況 (カ) 主な施設・設備等の状態 (キ) その他特定事象の把握に参考となる情報</p> <p>イ 原子力防災管理者（発電所長）は、通報に係る事象が原子力緊急事態に至った場合は、原子力事業者防災業務計画（第3章第3節1(1)）に基づき、直ちにアに準じて「原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式」（原子力事業者防災業務計画様式11）により通報連絡する。</p> <p>ウ 通報を受けた事象に対する問い合わせは、原則として原子力規制委員会、県及び関係市町とする。</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>ア 原子力規制委員会は、原子力防災管理者（発電所長）から特定事象等の発生について通報を受けた場合には、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要及び事象の今後の進展の見通し等事故情報について、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、関係市町の長及び警察本部長に通報連絡を行うこととなっている。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、原子力緊急事態に該当するときは、知事及び志賀町長に対して、災害対策本部設置、避難等の実施等を要請することとなっている。</p>	<p>(1) 発電所の通報連絡</p> <p>ア 原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、原災法第10条第1項及び原子力事業者防災業務計画（第3章第1節1(1)）に基づき、直ちに、知事をはじめ官邸（内閣総理大臣及び内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長、原子力防災専門官、石川県警本部、羽咋警察署長、七尾警察署長、輪島警察署長及び津幡警察署長（以下「警察署長等」という。）、羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事務組合消防本部及びかほく市消防本部消防長（以下「消防長」という。）並びに第九管区海上保安本部、同本部金沢海上保安部長、七尾海上保安部長、伏木海上保安部長（以下「海上保安部長等」という。）に対して、直ちに「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式8）をファクシミリにより一斉に送信する。さらに、知事をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長及び原子力防災専門官等の主要な機関に対しては、その着信を電話等により確認する。</p> <p>なお、通報連絡事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 特定事象の発生箇所 (イ) 特定事象の発生日時 (ウ) 特定事象の種類 (エ) 想定される原因 (オ) 検出された放射性物質及び放射線量の状況 (カ) 主な施設・設備等の状態 (キ) その他特定事象の把握に参考となる情報</p> <p>イ 原子力防災管理者（発電所長）は、通報に係る事象が全面緊急事態に至った場合は、原子力事業者防災業務計画（第3章第3節1(1)）に基づき、直ちにアに準じて「原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式」（原子力事業者防災業務計画様式12）により通報連絡する。</p> <p>ウ 通報を受けた事象に対する問い合わせは、原則として原子力規制委員会、県及び志賀町とする。</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>ア 原子力規制委員会は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合には、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要及び事象の今後の進展の見通し等事故情報について、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、関係市町の長及び警察本部長に通報連絡を行うこととなっている。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、全面緊急事態に該当するときは、知事及び志賀町長に対して、災害対策本部設置、避難等の実施等を要請することとなっている。</p>	

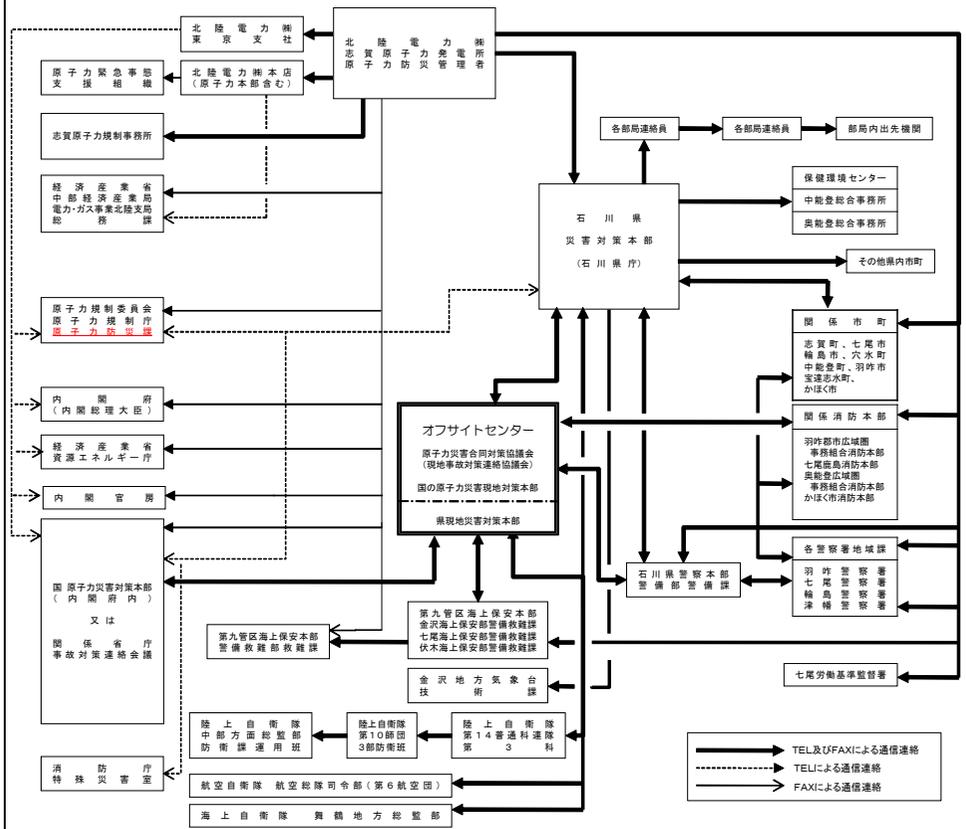
現 行	修 正 案	備 考
<p>(3) 原子力防災専門官、原子力保安検査官の通報連絡 原子力防災専門官及び原子力保安検査官は、原子力防災管理者（発電所長）から特定事象等の発生について通報を受けた場合は、直ちに発電所の状況等を確認し、その結果等を、知事をはじめ原子力規制委員会、志賀町長に通報連絡することとなっている。</p> <p>(4) 県の通報連絡 ア 特定事象等の発生の通報連絡 知事は、原子力防災管理者（発電所長）から特定事象等の発生について通報を受けた場合は、直ちに、原子力規制委員会、関係市町の長、原子力防災専門官、金沢海上保安部長、その他の防災関係機関の長に通報連絡を行うとともに、発電所の状況等の確認に努める。 イ 職員の派遣要請 知事は、原災法第10条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会に対し、アの通報連絡に併せて専門的知識を有する職員の派遣を要請する。 ウ 国等からの通報連絡事項の連絡 知事は、原子力規制委員会、原子力防災専門官及び原子力防災管理者（発電所長）から通報連絡を受けた発電所の状況等については、直ちに関係市町の長及び防災関係機関の長に連絡する。</p> <p>(5) 関係市町の通報連絡 関係市町の長は、原子力防災管理者（発電所長）から特定事象等の発生について通報を受けた場合は、知事及び原子力防災専門官に通報連絡を行うとともに、発電所の状況等の確認及び関係市町の長が当面とるべき措置についての指示を要請する。 また、必要に応じ、知事を経由して、原子力規制委員会に対し、国の専門的知識を有する職員の派遣を要請する。 なお、所轄の警察署長及び消防長に対しても通報連絡を行う。</p> <p>(6) 警察機関の通報連絡 警察署長は、原子力防災管理者（発電所長）から特定事象等の発生について通報を受けた場合は、警察本部長を経由して知事に通報連絡する。また、管轄する関係市町の長に通報連絡を行う。</p> <p>(7) 海上保安部の通報連絡 海上保安部長等は、原子力防災管理者（発電所長）から特定事象等の発生について通報を受けた場合には、知事へ通報連絡を行う。</p> <p>(8) 消防機関の通報連絡 消防長は、原子力防災管理者（発電所）から特定事象等の発生について通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（分署・分遣所）長に通報し、必要な指示を行う。また、管轄する関係市町の長へ通報連絡を行う。</p>	<p>(3) 原子力防災専門官、原子力保安検査官の通報連絡 原子力防災専門官及び原子力保安検査官は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに発電所の状況等を確認し、その結果等を、知事をはじめ原子力規制委員会、志賀町長に通報連絡することとなっている。</p> <p>(4) 県の通報連絡 ア 施設敷地緊急事態等の発生の通報連絡 知事は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに、原子力規制委員会、関係市町の長、原子力防災専門官、金沢海上保安部長、その他の防災関係機関の長に通報連絡を行うとともに、発電所の状況等の確認に努める。 イ 職員の派遣要請 知事は、原災法第10条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会に対し、アの通報連絡に併せて専門的知識を有する職員の派遣を要請する。 ウ 国等からの通報連絡事項の連絡 知事は、原子力規制委員会、原子力防災専門官及び原子力防災管理者（発電所長）から通報連絡を受けた発電所の状況等については、直ちに関係市町の長及び防災関係機関の長に連絡する。</p> <p>(5) 関係市町の通報連絡 関係市町の長は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、知事及び原子力防災専門官に通報連絡を行うとともに、発電所の状況等の確認及び関係市町の長が当面とるべき措置についての指示を要請する。 また、必要に応じ、知事を経由して、原子力規制委員会に対し、国の専門的知識を有する職員の派遣を要請する。 なお、所轄の警察署長及び消防長に対しても通報連絡を行う。</p> <p>(6) 警察機関の通報連絡 警察署長は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、警察本部長を経由して知事に通報連絡する。また、管轄する関係市町の長に通報連絡を行う。</p> <p>(7) 海上保安部の通報連絡 海上保安部長等は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合には、知事へ通報連絡を行う。</p> <p>(8) 消防機関の通報連絡 消防長は、原子力防災管理者（発電所）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（分署・分遣所）長に通報し、必要な指示を行う。また、管轄する関係市町の長へ通報連絡を行う。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(9) 県の環境放射線観測局で特定事象等の発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報連絡</p> <p>ア 知事は、原子力防災管理者（発電所長）から通報がない状態において、県が設置している環境放射線観測局により、特定事象等の発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力規制委員会、原子力防災専門官、原子力保安検査官、関係市町の長及び原子力防災管理者（発電所長）に通報連絡するとともに、発電所の状況等の確認に努める。</p> <p>イ 原子力防災専門官は、県から特定事象等の発生の通報を行うべき数値を検出した旨の連絡を受けた場合は、原子力保安検査官と連携を図りつつ、直ちに原子力防災管理者（発電所長）に発電所の状況の確認を行うよう指示し、その結果を直ちに知事をはじめ原子力規制委員会及び関係市町の長に通報連絡するとなっている。</p> <p>ウ 知事は、原子力防災専門官からイにより発電所の状況の確認結果の通報連絡を受けた場合は、直ちに原子力規制委員会、消防庁長官、関係市町の長及び防災関係機関の長に通連絡する。</p> <p>エ 原子力防災管理者（発電所長）は、イの結果が特定事象等に該当していた場合は、直ちに特定事象等の発生について1(1)により通報連絡を行う。</p>	<p>(9) 県の環境放射線観測局で施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報連絡</p> <p>ア 知事は、原子力防災管理者（発電所長）から通報がない状態において、県が設置している環境放射線観測局により、施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力規制委員会、原子力防災専門官、原子力保安検査官、関係市町の長及び原子力防災管理者（発電所長）に通報連絡するとともに、発電所の状況等の確認に努める。</p> <p>イ 原子力防災専門官は、県から施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値を検出した旨の連絡を受けた場合は、原子力保安検査官と連携を図りつつ、直ちに原子力防災管理者（発電所長）に発電所の状況の確認を行うよう指示し、その結果を直ちに知事をはじめ原子力規制委員会及び関係市町の長に通報連絡するとなっている。</p> <p>ウ 知事は、原子力防災専門官からイにより発電所の状況の確認結果の通報連絡を受けた場合は、直ちに原子力規制委員会、消防庁長官、関係市町の長及び防災関係機関の長に通連絡する。</p> <p>エ 原子力防災管理者（発電所長）は、イの結果が施設敷地緊急事態等に該当していた場合は、直ちに施設敷地緊急事態等の発生について1(1)により通報連絡を行う。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

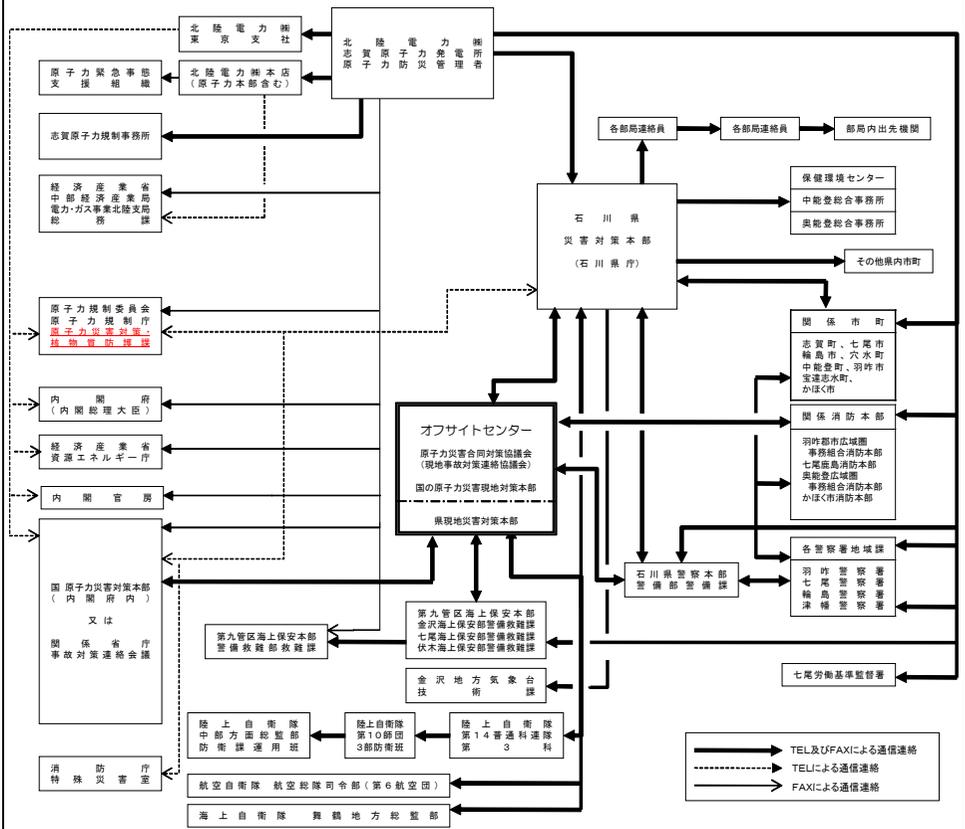
3 応急対策活動情報等の連絡
 国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡システムにより相互に通報連絡を行う。

事故通報（第2報以降）通報連絡系統図



4 応急対策活動情報等の連絡
 国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡システムにより相互に通報連絡を行う。

事故通報（第2報以降）通報連絡系統図



現 行	修 正 案	備 考
<p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報等の連絡</p> <p>ア 発電所の通報連絡 原子力防災管理者（発電所長）は、特定事象の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長、警察署長等、消防長、海上保安部長等及び原子力防災専門官等並びに国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策活動の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」（原子力事業者防災業務計画様式9）により通報連絡する。</p> <p>イ 国の通報連絡 原子力規制委員会は、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係市町の長との間において、知事、志賀町長及び原子力防災管理者（発電所長）から連絡を受けた事項、国が行う応急対策活動等を随時連絡するなど相互の連絡を密にすることとなっている。</p> <p>ウ 県の通報連絡 県災害対策本部長（以下「県本部長」という。）（知事）は、原子力規制委員会、消防庁長官及び原子力防災専門官から情報を得るとともに、関係市町、防災関係機関、原子力防災管理者（発電所長）等から連絡を受けた事項、県が行う応急対策活動の状況等をこれらの者に対して随時、通報連絡する。 また、県本部長（知事）は、原子力規制委員会、消防庁長官、原子力防災専門官、関係市町の長、防災関係機関及び原子力防災管理者（発電所長）から通報連絡を受けた事項、県が行う応急対策活動の状況等を関係市町の長及び防災関係機関の長に対して随時通報連絡する。</p> <p>エ 関係市町の通報連絡 関係市町の長は、市町が行う応急対策活動の状況等について、県本部長（知事）をはじめ警察署長、消防長及び原子力防災専門官に対して随時通報連絡する。</p> <p>オ 警察機関の通報連絡 警察署長は、警察署が行う応急対策活動の状況等について、警察本部を通じて、県本部長（知事）をはじめ、関係市町の長及び原子力防災専門官に対して、随時通報連絡する。</p> <p>カ 消防機関の通報連絡 消防長は、消防機関が行う応急対策の状況等について、県本部長（知事）をはじめ関係市町の長及び原子力防災専門官に対して、随時通報連絡する。</p> <p>キ 海上保安部の通報連絡 海上保安部長等は、海上保安部が行う応急対策活動の状況等について、県本部長（知事）及び原子力防災専門官に随時通報連絡するよう努める。</p>	<p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報等の連絡</p> <p>ア 発電所の通報連絡 原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長、警察署長等、消防長、海上保安部長等及び原子力防災専門官等並びに国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策活動の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」（原子力事業者防災業務計画様式10）により通報連絡する。</p> <p>イ 国の通報連絡 原子力規制委員会及び内閣府は、知事をはじめ官邸（内閣官房）、関係市町の長との間において、知事、志賀町長及び原子力防災管理者（発電所長）から連絡を受けた事項、国が行う応急対策活動等を随時連絡するなど相互の連絡を密にすることとなっている。</p> <p>ウ 県の通報連絡 県災害対策本部長（以下「県本部長」という。）（知事）は、原子力規制委員会、内閣府、消防庁長官及び原子力防災専門官から情報を得るとともに、関係市町、防災関係機関、原子力防災管理者（発電所長）等から連絡を受けた事項、県が行う応急対策活動の状況等をこれらの者に対して随時、通報連絡する。 また、県本部長（知事）は、原子力規制委員会、内閣府、消防庁長官、原子力防災専門官、関係市町の長、防災関係機関及び原子力防災管理者（発電所長）から通報連絡を受けた事項、県が行う応急対策活動の状況等を関係市町の長及び防災関係機関の長に対して随時通報連絡する。</p> <p>エ 関係市町の通報連絡 関係市町の長は、市町が行う応急対策活動の状況等について、県本部長（知事）をはじめ警察署長、消防長及び原子力防災専門官に対して随時通報連絡する。</p> <p>オ 警察機関の通報連絡 警察署長は、警察署が行う応急対策活動の状況等について、警察本部を通じて、県本部長（知事）をはじめ、関係市町の長及び原子力防災専門官に対して、随時通報連絡する。</p> <p>カ 消防機関の通報連絡 消防長は、消防機関が行う応急対策の状況等について、県本部長（知事）をはじめ関係市町の長及び原子力防災専門官に対して、随時通報連絡する。</p> <p>キ 海上保安部の通報連絡 海上保安部長等は、海上保安部が行う応急対策活動の状況等について、県本部長（知事）及び原子力防災専門官に随時通報連絡するよう努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>ク 現地事故対策連絡会議における通報連絡 現地事故対策連絡会議が開催されている場合は、関係機関による特定事象発生後の応急対策活動の状況等の通報連絡（知事の消防庁長官への通報連絡を除く。）は、原則として現地事故対策連絡会議において行い、情報の共有を図る。</p> <p>(2) 緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報等の連絡</p> <p>ア 原子力災害合同対策協議会の組織 県本部長（知事）及び緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長は、原子力緊急事態宣言が発せられた場合は、速やかに、原災法第22条の規定に基づき災害対策基本法第23条第1項に規定する災害対策本部に移行する。</p> <p>また、国の原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び北陸電力とともに、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。</p> <p>なお、国は、原災法第17条第9項に規定に基づく国の原子力災害現地対策本部をオフサイトセンターに設置することとなっている。</p> <p>イ 県及び関係市町の合同対策協議会への参加 県本部長（知事）又は県現地災害対策本部長（以下「県現地本部長」という。）及び緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長（関係市町災害対策本部長）は、国の原子力災害現地対策本部長、北陸電力の代表者等とともに、合同対策協議会の全体会議に出席し、緊急事態応急対策のうち最重要事項の調整及び情報の共有を行う。</p> <p>なお、合同対策協議会全体会議の主な役割は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 原子力災害対策本部での指示事項の連絡 b 屋内退避及び避難等に関する原子力災害対策本部への提言 c 緊急時対応方針の確認 d 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 e モニタリング状況及び予測の報告 f プラント状況及び予測の報告 g プレス広報及び住民広報の内容の確認（主要なもの） h 県、関係市町及び関係機関からの要望の取りまとめ i その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項 <p>ウ 合同対策協議会機能班への職員の派遣 (7) 県本部長（知事）及び関係市町の長は、国の原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び北陸電力とともに、合同対策協議会において、発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別に分けた(イ)の作業グループ（機能班）にそれぞれ職員を派遣することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県本部長（知事）及び当該関係市町の長が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p>	<p>ク 現地事故対策連絡会議における通報連絡 現地事故対策連絡会議が開催されている場合は、関係機関による特定事象発生後の応急対策活動の状況等の通報連絡（知事の消防庁長官への通報連絡を除く。）は、原則として現地事故対策連絡会議において行い、情報の共有を図る。</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報等の連絡</p> <p>ア 原子力災害合同対策協議会の組織 県本部長（知事）及び緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長は、原子力緊急事態宣言が発せられた場合は、速やかに、原災法第22条の規定に基づき災害対策基本法第23条第1項に規定する災害対策本部に移行する。</p> <p>また、国の原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び北陸電力とともに、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。</p> <p>なお、国は、原災法第17条第9項に規定に基づく国の原子力災害現地対策本部をオフサイトセンターに設置することとなっている。</p> <p>イ 県及び関係市町の合同対策協議会への参加 県本部長（知事）又は県現地災害対策本部長（以下「県現地本部長」という。）及び緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長（関係市町災害対策本部長）は、国の原子力災害現地対策本部長、北陸電力の代表者等とともに、合同対策協議会の全体会議に出席し、緊急事態応急対策のうち最重要事項の調整及び情報の共有を行う。</p> <p>なお、合同対策協議会全体会議の主な役割は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 原子力災害対策本部での指示事項の連絡 b 屋内退避及び避難等に関する原子力災害対策本部への提言 c 緊急時対応方針の確認 d 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 e モニタリング状況の報告 f プラント状況及び予測の報告 g プレス広報及び住民広報の内容の確認（主要なもの） h 県、関係市町及び関係機関からの要望の取りまとめ i その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項 <p>ウ 合同対策協議会機能班への職員の派遣 (7) 県本部長（知事）及び関係市町の長は、国の原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び北陸電力とともに、合同対策協議会において、発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別に分けた(イ)の作業グループ（機能班）にそれぞれ職員を派遣することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県本部長（知事）及び当該関係市町の長が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p>	

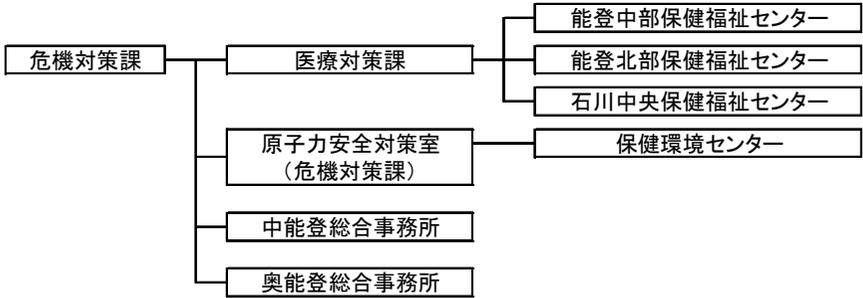
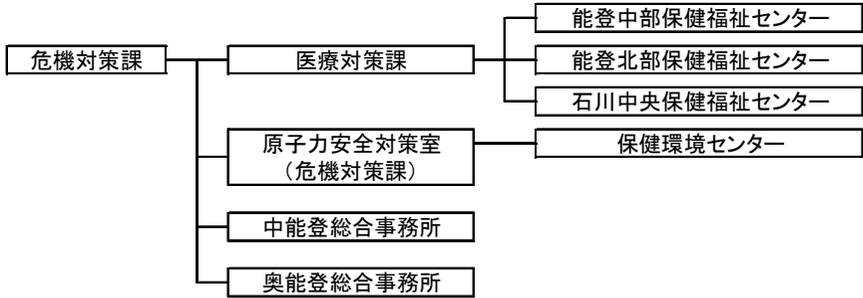
現 行			修 正 案			備 考
(イ) 合同対策協議会の機能班の名称及びその主な任務は、次のとおりである。			(イ) 合同対策協議会の機能班の名称及びその主な任務は、次のとおりである。			
機能班名	機 能	主 な 任 務	機能班名	機 能	主 な 任 務	
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同対策協議会運営事務局 ・ 国の原子力災害現地対策本部長の補佐 ・ 合同対策協議会の決定事項の伝達 ・ 国、県、関係市町等との連絡調整 ・ 屋内退避及び避難等に関する提言のとりまとめ ・ 原子力緊急事態解除宣言の具申 	総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同対策協議会運営事務局 ・ 国の原子力災害現地対策本部長の補佐 ・ 合同対策協議会の決定事項の伝達 ・ 国、県、関係市町等との連絡調整 ・ 屋内退避及び避難等に関する提言のとりまとめ ・ 原子力緊急事態解除宣言の具申 	
放射線班	緊急時モニタリング実施のための調整・支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策本部放射線班等との情報共有・調整 ・ 県災害対策本部等への緊急時モニタリングの指導・助言 ・ モニタリングデータ収集 ・ 放射性物質汚染対策に関する調整 	放射線班	緊急時モニタリング実施のための調整・支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策本部放射線班等との情報共有・調整 ・ モニタリングデータ収集 ・ 放射性物質汚染対策に関する調整 	
医療班	被災者に対する医療活動の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 救助及び救命状況の把握 ・ 安定ヨウ素剤の配布、服用に関する連絡調整 	医療班	被災者に対する医療活動の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 救助及び救命状況の把握 ・ 安定ヨウ素剤の配布、服用に関する連絡調整 	
住民安全班	被災者の救助と社会秩序の維持活動の把握調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避及び避難状況の把握 ・ 救助及び救命状況の把握 ・ 交通規制状況の把握 ・ 救急輸送実施状況の把握 	住民安全班	被災者の救助と社会秩序の維持活動の把握調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避及び避難状況の把握 ・ 救助及び救命状況の把握 ・ 交通規制状況の把握 ・ 救急輸送実施状況の把握 	
運営支援班	オフサイトセンター内の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集者の食料等の調達 ・ オフサイトセンターの環境整備 ・ オフサイトセンターの出入り管理 	運営支援班	オフサイトセンター内の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集者の食料等の調達 ・ オフサイトセンターの環境整備 ・ オフサイトセンターの出入り管理 	
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関等対応 ・ 住民等への広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関等への対応 ・ 住民等への対応 	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関等対応 ・ 住民等への広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関等への対応 ・ 住民等への対応 	

現 行			修 正 案			備 考
機能班名	機 能	主 な 任 務	機能班名	機 能	主 な 任 務	
実動対処班	実動組織(自衛隊、消防、海保、警察)との調整	・実動組織のオンサイト及びオフサイト対応に関する状況把握 ・現地対策本部で立案する計画に基づき実働組織の関与が必要な事項についての連絡調整	実動対処班	実動組織(自衛隊、消防、海保、警察)との調整	・実動組織のオンサイト及びオフサイト対応に関する状況把握 ・現地対策本部で立案する計画に基づき実働組織の関与が必要な事項についての連絡調整	
プラントチーム	事故状況の情報提供	・プラント情報の提供 ・プレス対応(プラント状況の説明)	プラントチーム	事故状況の情報提供	・プラント情報の提供 ・プレス対応(プラント状況の説明)	
<p>エ 県の連絡</p> <p>県本部長(知事)は、県現地本部長及び合同対策協議会に派遣した職員との間において県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報、合同対策協議会において得た情報を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>オ 関係市町の連絡</p> <p>(7) 緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長は、合同対策協議会に派遣した職員に対し、当該市町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報、合同対策協議会において得た情報を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>(4) 緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長以外の関係市町の長は、必要に応じ合同対策協議会に幹部職員を派遣し、当該市町に関係する情報を収集し、共有を図る。</p> <p>また、派遣職員は、当該関係市町の長に対し、合同対策協議会において得た情報を随時連絡する。</p> <p>カ 防災関係機関の連絡</p> <p>防災関係機関の長は、合同対策協議会に派遣した職員に対し、防災関係機関の長が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。</p> <p>また、派遣職員は、当該防災関係機関の長に対し、合同対策協議会において得た情報を随時連絡する。</p>			<p>エ 県の連絡</p> <p>県本部長(知事)は、県現地本部長及び合同対策協議会に派遣した職員との間において県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報、合同対策協議会において得た情報を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>オ 関係市町の連絡</p> <p>(7) 緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長は、合同対策協議会に派遣した職員に対し、当該市町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報、合同対策協議会において得た情報を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>(4) 緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長以外の関係市町の長は、必要に応じ合同対策協議会に幹部職員を派遣し、当該市町に関係する情報を収集し、共有を図る。</p> <p>また、派遣職員は、当該関係市町の長に対し、合同対策協議会において得た情報を随時連絡する。</p> <p>カ 防災関係機関の連絡</p> <p>防災関係機関の長は、合同対策協議会に派遣した職員に対し、防災関係機関の長が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。</p> <p>また、派遣職員は、当該防災関係機関の長に対し、合同対策協議会において得た情報を随時連絡する。</p>			

現 行	修 正 案	備 考															
<p data-bbox="94 229 396 256">第2節 初動体制の確立</p> <div data-bbox="490 204 1034 256" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">危機管理監室、健康福祉部、関係各部署</div> <p data-bbox="94 288 1057 376">緊急時において、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、速やかにそれぞれの災害対策本部等の組織の編成や要員の確保等を行い、初動体制を確立する。</p> <p data-bbox="94 405 504 432">1 県の動員体制及び設置基準等</p> <p data-bbox="94 435 1057 523">県職員は、発電所の事故情報に注意し、緊急時においては本計画第2章「原子力災害予防計画」第5節4「県職員の通信連絡体制」により作成された防災活動要領（マニュアル）等に基づき、直ちに対応する。</p> <p data-bbox="94 525 1057 580">なお、緊急時における体制、設置基準及び動員対象職員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="147 595 1043 1326"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 595 389 651">体 制</th> <th data-bbox="389 595 725 651">設 置 基 準</th> <th data-bbox="725 595 1043 651">動 員 対 象 職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 651 389 1326">警戒体制</td> <td data-bbox="389 651 725 1326"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 県内において大津波警報が発令されたとき ・ 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき ・ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると知事が認めたとき。 </td> <td data-bbox="725 651 1043 1326"> 危機管理監室、医療対策課、中能登総合事務所、能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センター、保健環境センター等の配備計画による職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部連絡員（主管課課長補佐等） ・ 上記以外の各部署の配備計画による職員 </td> </tr> </tbody> </table>	体 制	設 置 基 準	動 員 対 象 職 員	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 県内において大津波警報が発令されたとき ・ 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき ・ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると知事が認めたとき。 	危機管理監室、医療対策課、中能登総合事務所、能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センター、保健環境センター等の配備計画による職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部連絡員（主管課課長補佐等） ・ 上記以外の各部署の配備計画による職員 	<p data-bbox="1057 229 1359 256">第2節 初動体制の確立</p> <div data-bbox="1467 204 2011 256" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">危機管理監室、健康福祉部、関係各部署</div> <p data-bbox="1057 288 2020 376">緊急時において、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、速やかにそれぞれの災害対策本部等の組織の編成や要員の確保等を行い、初動体制を確立する。</p> <p data-bbox="1057 405 1467 432">1 県の動員体制及び設置基準等</p> <p data-bbox="1057 435 2020 523">県職員は、発電所の事故情報に注意し、緊急時においては本計画第2章「原子力災害予防計画」第5節4「県職員の通信連絡体制」により作成された防災活動要領（マニュアル）等に基づき、直ちに対応する。</p> <p data-bbox="1057 525 2020 580">なお、緊急時における体制、設置基準及び動員対象職員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1111 595 2007 1326"> <thead> <tr> <th data-bbox="1111 595 1352 651">体 制</th> <th data-bbox="1352 595 1688 651">設 置 基 準</th> <th data-bbox="1688 595 2007 651">動 員 対 象 職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 651 1352 858">情報収集体制</td> <td data-bbox="1352 651 1688 858"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 志賀町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき（県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く） </td> <td data-bbox="1688 651 2007 858"> 危機管理監室 保健環境センター </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 858 1352 1326">警戒体制</td> <td data-bbox="1352 858 1688 1326"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 県内において大津波警報が発表されたとき ・ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から警戒事態発生連絡を受けたとき ・ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると知事が認めたとき。 </td> <td data-bbox="1688 858 2007 1326"> 危機管理監室、医療対策課、中能登総合事務所、奥能登総合事務所、能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センター、保健環境センター等の配備計画による職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部連絡員（主管課課長補佐等） ・ 石川県モニタリング本部要員 ・ 上記以外の各部署の配備計画による職員 </td> </tr> </tbody> </table>	体 制	設 置 基 準	動 員 対 象 職 員	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 志賀町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき（県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く） 	危機管理監室 保健環境センター	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 県内において大津波警報が発表されたとき ・ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から警戒事態発生連絡を受けたとき ・ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると知事が認めたとき。 	危機管理監室、医療対策課、中能登総合事務所、 奥能登総合事務所 、能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センター、保健環境センター等の配備計画による職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部連絡員（主管課課長補佐等） ・ 石川県モニタリング本部要員 ・ 上記以外の各部署の配備計画による職員 	
体 制	設 置 基 準	動 員 対 象 職 員															
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 県内において大津波警報が発令されたとき ・ 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき ・ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると知事が認めたとき。 	危機管理監室、医療対策課、中能登総合事務所、能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センター、保健環境センター等の配備計画による職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部連絡員（主管課課長補佐等） ・ 上記以外の各部署の配備計画による職員 															
体 制	設 置 基 準	動 員 対 象 職 員															
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 志賀町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき（県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く） 	危機管理監室 保健環境センター															
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 県内において大津波警報が発表されたとき ・ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から警戒事態発生連絡を受けたとき ・ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると知事が認めたとき。 	危機管理監室、医療対策課、中能登総合事務所、 奥能登総合事務所 、能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センター、保健環境センター等の配備計画による職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部連絡員（主管課課長補佐等） ・ 石川県モニタリング本部要員 ・ 上記以外の各部署の配備計画による職員 															

現 行			修 正 案			備 考
体 制	設 置 基 準	動 員 対 象 職 員	体 制	設 置 基 準	動 員 対 象 職 員	
第一次 災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災管理者（発電所長）から特定事象発生 の通報を受けたとき。 県の環境放射線観測局で 特定事象に該当する放射 線量を観測したとき。 その他知事が必要と認め たとき。 	・ 全職員	第一次 災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事象発生 の通報を受けたとき。 県の環境放射線観測局で 施設敷地緊急事象に該当 する放射線量を観測した とき。 その他知事が必要と認め たとき。 	・ 全職員	
第二次 災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣が原子力緊 急事態宣言を発出したと き。 	・ 全職員	第二次 災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣が原子力緊 急事態宣言を発出したと き。 	・ 全職員	
<p>(注) 1 特定事象とは、原災法第10条第1項前段の規定により原子力防災管理者（発電所長）が知事等に通報を行うべき事象をいう。</p> <p>2 原子力緊急事態宣言とは、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態を発出する宣言をいう。</p>			<p>(注) 原子力緊急事態宣言とは、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態を発出する宣言をいう。</p>			
<p>2 県職員の動員方法</p> <p>(略)</p>			<p>2 県職員の動員方法</p> <p>(略)</p>			

現 行	修 正 案	備 考								
<p>第3節 緊急時の措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">危機管理監室、健康福祉部、関係各部署、関係市町、防災関係機関</div> <p>1 災害対策本部等の設置 知事は、緊急時において、災害応急対策活動を行うために、前節の設置基準に従い、</p> <p>(1) 警戒体制 (2) 第一次災害対策本部体制（以下「第一次本部体制」という。） (3) 第二次災害対策本部体制（以下「第二次本部体制」という。）をとる。</p>	<p>第3節 緊急時の措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">危機管理監室、健康福祉部、関係各部署、関係市町、防災関係機関</div> <p>1 災害対策本部等の設置 知事は、緊急時において、災害応急対策活動を行うために、前節の設置基準に従い、</p> <p>(1) <u>情報収集体制</u> (2) 警戒体制 (3) 第一次災害対策本部体制（以下「第一次本部体制」という。） (4) 第二次災害対策本部体制（以下「第二次本部体制」という。）をとる。</p> <p>2 <u>情報収集体制</u> 県は、<u>原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、発電所及び環境放射線モニタリングの状況について情報の収集に努めるとともに、市町を通じ住民等への周知を行う。また、必要に応じ、警戒体制に移行できる体制をとる。</u></p> <p>(1) <u>情報収集体制組織図</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">危機対策課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">原子力安全対策室 (危機対策課)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保健環境センター</div> </div> </div> <p>(2) <u>所掌事務</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"><u>課(室)及び出先機関名</u></th> <th><u>所 掌 事 務</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>危機対策課</u></td> <td>1 <u>原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との通報連絡に関する</u> <u>こと。</u> 2 <u>情報収集体制の総合調整に関する</u> <u>こと。</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子力安全対策室 (危機対策課)</u></td> <td>1 <u>発電所の状況等の把握に関する</u> <u>こと。</u> 2 <u>環境放射線モニタリングに関する</u> <u>こと。</u> 3 <u>保健環境センターとの通報連絡に関する</u> <u>こと。</u></td> </tr> <tr> <td><u>保健環境センター</u></td> <td><u>環境放射線モニタリングに関する</u> <u>こと。</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>課(室)及び出先機関名</u>	<u>所 掌 事 務</u>	<u>危機対策課</u>	1 <u>原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との通報連絡に関する</u> <u>こと。</u> 2 <u>情報収集体制の総合調整に関する</u> <u>こと。</u>	<u>原子力安全対策室 (危機対策課)</u>	1 <u>発電所の状況等の把握に関する</u> <u>こと。</u> 2 <u>環境放射線モニタリングに関する</u> <u>こと。</u> 3 <u>保健環境センターとの通報連絡に関する</u> <u>こと。</u>	<u>保健環境センター</u>	<u>環境放射線モニタリングに関する</u> <u>こと。</u>	
<u>課(室)及び出先機関名</u>	<u>所 掌 事 務</u>									
<u>危機対策課</u>	1 <u>原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との通報連絡に関する</u> <u>こと。</u> 2 <u>情報収集体制の総合調整に関する</u> <u>こと。</u>									
<u>原子力安全対策室 (危機対策課)</u>	1 <u>発電所の状況等の把握に関する</u> <u>こと。</u> 2 <u>環境放射線モニタリングに関する</u> <u>こと。</u> 3 <u>保健環境センターとの通報連絡に関する</u> <u>こと。</u>									
<u>保健環境センター</u>	<u>環境放射線モニタリングに関する</u> <u>こと。</u>									

現 行	修 正 案	備 考												
<p>2 警戒体制 県は、原子力規制委員会、原子力防災専門官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、第一次本部体制に移行できる体制をとるとともに、関係市町の長及び防災関係機関の長にその旨を連絡する。</p> <p>(1) 警戒体制組織図</p>  <p>(2) 所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="161 1005 1034 1444"> <thead> <tr> <th>課(室)及び出先機関名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機対策課</td> <td> 1 原子力規制委員会、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との通報連絡に関すること。 2 事故状況等の把握に関すること。 3 警戒体制の総合調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>医療対策課</td> <td> 1 緊急時医療措置の準備に関すること。 2 能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センターとの通報連絡に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	課(室)及び出先機関名	所 掌 事 務	危機対策課	1 原子力規制委員会、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との通報連絡に関すること。 2 事故状況等の把握に関すること。 3 警戒体制の総合調整に関すること。	医療対策課	1 緊急時医療措置の準備に関すること。 2 能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センターとの通報連絡に関すること。	<p>3 警戒体制 県は、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、第一次本部体制に移行できる体制をとるとともに、関係市町の長及び防災関係機関の長にその旨を連絡する。 <u>また、石川県モニタリング本部（3章6節）を設置し、活動を開始する。</u></p> <p>(1) 警戒体制組織図</p>  <p>(2) 所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1124 1005 1998 1444"> <thead> <tr> <th>課(室)及び出先機関名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機対策課</td> <td> 1 原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との通報連絡に関すること。 2 事故状況等の把握に関すること。 3 警戒体制の総合調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>医療対策課</td> <td> 1 緊急時医療措置の準備に関すること。 2 能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センターとの通報連絡に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	課(室)及び出先機関名	所 掌 事 務	危機対策課	1 原子力規制委員会、 内閣府 、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との通報連絡に関すること。 2 事故状況等の把握に関すること。 3 警戒体制の総合調整に関すること。	医療対策課	1 緊急時医療措置の準備に関すること。 2 能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センターとの通報連絡に関すること。	
課(室)及び出先機関名	所 掌 事 務													
危機対策課	1 原子力規制委員会、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との通報連絡に関すること。 2 事故状況等の把握に関すること。 3 警戒体制の総合調整に関すること。													
医療対策課	1 緊急時医療措置の準備に関すること。 2 能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センターとの通報連絡に関すること。													
課(室)及び出先機関名	所 掌 事 務													
危機対策課	1 原子力規制委員会、 内閣府 、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との通報連絡に関すること。 2 事故状況等の把握に関すること。 3 警戒体制の総合調整に関すること。													
医療対策課	1 緊急時医療措置の準備に関すること。 2 能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センターとの通報連絡に関すること。													

現 行		修 正 案		備 考
課(室)及び出先機関名	所 掌 事 務	課(室)及び出先機関名	所 掌 事 務	
原子力安全対策室 (危機対策課)	1 事故状況等の把握に関する事 2 緊急時モニタリングの準備に関する事 3 保健環境センターとの通報連絡に関する事。	原子力安全対策室 (危機対策課)	1 事故状況等の把握に関する事 2 緊急時モニタリングの準備に関する事 3 保健環境センターとの通報連絡に関する事。	
中能登総合事務所	1 危機対策課との通報連絡に関する事。 2 管内出先機関の調整に関する事。 3 <u>県現地本部及びオフサイトセンターの立上げ準備に関する事。</u>	中能登総合事務所	1 危機対策課との通報連絡に関する事。 2 管内出先機関の調整に関する事。 3 <u>県現地本部及びオフサイトセンターの立上げ準備に関する事。</u>	
能登中部保健福祉センター 能登北部保健福祉センター 石川中央保健福祉センター	緊急時医療措置の準備に関する事。	<u>奥能登総合事務所</u>	<u>1 危機対策課との通報連絡に関する事。</u> <u>2 管内出先機関の調整に関する事。</u>	
保健環境センター	<u>緊急時モニタリングの準備に関する事。</u>	能登中部保健福祉センター 能登北部保健福祉センター 石川中央保健福祉センター	緊急時医療措置の準備に関する事。	
		保健環境センター	<u>石川県モニタリング本部に関する事。</u>	
<p>3 第一次本部体制及び第二次本部体制 知事は、前節の第一次本部体制又は第二次本部体制設置基準に該当した場合は、直ちに県庁内に県本部を、オフサイトセンターに県現地本部を設置する。 また、第一次本部体制中において、前節の第二次本部体制設置基準に該当した場合は、直ちに県本部及び県現地本部を第二次本部体制に移行する。</p> <p>なお、県本部及び県現地本部を設置した場合は、直ちにその表示を行う。</p>		<p>4 第一次本部体制及び第二次本部体制 知事は、前節の第一次本部体制又は第二次本部体制設置基準に該当した場合は、直ちに県庁内に県本部を、オフサイトセンターに県現地本部を設置する。 また、第一次本部体制中において、前節の第二次本部体制設置基準に該当した場合は、直ちに県本部及び県現地本部を第二次本部体制に移行する。</p> <p>なお、県本部及び県現地本部を設置した場合は、直ちにその表示を行う。</p>		

現 行	修 正 案	備 考
<p>(1) 県本部の組織等 ア 県本部の組織</p> <p>県本部長 (知事) / 県副本部長 (副知事 2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理監室 危機管理監 <ul style="list-style-type: none"> 危機管理班(危機対策課) (消防保安課) 原子力安全対策班 (原子力安全対策室) (危機対策課) 総務部 総務部長 <ul style="list-style-type: none"> 人事班(人事課) 管財班(管財課) 企画振興部 企画振興部長 <ul style="list-style-type: none"> 企画班(企画課) 交通政策班(新幹線・交通政策課) 県民文化部 県民文化局長 <ul style="list-style-type: none"> 県民交流班(県民交流課) 県民生活班(県民生活課) 健康福祉部 健康福祉部長 <ul style="list-style-type: none"> 医療対策班(医療対策課) 健康推進班(健康推進課) (障害保健福祉課) 薬事衛生班(薬事衛生課) 商工労働部 商工労働部長 観光交流部 観光交流課長 農林水産部 農林水産部長 <ul style="list-style-type: none"> 農林企画調整班 (農林水産部企画調整室) 生産流通班(生産流通課) 森林管理班(森林管理課) 水産班(水産課) 土木部 土木部長 <ul style="list-style-type: none"> 道路整備班(道路整備課) 教育部 教育長 関係部局班 災害警備本部 警察本部長 県現地本部 ※本節3(2)アに記載 	<p>(1) 県本部の組織等 ア 県本部の組織</p> <p>県本部長 (知事) / 県副本部長 (副知事 2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理監室 危機管理監 <ul style="list-style-type: none"> 危機管理班(危機対策課) (消防保安課) 原子力安全対策班 (原子力安全対策室) (危機対策課) 総務部 総務部長 <ul style="list-style-type: none"> 人事班(人事課) 管財班(管財課) 企画振興部 企画振興部長 <ul style="list-style-type: none"> 企画班(企画課) 交通政策班(交通政策課) 県民文化部 県民文化局長 <ul style="list-style-type: none"> 県民交流班(県民交流課) 県民生活班(県民生活課) 健康福祉部 健康福祉部長 <ul style="list-style-type: none"> 医療対策班(医療対策課) 健康推進班(健康推進課) (障害保健福祉課) 薬事衛生班(薬事衛生課) 商工労働部 商工労働部長 観光戦略推進部 観光戦略推進部長 農林水産部 農林水産部長 <ul style="list-style-type: none"> 農林企画調整班 (農林水産部企画調整室) 生産流通班(生産流通課) 森林管理班(森林管理課) 水産班(水産課) 土木部 土木部長 <ul style="list-style-type: none"> 道路整備班(道路整備課) 教育部 教育長 関係部局班 災害警備本部 警察本部長 県現地本部 ※本節3(2)アに記載 	

現 行			修 正 案			備 考
イ 県本部の職名、担当職及び所掌事務			イ 県本部の職名、担当職及び所掌事務			
職 名	担 当 職	所 掌 事 務	職 名	担 当 職	所 掌 事 務	
県本部長	知事	県本部の事務を総括する。	県本部長	知事	県本部の事務を総括する。	
県副本部長	副知事 (2名)	県本部長を補佐するとともに、県本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	県副本部長	副知事 (2名)	県本部長を補佐するとともに、県本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	
県本部員	知事部局の 各部局長 警察本部長 教育長 出納室長	県本部長及び県副本部長の命を受けて災害応急対策計画に関する事項について調査審議する。	県本部員	知事部局の 各部局長 警察本部長 教育長 出納室長	県本部長及び県副本部長の命を受けて災害応急対策計画に関する事項について調査審議する。	
ウ 県本部の班名、班長担当職及び所掌事務			ウ 県本部の班名、班長担当職及び所掌事務			
班 名	班長担当職	所 掌 事 務	班 名	班長担当職	所 掌 事 務	
危機管理班	危機対策課長 (消防保安課長)	1 災害状況、災害応急対策措置状況等の収集及び報告に関すること。 2 県本部の設置、運営及び廃止に関すること。 3 県現地本部の設置及び廃止に関すること。 4 県現地本部に対する指示及び連絡に関すること。 5 関係省庁事故対策連絡会議又は国の原子力災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 市町に対する指示及び連絡に関すること。 7 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 8 災害救助法に関すること。 9 広報活動に関すること。	危機管理班	危機対策課長 (消防保安課長)	1 災害状況、災害応急対策措置状況等の収集及び報告に関すること。 2 県本部の設置、運営及び廃止に関すること。 3 県現地本部の設置及び廃止に関すること。 4 県現地本部に対する指示及び連絡に関すること。 5 関係省庁事故対策連絡会議又は国の原子力災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 市町に対する指示及び連絡に関すること。 7 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 8 災害救助法に関すること。 9 広報活動に関すること。	
原子力安全対策班	原子力安全対策室長	1 緊急時モニタリングの総合調整に関すること。 2 発電所の状況把握に関すること。	原子力安全対策班	原子力安全対策室長	発電所の状況把握に関すること。	
人事班	人事課長	職員の動員に関すること。	人事班	人事課長	職員の動員に関すること。	
管財班	管財課長	県有自動車の配備に関すること。	管財班	管財課長	県有自動車の配備に関すること。	

現 行			修 正 案			備 考
班 名	班長担当職	所 掌 事 務	班 名	班長担当職	所 掌 事 務	
企画班	企画課長	北陸電力（発電所を除く。）との連絡に関する こと。	企画班	企画課長	北陸電力（発電所を除く。）との連絡に関する こと。	
交通政策班	新幹線・ 交通政策 課長	人員、物資等の輸送対策に関する こと。	交通政策班	交通政策 課長	人員、物資等の輸送対策に関する こと。	
県民交流班	県民交流 課長	1 報道機関との連絡調整に関する こと。 2 被災者の総合相談に関する こと。 3 ボランティア関係団体との連絡調整に 関すること。	県民交流班	県民交流 課長	1 報道機関との連絡調整に関する こと。 2 被災者の総合相談に関する こと。 3 ボランティア関係団体との連絡調整に 関すること。	
県民生活班	県民生活 課長	1 飲料水の供給等に関する こと。 2 生活必需物資の対策等に関する こと。	県民生活班	県民生活 課長	1 飲料水の供給等に関する こと。 2 生活必需物資の対策等に関する こと。	
医療対策班	医療対策 課長	1 緊急時医療措置の総合調整に 関すること。 2 安定ヨウ素剤の確保に関する こと。	医療対策班	医療対策 課長	1 緊急時医療措置の総合調整に 関すること。 2 安定ヨウ素剤の確保に関する こと。	
健康推進班	健康推進 課長 障害保健 福祉課長	1 健康管理に関する こと。 2 こころのケアに関する こと。	健康推進班	健康推進 課長 障害保健 福祉課長	1 健康管理に関する こと。 2 こころのケアに関する こと。	
薬事衛生班	薬事衛生 課長	飲食物の摂取制限等に関する こと。	薬事衛生班	薬事衛生 課長	飲食物の摂取制限等に関する こと。	
農林 企画調整班	農林水産部 企画調整 室長	災害時の応急食料の供給に 関すること。	農林 企画調整班	農林水産部 企画調整 室長	災害時の応急食料の供給に 関すること。	
生産流通班	生産流通 課長	1 農産物の収穫及び出荷に 関すること。 2 畜産物の収穫及び出荷に 関すること。	生産流通班	生産流通 課長	1 農産物の収穫及び出荷に 関すること。 2 畜産物の収穫及び出荷に 関すること。	
森林管理班	森林管理 課長	林産物の採取及び出荷に 関すること。	森林管理班	森林管理 課長	林産物の採取及び出荷に 関すること。	

現 行			修 正 案			備 考
班 名	班長担当職	所 掌 事 務	班 名	班長担当職	所 掌 事 務	
水産班	水産課長	水産物の採取及び出荷に関すること。	水産班	水産課長	水産物の採取及び出荷に関すること。	
道路整備班	道路整備課長	道路交通の確保に関すること。	道路整備班	道路整備課長	道路交通の確保に関すること。	
教 育 部(教育委員会)		文教対策及び教育施設との連絡に関すること。	教 育 部(教育委員会)		文教対策及び教育施設との連絡に関すること。	
関係部局班		関係部局の災害応急対策の実施に関すること。 (石川県災害対策本部運営要綱 別表1による)	関係部局班		関係部局の災害応急対策の実施に関すること。 (石川県災害対策本部運営要綱 別表1による)	
警 察 部(警察本部)		1 立入制限措置等の実施、避難等の誘導及び警戒警備に関すること。 2 交通秩序の維持に関すること。	警 察 部(警察本部)		1 立入制限措置等の実施、避難等の誘導及び警戒警備に関すること。 2 交通秩序の維持に関すること。	
<p>また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理監室及び担当部（警察本部を除く）の職員の中から、本部長が指名する者をもつて充てる。</p>			<p>また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理監室及び担当部（警察本部を除く）の職員の中から、本部長が指名する者をもつて充てる。</p>			

現 行	修 正 案	備 考																																																																														
<p>(2) 県現地本部の組織等 ア 県現地本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="129 260 589 323"> <tr> <td>県現地本部長 兼報道責任者 ((兼) 副知事)</td> <td>県現地副本部長 ((兼) 危機管理監) (中能登総合事務所長)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="645 260 999 384"> <tr> <td colspan="2">連絡調整班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>(兼)危機対策課長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>危機対策課長補佐</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="645 392 999 643"> <tr> <td colspan="2">緊急時モニタリング班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>保健環境センター所長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>保健環境センター次長</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>保健環境センター職員 原子力安全対策室職員 環境政策課職員 水環境創造課職員 能登中部保健福祉センター職員 等 (国の緊急時モニタリング派遣職員) (関係市町派遣職員) (原子力事業者派遣職員)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="645 651 999 901"> <tr> <td colspan="2">緊急時医療班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>能登中部保健福祉センター次長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>医療対策課職員</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員 等 (国の緊急医療派遣職員) 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="645 909 999 1160"> <tr> <td colspan="2">住民生活班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>中能登総合事務所総務企画部長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>中能登総合事務所企画振興課長</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 警察本部職員 等</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="645 1168 999 1385"> <tr> <td colspan="2">【第一次本部体制時】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現地事故対策連絡会議派遣要員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">危機管理監室次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">危機対策課長補佐</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中能登総合事務所総務企画部次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保健環境センター環境科学部長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【第二次本部体制時】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合同対策協議会派遣要員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※本節6(2)に記載</td> </tr> </table> <p>(注) 県本部長(知事)は、原子力災害の推移等に応じ、関係部局(出先機関含む。)に対して、県現地本部の応援のための職員の派遣を指示する。</p>	県現地本部長 兼報道責任者 ((兼) 副知事)	県現地副本部長 ((兼) 危機管理監) (中能登総合事務所長)	連絡調整班		班 長	(兼)危機対策課長	副班長	危機対策課長補佐	班 員	危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等	緊急時モニタリング班		班 長	保健環境センター所長	副班長	保健環境センター次長	班 員	保健環境センター職員 原子力安全対策室職員 環境政策課職員 水環境創造課職員 能登中部保健福祉センター職員 等 (国の緊急時モニタリング派遣職員) (関係市町派遣職員) (原子力事業者派遣職員)	緊急時医療班		班 長	能登中部保健福祉センター次長	副班長	医療対策課職員	班 員	医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員 等 (国の緊急医療派遣職員) 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員	住民生活班		班 長	中能登総合事務所総務企画部長	副班長	中能登総合事務所企画振興課長	班 員	危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 警察本部職員 等	【第一次本部体制時】		現地事故対策連絡会議派遣要員		危機管理監室次長		危機対策課長補佐		中能登総合事務所総務企画部次長		保健環境センター環境科学部長		【第二次本部体制時】		合同対策協議会派遣要員		※本節6(2)に記載		<p>(2) 県現地本部の組織等 ア 県現地本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="1097 260 1570 323"> <tr> <td>県現地本部長 兼報道責任者 ((兼) 副知事)</td> <td>県現地副本部長 ((兼) 危機管理監) (中能登総合事務所長)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1626 260 2002 384"> <tr> <td colspan="2">連絡調整班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>(兼)危機対策課長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>危機対策課長補佐</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1626 667 2002 933"> <tr> <td colspan="2">緊急時医療班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>能登中部保健福祉センター次長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>医療対策課職員</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員 等 (国の緊急医療派遣職員) 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1626 941 2002 1208"> <tr> <td colspan="2">住民生活班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>中能登総合事務所総務企画部長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>中能登総合事務所企画振興課長</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 警察本部職員 等</td> </tr> </table> <p>(注) 県本部長(知事)は、原子力災害の推移等に応じ、関係部局(出先機関含む。)に対して、県現地本部の応援のための職員の派遣を指示する。</p>	県現地本部長 兼報道責任者 ((兼) 副知事)	県現地副本部長 ((兼) 危機管理監) (中能登総合事務所長)	連絡調整班		班 長	(兼)危機対策課長	副班長	危機対策課長補佐	班 員	危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等	緊急時医療班		班 長	能登中部保健福祉センター次長	副班長	医療対策課職員	班 員	医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員 等 (国の緊急医療派遣職員) 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員	住民生活班		班 長	中能登総合事務所総務企画部長	副班長	中能登総合事務所企画振興課長	班 員	危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 警察本部職員 等	
県現地本部長 兼報道責任者 ((兼) 副知事)	県現地副本部長 ((兼) 危機管理監) (中能登総合事務所長)																																																																															
連絡調整班																																																																																
班 長	(兼)危機対策課長																																																																															
副班長	危機対策課長補佐																																																																															
班 員	危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等																																																																															
緊急時モニタリング班																																																																																
班 長	保健環境センター所長																																																																															
副班長	保健環境センター次長																																																																															
班 員	保健環境センター職員 原子力安全対策室職員 環境政策課職員 水環境創造課職員 能登中部保健福祉センター職員 等 (国の緊急時モニタリング派遣職員) (関係市町派遣職員) (原子力事業者派遣職員)																																																																															
緊急時医療班																																																																																
班 長	能登中部保健福祉センター次長																																																																															
副班長	医療対策課職員																																																																															
班 員	医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員 等 (国の緊急医療派遣職員) 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員																																																																															
住民生活班																																																																																
班 長	中能登総合事務所総務企画部長																																																																															
副班長	中能登総合事務所企画振興課長																																																																															
班 員	危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 警察本部職員 等																																																																															
【第一次本部体制時】																																																																																
現地事故対策連絡会議派遣要員																																																																																
危機管理監室次長																																																																																
危機対策課長補佐																																																																																
中能登総合事務所総務企画部次長																																																																																
保健環境センター環境科学部長																																																																																
【第二次本部体制時】																																																																																
合同対策協議会派遣要員																																																																																
※本節6(2)に記載																																																																																
県現地本部長 兼報道責任者 ((兼) 副知事)	県現地副本部長 ((兼) 危機管理監) (中能登総合事務所長)																																																																															
連絡調整班																																																																																
班 長	(兼)危機対策課長																																																																															
副班長	危機対策課長補佐																																																																															
班 員	危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等																																																																															
緊急時医療班																																																																																
班 長	能登中部保健福祉センター次長																																																																															
副班長	医療対策課職員																																																																															
班 員	医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員 等 (国の緊急医療派遣職員) 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員																																																																															
住民生活班																																																																																
班 長	中能登総合事務所総務企画部長																																																																															
副班長	中能登総合事務所企画振興課長																																																																															
班 員	危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 警察本部職員 等																																																																															

現 行	修 正 案	備 考																		
<p>イ 県現地本部の職名、担当職及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="188 242 1046 507"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>担 当 職</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県現地本部長</td> <td>副知事</td> <td>県現地本部の事務を総括する。</td> </tr> <tr> <td>県現地副本部長</td> <td>危機管理監 中能登総合事務所長</td> <td>県現地本部長を補佐するとともに、県現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	担 当 職	所 掌 事 務	県現地本部長	副知事	県現地本部の事務を総括する。	県現地副本部長	危機管理監 中能登総合事務所長	県現地本部長を補佐するとともに、県現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	<p>イ 県現地本部の職名、担当職及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1153 242 2011 507"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>担 当 職</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県現地本部長</td> <td>副知事</td> <td>県現地本部の事務を総括する。</td> </tr> <tr> <td>県現地副本部長</td> <td>危機管理監 中能登総合事務所長</td> <td>県現地本部長を補佐するとともに、県現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	担 当 職	所 掌 事 務	県現地本部長	副知事	県現地本部の事務を総括する。	県現地副本部長	危機管理監 中能登総合事務所長	県現地本部長を補佐するとともに、県現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	
職 名	担 当 職	所 掌 事 務																		
県現地本部長	副知事	県現地本部の事務を総括する。																		
県現地副本部長	危機管理監 中能登総合事務所長	県現地本部長を補佐するとともに、県現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。																		
職 名	担 当 職	所 掌 事 務																		
県現地本部長	副知事	県現地本部の事務を総括する。																		
県現地副本部長	危機管理監 中能登総合事務所長	県現地本部長を補佐するとともに、県現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。																		
<p>ウ 県現地本部の班名及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="188 595 1046 1476"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡調整班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 県現地本部の運営に関する事。 2 県本部との連絡調整に関する事。 3 県現地災害対策本部員会議に関する事。 4 現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害現地対策本部との連絡・調整に関する事。 5 合同対策協議会総括班、広報班及び運営支援班との連絡・調整に関する事。 6 オフサイトセンターの管理、運営の支援に関する事。 7 災害情報の収集及び伝達に関する事。 8 関係市町及び現地防災関係機関との連絡・調整に関する事。 9 住民への広報に関する事。 10 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>緊急時 モニタリング班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会放射線班との連絡・調整に関する事。 2 緊急時モニタリングに関する事。 3 放射線影響評価解析に関する事。 4 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>緊急時医療班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会医療班との連絡・調整に関する事。 2 緊急時医療措置に関する事。 3 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理に関する事。 4 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	班 名	所 掌 事 務	連絡調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県現地本部の運営に関する事。 2 県本部との連絡調整に関する事。 3 県現地災害対策本部員会議に関する事。 4 現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害現地対策本部との連絡・調整に関する事。 5 合同対策協議会総括班、広報班及び運営支援班との連絡・調整に関する事。 6 オフサイトセンターの管理、運営の支援に関する事。 7 災害情報の収集及び伝達に関する事。 8 関係市町及び現地防災関係機関との連絡・調整に関する事。 9 住民への広報に関する事。 10 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 	緊急時 モニタリング班	<ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会放射線班との連絡・調整に関する事。 2 緊急時モニタリングに関する事。 3 放射線影響評価解析に関する事。 4 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 	緊急時医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会医療班との連絡・調整に関する事。 2 緊急時医療措置に関する事。 3 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理に関する事。 4 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 	<p>ウ 県現地本部の班名及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1153 595 2011 1476"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡調整班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 県現地本部の運営に関する事。 2 県本部との連絡調整に関する事。 3 県現地災害対策本部員会議に関する事。 4 現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害現地対策本部との連絡・調整に関する事。 5 合同対策協議会総括班、広報班及び運営支援班との連絡・調整に関する事。 6 オフサイトセンターの管理、運営の支援に関する事。 7 災害情報の収集及び伝達に関する事。 8 関係市町及び現地防災関係機関との連絡・調整に関する事。 9 住民への広報に関する事。 10 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>緊急時医療班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会医療班との連絡・調整に関する事。 2 緊急時医療措置に関する事。 3 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理に関する事。 4 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	班 名	所 掌 事 務	連絡調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県現地本部の運営に関する事。 2 県本部との連絡調整に関する事。 3 県現地災害対策本部員会議に関する事。 4 現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害現地対策本部との連絡・調整に関する事。 5 合同対策協議会総括班、広報班及び運営支援班との連絡・調整に関する事。 6 オフサイトセンターの管理、運営の支援に関する事。 7 災害情報の収集及び伝達に関する事。 8 関係市町及び現地防災関係機関との連絡・調整に関する事。 9 住民への広報に関する事。 10 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 	緊急時医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会医療班との連絡・調整に関する事。 2 緊急時医療措置に関する事。 3 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理に関する事。 4 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 					
班 名	所 掌 事 務																			
連絡調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県現地本部の運営に関する事。 2 県本部との連絡調整に関する事。 3 県現地災害対策本部員会議に関する事。 4 現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害現地対策本部との連絡・調整に関する事。 5 合同対策協議会総括班、広報班及び運営支援班との連絡・調整に関する事。 6 オフサイトセンターの管理、運営の支援に関する事。 7 災害情報の収集及び伝達に関する事。 8 関係市町及び現地防災関係機関との連絡・調整に関する事。 9 住民への広報に関する事。 10 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 																			
緊急時 モニタリング班	<ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会放射線班との連絡・調整に関する事。 2 緊急時モニタリングに関する事。 3 放射線影響評価解析に関する事。 4 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 																			
緊急時医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会医療班との連絡・調整に関する事。 2 緊急時医療措置に関する事。 3 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理に関する事。 4 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 																			
班 名	所 掌 事 務																			
連絡調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県現地本部の運営に関する事。 2 県本部との連絡調整に関する事。 3 県現地災害対策本部員会議に関する事。 4 現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害現地対策本部との連絡・調整に関する事。 5 合同対策協議会総括班、広報班及び運営支援班との連絡・調整に関する事。 6 オフサイトセンターの管理、運営の支援に関する事。 7 災害情報の収集及び伝達に関する事。 8 関係市町及び現地防災関係機関との連絡・調整に関する事。 9 住民への広報に関する事。 10 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 																			
緊急時医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会医療班との連絡・調整に関する事。 2 緊急時医療措置に関する事。 3 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理に関する事。 4 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 																			

現 行	修 正 案	備 考																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民生活班</td> <td>1 合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関する こと。 2 生活必需物資の供給に関する こと。 3 飲食物の摂取制限等に関する こと。 4 立入制限、交通規制等に関する こと。 5 住民等の避難等に関する こと。 6 住民等からの問い合わせに 関する こと。 7 その他県現地本部長が指示 する 事項に関する こと。</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	所 掌 事 務	住民生活班	1 合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関する こと。 2 生活必需物資の供給に関する こと。 3 飲食物の摂取制限等に関する こと。 4 立入制限、交通規制等に関する こと。 5 住民等の避難等に関する こと。 6 住民等からの問い合わせに 関する こと。 7 その他県現地本部長が指示 する 事項に関する こと。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民生活班</td> <td>1 合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関する こと。 2 生活必需物資の供給に関する こと。 3 飲食物の摂取制限等に関する こと。 4 立入制限、交通規制等に関する こと。 5 住民等の避難等に関する こと。 6 住民等からの問い合わせに 関する こと。 7 その他県現地本部長が指示 する 事項に関する こと。</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	所 掌 事 務	住民生活班	1 合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関する こと。 2 生活必需物資の供給に関する こと。 3 飲食物の摂取制限等に関する こと。 4 立入制限、交通規制等に関する こと。 5 住民等の避難等に関する こと。 6 住民等からの問い合わせに 関する こと。 7 その他県現地本部長が指示 する 事項に関する こと。									
班 名	所 掌 事 務																	
住民生活班	1 合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関する こと。 2 生活必需物資の供給に関する こと。 3 飲食物の摂取制限等に関する こと。 4 立入制限、交通規制等に関する こと。 5 住民等の避難等に関する こと。 6 住民等からの問い合わせに 関する こと。 7 その他県現地本部長が指示 する 事項に関する こと。																	
班 名	所 掌 事 務																	
住民生活班	1 合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関する こと。 2 生活必需物資の供給に関する こと。 3 飲食物の摂取制限等に関する こと。 4 立入制限、交通規制等に関する こと。 5 住民等の避難等に関する こと。 6 住民等からの問い合わせに 関する こと。 7 その他県現地本部長が指示 する 事項に関する こと。																	
<p>(3) 意思決定手続 ア 県本部長（知事）に事故ある場合の職務の代理順位は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>代理順位</th> <th>職 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 位</td> <td>県副本部長（副知事）</td> <td rowspan="2">知事の職務代理順序による</td> </tr> <tr> <td>第 2 位</td> <td>県副本部長（副知事）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本部長及び班長に事故ある場合の職務の代理は、石川県処務規程（昭和33年訓令申第9号）第18条（副知事等の代決）及び第19条（出先機関の長の代決）の規定を準用する。</p> <p>(4) 県本部の通知及び周知 知事は、県本部（第一次本部体制又は第二次本部体制）を設置した場合には、国（原子力防災専門官を含む）、関係市町の長、消防長、原子力防災専門官、防災関係機関の長、原子力防災管理者（発電所長）及び報道機関等に通知するとともに、住民等に周知する。 なお、廃止した場合も同様とする。</p> <p>(5) 国等に対する要請 県本部長（知事）は、災害応急対策を円滑に実施を図るために必要と認める場合は、国に対して専門家及び緊急時モニタリング等の要員の派遣を要請するとともに、SPEEDIネットワークシステムによる予測結果等の配信を要請する。また金沢地方気象台長に気象情報の定期的な送付を要請する。</p> <p>(6) 関係市町及び防災関係機関の活動体制 関係市町の長及び防災関係機関の長は、特定事象又は原子力緊急事態の発生の通報を受けた場合には、原子力災害応急対策に対応する活動体制を整える。</p>	代理順位	職 名	備 考	第 1 位	県副本部長（副知事）	知事の職務代理順序による	第 2 位	県副本部長（副知事）	<p>(3) 意思決定手続 ア 県本部長（知事）に事故ある場合の職務の代理順位は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>代理順位</th> <th>職 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 位</td> <td>県副本部長（副知事）</td> <td rowspan="2">知事の職務代理順序による</td> </tr> <tr> <td>第 2 位</td> <td>県副本部長（副知事）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本部長及び班長に事故ある場合の職務の代理は、石川県処務規程（昭和33年訓令申第9号）第18条（副知事等の代決）及び第19条（出先機関の長の代決）の規定を準用する。</p> <p>(4) 県本部の通知及び周知 知事は、県本部（第一次本部体制又は第二次本部体制）を設置した場合には、国（原子力防災専門官を含む）、関係市町の長、消防長、原子力防災専門官、防災関係機関の長、原子力防災管理者（発電所長）及び報道機関等に通知するとともに、住民等に周知する。 なお、廃止した場合も同様とする。</p> <p>(5) 国等に対する要請 県本部長（知事）は、災害応急対策を円滑に実施を図るために必要と認める場合は、国に対して専門家の派遣を要請する。また金沢地方気象台長に気象情報の定期的な送付を要請する。</p> <p>(6) 関係市町及び防災関係機関の活動体制 関係市町の長及び防災関係機関の長は、特定事象又は原子力緊急事態の発生の通報を受けた場合には、原子力災害応急対策に対応する活動体制を整える。</p>	代理順位	職 名	備 考	第 1 位	県副本部長（副知事）	知事の職務代理順序による	第 2 位	県副本部長（副知事）	
代理順位	職 名	備 考																
第 1 位	県副本部長（副知事）	知事の職務代理順序による																
第 2 位	県副本部長（副知事）																	
代理順位	職 名	備 考																
第 1 位	県副本部長（副知事）	知事の職務代理順序による																
第 2 位	県副本部長（副知事）																	

現 行	修 正 案	備 考																																																																
<p>(7) 県現地本部（第一次本部体制）への職員の派遣 関係市町の長、消防長及び原子力防災管理者（発電所長）は、県が県本部（第一次本部体制）を設置した場合は、直ちに職員を派遣し、災害応急対策の調整等を行うとともに、防災資機材の貸与等必要な協力を行う。 また、県本部長（知事）は、陸上自衛隊第14普通科連隊長、金沢海上保安部長に対し、直ちに災害応急対策の調整を行うため、職員の派遣と防災資機材の貸与等の協力を要請する。</p> <p>4 県現地災害対策本部員会議 県本部長（知事）は、必要に応じ、県副本部長（県現地本部長）及び関係本部員による県現地災害対策本部員会議をオフサイトセンター内にて開催し、原子力災害対策に関する方針の協議及び事務連絡を行う。</p> <p>県現地災害対策本部員会議の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="129 619 1019 1018"> <thead> <tr> <th>県 本 部 長 (知 事)</th> <th>県 副 本 部 長 (県 現 地 本 部 長) (副 知 事)</th> <th>本 部 員</th> <th>班 長 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>危機管理監</td> <td>危機対策課長 原子力安全対策室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総務部長</td> <td>総務課長 中能登総合事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>健康福祉部長</td> <td>医療対策課長 能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長 保健環境センター所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>農林水産部長</td> <td>農業政策課長 中能登農林総合事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土木部長</td> <td>中能登土木総合事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>警察本部長</td> <td>警察本部長が指名した者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他、県本部長が指名する者</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 県本部長（知事）、関係市長の長、防災関係機関の長及び原子力防災管理者（発電所長）は、現地事故対策連絡会議に職員を派遣し、発電所に関する情報の共有、災害応急対策の調整等を行う。 なお、県本部長（知事）は、次の職員を派遣する。</p> <p>ア 危機管理監室次長 イ 危機対策課課長補佐 ウ 中能登総合事務所総務企画部次長 エ 保健環境センター環境科学部長 オ その他県本部長（知事）が指名する者</p>	県 本 部 長 (知 事)	県 副 本 部 長 (県 現 地 本 部 長) (副 知 事)	本 部 員	班 長 等			危機管理監	危機対策課長 原子力安全対策室長			総務部長	総務課長 中能登総合事務所長			健康福祉部長	医療対策課長 能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長 保健環境センター所長			農林水産部長	農業政策課長 中能登農林総合事務所長			土木部長	中能登土木総合事務所長			警察本部長	警察本部長が指名した者				その他、県本部長が指名する者	<p>(7) 県現地本部（第一次本部体制）への職員の派遣 関係市町の長、消防長及び原子力防災管理者（発電所長）は、県が県本部（第一次本部体制）を設置した場合は、直ちに職員を派遣し、災害応急対策の調整等を行うとともに、防災資機材の貸与等必要な協力を行う。 また、県本部長（知事）は、陸上自衛隊第14普通科連隊長、金沢海上保安部長に対し、直ちに災害応急対策の調整を行うため、職員の派遣と防災資機材の貸与等の協力を要請する。</p> <p>5 県現地災害対策本部員会議 県本部長（知事）は、必要に応じ、県副本部長（県現地本部長）及び関係本部員による県現地災害対策本部員会議をオフサイトセンター内にて開催し、原子力災害対策に関する方針の協議及び事務連絡を行う。</p> <p>県現地災害対策本部員会議の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 619 1982 1018"> <thead> <tr> <th>県 本 部 長 (知 事)</th> <th>県 副 本 部 長 (県 現 地 本 部 長) (副 知 事)</th> <th>本 部 員</th> <th>班 長 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>危機管理監</td> <td>危機対策課長 原子力安全対策室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総務部長</td> <td>総務課長 中能登総合事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>健康福祉部長</td> <td>医療対策課長 能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長 保健環境センター所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>農林水産部長</td> <td>農業政策課長 中能登農林総合事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土木部長</td> <td>中能登土木総合事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>警察本部長</td> <td>警察本部長が指名した者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他、県本部長が指名する者</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 県本部長（知事）、関係市長の長、防災関係機関の長及び原子力防災管理者（発電所長）は、現地事故対策連絡会議に職員を派遣し、発電所に関する情報の共有、災害応急対策の調整等を行う。 なお、県本部長（知事）は、次の職員を派遣する。</p> <p>ア 危機管理監室次長 イ 危機対策課課長補佐 ウ 中能登総合事務所総務企画部次長 エ 保健環境センター環境科学部長 オ その他県本部長（知事）が指名する者</p>	県 本 部 長 (知 事)	県 副 本 部 長 (県 現 地 本 部 長) (副 知 事)	本 部 員	班 長 等			危機管理監	危機対策課長 原子力安全対策室長			総務部長	総務課長 中能登総合事務所長			健康福祉部長	医療対策課長 能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長 保健環境センター所長			農林水産部長	農業政策課長 中能登農林総合事務所長			土木部長	中能登土木総合事務所長			警察本部長	警察本部長が指名した者				その他、県本部長が指名する者	
県 本 部 長 (知 事)	県 副 本 部 長 (県 現 地 本 部 長) (副 知 事)	本 部 員	班 長 等																																																															
		危機管理監	危機対策課長 原子力安全対策室長																																																															
		総務部長	総務課長 中能登総合事務所長																																																															
		健康福祉部長	医療対策課長 能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長 保健環境センター所長																																																															
		農林水産部長	農業政策課長 中能登農林総合事務所長																																																															
		土木部長	中能登土木総合事務所長																																																															
		警察本部長	警察本部長が指名した者																																																															
			その他、県本部長が指名する者																																																															
県 本 部 長 (知 事)	県 副 本 部 長 (県 現 地 本 部 長) (副 知 事)	本 部 員	班 長 等																																																															
		危機管理監	危機対策課長 原子力安全対策室長																																																															
		総務部長	総務課長 中能登総合事務所長																																																															
		健康福祉部長	医療対策課長 能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長 保健環境センター所長																																																															
		農林水産部長	農業政策課長 中能登農林総合事務所長																																																															
		土木部長	中能登土木総合事務所長																																																															
		警察本部長	警察本部長が指名した者																																																															
			その他、県本部長が指名する者																																																															

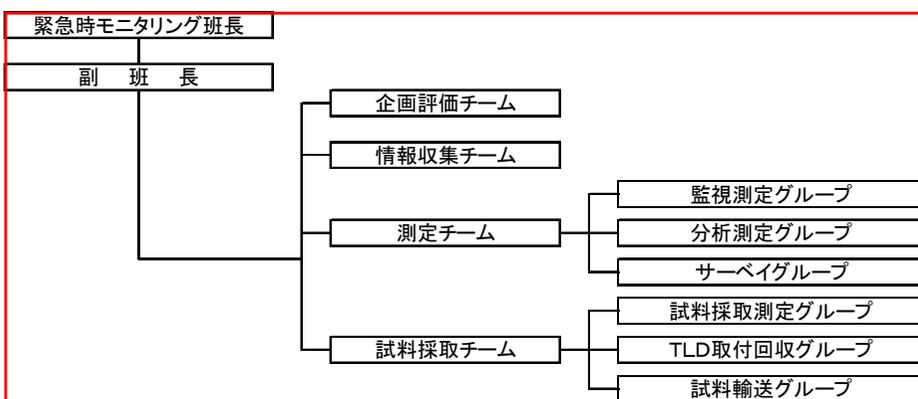
現 行	修 正 案	備 考								
<p>6 合同対策協議会設置後の体制</p> <p>(1) 合同対策協議会への参画 県本部長(知事)又は県現地本部長は、合同対策協議会全体会議に出席し、以下に示す緊急事態応急対策の調整及び情報の共有を行う。</p> <table border="1" data-bbox="161 651 1034 1091"> <thead> <tr> <th>出席者</th> <th>会議の主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 県本部長(知事) 又は県現地本部長 (補助員) 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 警察本部長 保健環境センター所長 危機対策課長 </td> <td> 次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況及び予測の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ 県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項 </td> </tr> </tbody> </table>	出席者	会議の主な役割	県本部長(知事) 又は県現地本部長 (補助員) 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 警察本部長 保健環境センター所長 危機対策課長	次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況及び予測の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ 県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項	<p>7 緊急時モニタリングセンターへの職員の派遣 <u>国は、施設敷地緊急事態発生後、オフサイトセンターに緊急時モニタリングセンターを設置することとなっている。</u> <u>県、関係市町及び北陸電力等は、緊急時モニタリングセンターに要員の派遣及び資機材の提供を行う。</u></p> <p>8 合同対策協議会設置後の体制</p> <p>(1) 合同対策協議会への参画 県本部長(知事)又は県現地本部長は、合同対策協議会全体会議に出席し、以下に示す緊急事態応急対策の調整及び情報の共有を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1124 651 1998 1091"> <thead> <tr> <th>出席者</th> <th>会議の主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 県本部長(知事) 又は県現地本部長 (補助員) 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 警察本部長 保健環境センター所長 危機対策課長 </td> <td> 次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ 県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項 </td> </tr> </tbody> </table>	出席者	会議の主な役割	県本部長(知事) 又は県現地本部長 (補助員) 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 警察本部長 保健環境センター所長 危機対策課長	次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ 県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項	
出席者	会議の主な役割									
県本部長(知事) 又は県現地本部長 (補助員) 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 警察本部長 保健環境センター所長 危機対策課長	次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況及び予測の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ 県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項									
出席者	会議の主な役割									
県本部長(知事) 又は県現地本部長 (補助員) 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 警察本部長 保健環境センター所長 危機対策課長	次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ 県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項									

現 行	修 正 案	備 考																																																												
<p>(2) 合同対策協議会への職員の派遣 県本部長（知事）は、合同対策協議会に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報及び住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。</p> <table border="1" data-bbox="161 331 1034 1241"> <caption>合同対策協議会派遣要員</caption> <tr> <td>総括班</td> <td>副責任者</td> <td>危機管理監室次長</td> <td>班員</td> <td>危機対策課職員（1人） 保健環境センター職員（1人）</td> </tr> <tr> <td>放射線班</td> <td>副責任者</td> <td>保健環境センター環境科学部長</td> <td>班員</td> <td>保健環境センター職員（1人）</td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td>責任者</td> <td>能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長</td> <td>班員</td> <td>医療対策課職員（1人） 能登中部保健福祉センター職員（1人） 能登北部保健福祉センター職員（1人） 石川中央保健福祉センター職員（1人）</td> </tr> <tr> <td>住民安全班</td> <td>責任者</td> <td>（兼）中能登総合事務所長</td> <td>班員</td> <td>中能登総合事務所職員（2人）</td> </tr> <tr> <td>運営支援班</td> <td>副責任者</td> <td>中能登総合事務所総務企画部次長</td> <td>班員</td> <td>中能登総合事務所職員（2人）</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>副責任者</td> <td>危機対策課課長補佐</td> <td>班員</td> <td>危機対策課職員（1人）</td> </tr> </table> <p>（注） 県本部長（知事）は、国の原子力災害現地対策本部長の要請に基づき、災害の規模、推移等に応じて派遣人員を増員する。</p> <p>7 防災関係機関等に対する協力要請 県本部長（知事）は、必要に応じて、防災関係機関の長及び石川県防災会議を構成する機関の長に対して災害応急対策に必要な協力を要請する。</p>	総括班	副責任者	危機管理監室次長	班員	危機対策課職員（1人） 保健環境センター職員（1人）	放射線班	副責任者	保健環境センター環境科学部長	班員	保健環境センター職員（1人）	医療班	責任者	能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長	班員	医療対策課職員（1人） 能登中部保健福祉センター職員（1人） 能登北部保健福祉センター職員（1人） 石川中央保健福祉センター職員（1人）	住民安全班	責任者	（兼）中能登総合事務所長	班員	中能登総合事務所職員（2人）	運営支援班	副責任者	中能登総合事務所総務企画部次長	班員	中能登総合事務所職員（2人）	広報班	副責任者	危機対策課課長補佐	班員	危機対策課職員（1人）	<p>(2) 合同対策協議会への職員の派遣 県本部長（知事）は、合同対策協議会に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報及び住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。</p> <table border="1" data-bbox="1124 331 1998 1241"> <caption>合同対策協議会派遣要員</caption> <tr> <td>総括班</td> <td>副責任者</td> <td>危機管理監室次長</td> <td>班員</td> <td>危機対策課職員（1人） 保健環境センター職員（1人）</td> </tr> <tr> <td>放射線班</td> <td>副責任者</td> <td>保健環境センター環境科学部長</td> <td>班員</td> <td>保健環境センター職員（1人）</td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td>副責任者</td> <td>能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長</td> <td>班員</td> <td>医療対策課職員（1人） 能登中部保健福祉センター職員（1人） 能登北部保健福祉センター職員（1人） 石川中央保健福祉センター職員（1人）</td> </tr> <tr> <td>住民安全班</td> <td>副責任者</td> <td>（兼）中能登総合事務所長</td> <td>班員</td> <td>中能登総合事務所職員（2人）</td> </tr> <tr> <td>運営支援班</td> <td>副責任者</td> <td>中能登総合事務所総務企画部次長</td> <td>班員</td> <td>中能登総合事務所職員（2人）</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>副責任者</td> <td>危機対策課課長補佐</td> <td>班員</td> <td>危機対策課職員（1人）</td> </tr> </table> <p>（注） 県本部長（知事）は、国の原子力災害現地対策本部長の要請に基づき、災害の規模、推移等に応じて派遣人員を増員する。</p> <p>9 防災関係機関等に対する協力要請 県本部長（知事）は、必要に応じて、防災関係機関の長及び石川県防災会議を構成する機関の長に対して災害応急対策に必要な協力を要請する。</p>	総括班	副責任者	危機管理監室次長	班員	危機対策課職員（1人） 保健環境センター職員（1人）	放射線班	副責任者	保健環境センター環境科学部長	班員	保健環境センター職員（1人）	医療班	副責任者	能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長	班員	医療対策課職員（1人） 能登中部保健福祉センター職員（1人） 能登北部保健福祉センター職員（1人） 石川中央保健福祉センター職員（1人）	住民安全班	副責任者	（兼）中能登総合事務所長	班員	中能登総合事務所職員（2人）	運営支援班	副責任者	中能登総合事務所総務企画部次長	班員	中能登総合事務所職員（2人）	広報班	副責任者	危機対策課課長補佐	班員	危機対策課職員（1人）	
総括班	副責任者	危機管理監室次長	班員	危機対策課職員（1人） 保健環境センター職員（1人）																																																										
放射線班	副責任者	保健環境センター環境科学部長	班員	保健環境センター職員（1人）																																																										
医療班	責任者	能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長	班員	医療対策課職員（1人） 能登中部保健福祉センター職員（1人） 能登北部保健福祉センター職員（1人） 石川中央保健福祉センター職員（1人）																																																										
住民安全班	責任者	（兼）中能登総合事務所長	班員	中能登総合事務所職員（2人）																																																										
運営支援班	副責任者	中能登総合事務所総務企画部次長	班員	中能登総合事務所職員（2人）																																																										
広報班	副責任者	危機対策課課長補佐	班員	危機対策課職員（1人）																																																										
総括班	副責任者	危機管理監室次長	班員	危機対策課職員（1人） 保健環境センター職員（1人）																																																										
放射線班	副責任者	保健環境センター環境科学部長	班員	保健環境センター職員（1人）																																																										
医療班	副責任者	能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長	班員	医療対策課職員（1人） 能登中部保健福祉センター職員（1人） 能登北部保健福祉センター職員（1人） 石川中央保健福祉センター職員（1人）																																																										
住民安全班	副責任者	（兼）中能登総合事務所長	班員	中能登総合事務所職員（2人）																																																										
運営支援班	副責任者	中能登総合事務所総務企画部次長	班員	中能登総合事務所職員（2人）																																																										
広報班	副責任者	危機対策課課長補佐	班員	危機対策課職員（1人）																																																										

現 行	修 正 案	備 考																		
<p>8 関係市町への協力体制 県本部長（知事）は、関係市町の長が原災法第22条の規定により、又は自らの判断により災害対策本部を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該関係市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力する。</p> <p>9 オフサイトセンターの立ち上げ 県現地本部の業務に従事する職員は、県本部長（知事）の指示があった場合又は特定事象若しくは原子力緊急事態の発生を通報等により知った場合は、直ちにオフサイトセンターに参集し、中能登総合事務所長の指揮のもと、県現地本部を立ち上げるとともに、原子力防災専門官のもと、合同対策協議会等の立ち上げに協力する。</p> <p>10 県現地本部の職員の報告 県の各部長は、県現地本部の各班長と協議の上、県現地本部の業務に従事する職員及び合同対策協議会等へ派遣する職員の名簿を作成し、毎年度4月末までに危機管理監に報告する。</p> <p>11 災害対策本部体制等の解除基準 警戒体制、第一次本部体制及び第二次本部体制の解除基準は、次のとおりとする。</p>	<p>10 関係市町への協力体制 県本部長（知事）は、関係市町の長が原災法第22条の規定により、又は自らの判断により災害対策本部を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該関係市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力する。</p> <p>11 オフサイトセンターの立ち上げ 県現地本部の業務に従事する職員は、県本部長（知事）の指示があった場合又は施設敷地緊急事態若しくは全面緊急事態の発生を通報等により知った場合は、直ちにオフサイトセンターに参集し、中能登総合事務所長の指揮のもと、県現地本部を立ち上げるとともに、原子力防災専門官のもと、合同対策協議会等の立ち上げに協力する。</p> <p>12 県現地本部の職員の報告 県の各部長は、県現地本部の各班長と協議の上、県現地本部の業務に従事する職員及び合同対策協議会等へ派遣する職員の名簿を作成し、毎年度4月末までに危機管理監に報告する。</p> <p>13 災害対策本部体制等の解除基準 情報収集体制、警戒体制、第一次本部体制及び第二次本部体制の解除基準は、次のとおりとする。</p>																			
<table border="1" data-bbox="134 829 1030 1388"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>解 除 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>発電所の事故が終息することにより、警戒体制をとる必要がなくなったと知事が認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>第一次 災害対策本部体制</td> <td>知事が、次の措置を取ったとき。 (1) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したことにより、県本部を廃止したとき。 (2) 第二次本部体制に移行したとき。</td> </tr> <tr> <td>第二次 災害対策本部体制</td> <td>知事が、次の事由により県本部を廃止したとき。 (1) 原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したとき。</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	解 除 基 準	警戒体制	発電所の事故が終息することにより、警戒体制をとる必要がなくなったと知事が認めたとき。	第一次 災害対策本部体制	知事が、次の措置を取ったとき。 (1) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したことにより、県本部を廃止したとき。 (2) 第二次本部体制に移行したとき。	第二次 災害対策本部体制	知事が、次の事由により県本部を廃止したとき。 (1) 原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したとき。	<table border="1" data-bbox="1097 829 1993 1388"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>解 除 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集体制</td> <td>地震による被害等の影響がないことが確認されたとき。</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>警戒事態を判断する基準に該当しなくなる等により、警戒体制をとる必要がなくなったとき。</td> </tr> <tr> <td>第一次 災害対策本部体制</td> <td>知事が、次の措置を取ったとき。 (1) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したことにより、県本部を廃止したとき。 (2) 第二次本部体制に移行したとき。</td> </tr> <tr> <td>第二次 災害対策本部体制</td> <td>知事が、次の事由により県本部を廃止したとき。 (1) 原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したとき。</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	解 除 基 準	情報収集体制	地震による被害等の影響がないことが確認されたとき。	警戒体制	警戒事態を判断する基準に該当しなくなる等により、警戒体制をとる必要がなくなったとき。	第一次 災害対策本部体制	知事が、次の措置を取ったとき。 (1) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したことにより、県本部を廃止したとき。 (2) 第二次本部体制に移行したとき。	第二次 災害対策本部体制	知事が、次の事由により県本部を廃止したとき。 (1) 原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したとき。	
体 制	解 除 基 準																			
警戒体制	発電所の事故が終息することにより、警戒体制をとる必要がなくなったと知事が認めたとき。																			
第一次 災害対策本部体制	知事が、次の措置を取ったとき。 (1) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したことにより、県本部を廃止したとき。 (2) 第二次本部体制に移行したとき。																			
第二次 災害対策本部体制	知事が、次の事由により県本部を廃止したとき。 (1) 原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したとき。																			
体 制	解 除 基 準																			
情報収集体制	地震による被害等の影響がないことが確認されたとき。																			
警戒体制	警戒事態を判断する基準に該当しなくなる等により、警戒体制をとる必要がなくなったとき。																			
第一次 災害対策本部体制	知事が、次の措置を取ったとき。 (1) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したことにより、県本部を廃止したとき。 (2) 第二次本部体制に移行したとき。																			
第二次 災害対策本部体制	知事が、次の事由により県本部を廃止したとき。 (1) 原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したとき。																			

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 消防防災ヘリコプター等の活用 (略)</p> <p>第5節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国、危機管理監室、県民文化局、関係各部署、関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> <p>1 広報体制</p> <p>(1) 県本部長（知事）及び関係市町の長は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の混乱と動揺を避けるとともに、住民等が放射性物質又は放射線により被ばくすることを避けるため、住民等に対する正確かつきめ細かな情報提供及び広報を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(2) 県本部長（知事）及び関係市町の長が情報提供や広報を行う場合には、民心の安定及び災害時要援護者に配慮して行う。</p> <p>(3) 県本部長（知事）及び関係市町の長は、広報を行うに当たっては、合同対策協議会等の場を通じて、情報の公表、広報の内容、発表時期及び方法等について、関係機関と相互に密接な連絡を取る。</p> <p>(4) オフサイトセンターにおける報道機関への発表は、次のとおりである。 ア 緊急時のオフサイトセンターにおける報道機関への発表は、原子力規制委員会の広報責任者（原子力規制事務所長又は原子力規制庁担当官）が必要に応じ（原子力緊急事態宣言発出後は定期的に）、記者会見をして行うこととなっている。 イ 県本部長（知事）又は県現地本部長、関係市町の長及び北陸電力は、当該広報責任者が発表する場合には同席する。</p> <p>(5) 県本部長（知事）は、オフサイトセンターにおいて、報道機関への発表が行われた場合は、速やかに県本部においても発表する。</p> <p>(6) 関係市町の長は、国、県等と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するための窓口を設置する。県本部長（知事）は、関係市町の長から要請があった場合は、必要に応じて関係職員を当該窓口に派遣する。</p>	<p>第4節 消防防災ヘリコプター等の活用 (略)</p> <p>第5節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国、危機管理監室、県民文化局、関係各部署、関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> <p>1 広報体制</p> <p>(1) 県本部長（知事）及び関係市町の長は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の混乱と動揺を避けるとともに、住民等が放射性物質又は放射線により被ばくすることを避けるため、住民等に対する正確かつきめ細かな情報提供及び広報を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(2) 県本部長（知事）及び関係市町の長が情報提供や広報を行う場合には、民心の安定及び要配慮者等に配慮して行う。</p> <p>(3) 県本部長（知事）及び関係市町の長は、広報を行うに当たっては、合同対策協議会等の場を通じて、情報の公表、広報の内容、発表時期及び方法等について、関係機関と相互に密接な連絡を取る。</p> <p>(4) オフサイトセンターにおける報道機関への発表は、次のとおりである。 ア 緊急時のオフサイトセンターにおける報道機関への発表は、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）、内閣府審議官等が必要に応じ記者会見をして行うこととなっている。 イ 県本部長（知事）又は県現地本部長、関係市町の長及び北陸電力は、記者会見が行われる場合には同席する。</p> <p>(5) 県本部長（知事）は、オフサイトセンターにおいて、報道機関への発表が行われた場合は、速やかに県本部においても発表する。</p> <p>(6) 関係市町の長は、国、県等と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するための窓口を設置する。県本部長（知事）は、関係市町の長から要請があった場合は、必要に応じて関係職員を当該窓口に派遣する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(7) 住民等に対する広報及び指示伝達は、次に示す系統により行う。</p> <p>2 県の広報及び指示伝達 (略)</p> <p>3 関係市町の広報及び指示伝達 関係市町の長は、原子力防災専門官又は合同対策協議会等の指導・助言又は指示に基づき、防災行政無線、広報車等により迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行う。特に、<u>災害時要援護者</u>及び一時滞在者に配慮した周知を行う。</p>	<p>(7) 住民等に対する広報及び指示伝達は、次に示す系統により行う。</p> <p>2 県の広報及び指示伝達 (略)</p> <p>3 関係市町の広報及び指示伝達 関係市町の長は、原子力防災専門官又は合同対策協議会等の指導・助言又は指示に基づき、防災行政無線、広報車等により迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行う。特に、<u>要配慮者</u>及び一時滞在者に配慮した周知を行う。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="91 228 450 256">第6節 緊急時モニタリング</p> <div data-bbox="533 193 981 309" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="539 209 958 293">原子力規制委員会、危機管理監室、 関係各部署、関係市町、 防災関係機関、北陸電力</p> </div> <p data-bbox="125 316 1052 373">緊急時モニタリングは、緊急時において周辺環境の放射性物質及び放射線に関する情報を迅速に得て、次の事項を目的として実施する。</p> <p data-bbox="125 373 927 430">(1) 住民等の予測線量を算定し、必要な防護対策を決定すること。 (2) 住民等及び環境への放射線の影響を評価し、算定すること。</p> <p data-bbox="98 461 1052 577">なお、原子力規制委員会は、緊急時モニタリングを統括し、実施方針の策定、緊急時モニタリング実施計画及び動員計画の作成、実施の指示及び総合調整、データの収集と公表、結果の評価並びに事態の進展に応じた実施計画の改定等を行うことになっている。</p> <p data-bbox="98 608 450 636">1 緊急時モニタリング体制</p> <p data-bbox="125 636 530 665">(1) 緊急時モニタリング班の設置</p> <p data-bbox="152 665 1052 722">県本部長（知事）は、県本部を設置した場合は、県現地本部に緊急時モニタリング班を設置する。</p> <p data-bbox="152 722 1052 780">緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリングセンターの一員として国の指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p data-bbox="125 780 557 809">(2) 合同対策協議会への職員の派遣</p> <p data-bbox="152 809 1052 866">県本部長（知事）は、合同対策協議会放射線班に職員を派遣し、連携をとる。</p> <p data-bbox="125 866 640 895">(3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務</p> <p data-bbox="152 895 557 924">ア 緊急時モニタリング班の組織</p> <p data-bbox="179 924 1043 981">(ア) 緊急時モニタリング班は、班長、副班長及びその他の職員で構成し、その組織は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="125 1011 486 1040">緊急時モニタリング班の組織図</p> <div data-bbox="125 1054 1043 1453" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <pre> graph TD A[緊急時モニタリング班長] --- B[副班長] B --- C[企画評価チーム] B --- D[情報収集チーム] B --- E[測定チーム] B --- F[試料採取チーム] E --- G[監視測定グループ] E --- H[分析測定グループ] E --- I[サーベイグループ] E --- J[試料採取測定グループ] F --- K[TLD取付回収グループ] F --- L[試料輸送グループ] </pre> </div>	<p data-bbox="1057 228 1415 256">第6節 緊急時モニタリング</p> <div data-bbox="1563 193 2011 309" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1570 209 1989 293">原子力規制委員会、危機管理監室、 関係各部署、関係市町、 防災関係機関、北陸電力</p> </div>	

現 行	修 正 案	備 考									
<p>(イ) 事故の状況によりモニタリング要員の確保が困難な場合は、国や関係機関に対して、モニタリング要員の派遣等を要請する。</p> <p>イ 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の職名、担当職及び業務は、次のとおりとする。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 363 322 419">職 名</th> <th data-bbox="322 363 604 419">担 当 職</th> <th data-bbox="604 363 1032 419">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 419 322 539">班 長</td> <td data-bbox="322 419 604 539">保健環境センター所長</td> <td data-bbox="604 419 1032 539">緊急時モニタリング班を指揮し、緊急時モニタリング業務を総括する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 539 322 710">副 班 長</td> <td data-bbox="322 539 604 710">保健環境センター次長</td> <td data-bbox="604 539 1032 710">班長を補佐するとともに、班長に事故があるときはその職務を代理する。 また、企画評価チームのとりまとめを行う。</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	担 当 職	業 務	班 長	保健環境センター所長	緊急時モニタリング班を指揮し、緊急時モニタリング業務を総括する。	副 班 長	保健環境センター次長	班長を補佐するとともに、班長に事故があるときはその職務を代理する。 また、企画評価チームのとりまとめを行う。		
職 名	担 当 職	業 務									
班 長	保健環境センター所長	緊急時モニタリング班を指揮し、緊急時モニタリング業務を総括する。									
副 班 長	保健環境センター次長	班長を補佐するとともに、班長に事故があるときはその職務を代理する。 また、企画評価チームのとりまとめを行う。									
<p>緊急時モニタリング班のチーム名、業務内容及び報告先等は、次のとおりとする。また、各チームの班員の編成は、あらかじめ班長が定めておく。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 826 389 882">チ ャ ム 名</th> <th data-bbox="389 826 844 882">業 務 内 容</th> <th data-bbox="844 826 1032 882">報 告 先 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 882 389 1460">企画評価チーム</td> <td data-bbox="389 882 844 1460"> 1 合同対策協議会放射線班との連絡・調整に関すること。 2 緊急時モニタリング実施計画の策定 3 モニタリング要員及び資機材の配置 4 放出源情報の確認 5 気象情報の解析及び予測 6 モニタリングデータの解析評価 7 空間放射線量率の予測地図の作成 8 大気中の放射性物質の放射能濃度の予測地図の作成 9 住民等の予測線量の推定 10 住民等が実際に被ばくした線量の解析評価 11 SPEEDIネットワークシステムの運用 </td> <td data-bbox="844 882 1032 1460">解析評価結果を班長へ報告する。</td> </tr> </tbody> </table>	チ ャ ム 名	業 務 内 容	報 告 先 等	企画評価チーム	1 合同対策協議会放射線班との連絡・調整に関すること。 2 緊急時モニタリング実施計画の策定 3 モニタリング要員及び資機材の配置 4 放出源情報の確認 5 気象情報の解析及び予測 6 モニタリングデータの解析評価 7 空間放射線量率の予測地図の作成 8 大気中の放射性物質の放射能濃度の予測地図の作成 9 住民等の予測線量の推定 10 住民等が実際に被ばくした線量の解析評価 11 SPEEDIネットワークシステムの運用	解析評価結果を班長へ報告する。					
チ ャ ム 名	業 務 内 容	報 告 先 等									
企画評価チーム	1 合同対策協議会放射線班との連絡・調整に関すること。 2 緊急時モニタリング実施計画の策定 3 モニタリング要員及び資機材の配置 4 放出源情報の確認 5 気象情報の解析及び予測 6 モニタリングデータの解析評価 7 空間放射線量率の予測地図の作成 8 大気中の放射性物質の放射能濃度の予測地図の作成 9 住民等の予測線量の推定 10 住民等が実際に被ばくした線量の解析評価 11 SPEEDIネットワークシステムの運用	解析評価結果を班長へ報告する。									

現 行			修 正 案	備 考
	<u>チ ャ ッ ム 名</u>	<u>業 務 内 容</u>	<u>報 告 先 等</u>	
	情報収集チーム	1 放出源情報の収集、整理 2 気象情報の収集、整理 3 測定結果等の収集、整理 4 各チームとの連絡	<u>収集結果を企 画評価チーム へ報告する。</u>	
測定 チ ーム	監視測定 グループ	環境放射線観測局による監視測定	<u>測定結果を情 報収集チーム へ報告する。</u>	
	分析測定 グループ	1 大気中及び環境試料中の放射性 物質の放射能濃度の測定 2 TLDによる積算線量の測定		
	サーベイ グループ	サーベイメータ、モニタリングカ ー等による空間放射線量率等の測定		
試料 採 取 チ ーム	試料採取測定 グループ	1 環境試料の採取及び測定 2 大気中の放射性ヨウ素及び大気 中の放射性物質の捕集並びに測定	<u>採取試料に採 取記録を添付 して試料輸送 入する。</u>	
	TLD取付 回収グループ	1 TLDの取付け及び回収 2 臨時TLDポストの設置		
	試料輸送 グループ	測定試料の輸送	<u>分析測定グル ープへ輸送す る。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="152 199 1048 287">ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡 緊急時モニタリング実施のための通信連絡は、次の通信連絡システムにより行う。</p>		

現 行	修 正 案	備 考
<p>(4) 関係機関等への協力要請</p> <p>ア 情報提供の要請 <u>県本部長（知事）は、原子力防災管理者（発電所長）から特定事象発生の通報を受けた場合には、直ちに原子力防災管理者（発電所長）及び金沢地方気象台長に対して、緊急時モニタリングの実施に必要な気象情報等の情報の提供を要請する。</u></p> <p>イ 緊急時モニタリング要員の要請等 <u>緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリングに関する動員計画を定めることとされている。</u> <u>緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力災害対策本部放射線班に対しモニタリング要員の動員を要請することとなっている。</u></p> <p>2 緊急時モニタリング実施計画の作成 <u>原子力規制委員会は、原子力災害対策指針や石川県緊急時モニタリング計画に基づき、事故の状況及び気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にし、緊急時モニタリング実施計画を、速やかに策定することとなっている。</u></p> <p><u>原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。</u> <u>緊急時モニタリングセンターはTV会議システム等を通じてこの会議に参加し、改定に協力するとともに、会議結果について、合同対策協議会において共有するものとする。</u></p> <p>3 緊急時モニタリングの実施 <u>各段階の緊急時モニタリングにおける体制、実施内容等は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 警戒事象発生時 <u>県は、警戒事象が発生した場合、緊急時モニタリングの準備として、次の行為を直ちに開始する。</u></p> <p>ア 環境放射線観測局のデータの頻繁な監視及び記録 イ 可搬型モニタリングポストの配置と監視 ウ 緊急時モニタリング用資機材の動作確認 エ モニタリング結果の関係機関への報告 オ 要員及び資機材の動員準備を関係機関に連絡 カ モニタリング対象の平常値を確認</p>		

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 特定事象発生以降 <u>県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。</u> <u>緊急時モニタリングセンターは、特定事象において直ちに緊急時モニタリングを開始する。また、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施する。緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会原子力事故対策本部に連絡することとなっている。</u> <u>緊急時モニタリングの実施にあたっては、モニタリングポストの測定結果等に基づき、気象予測や大気中拡散予測を参考に、O I Lに基づく防護措置の実施状況を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を決める。被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測を参考に、モニタリングを優先すべき区域を決めることも考慮する。</u></p> <p>4 <u>モニタリング結果の連絡</u> <u>県本部長（知事）は、警戒事象発生の通報を受けた場合は、平常時モニタリング等の結果をとりまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議及び関係市町の長に定期的に連絡する。</u> <u>特定事象発生後においては、緊急時モニタリングの結果を緊急時モニタリングセンターに連絡する。</u></p> <p>5 <u>モニタリング結果の共有</u> <u>緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認して、緊急時モニタリングセンター内で結果を共有するとともに、速やかに原子力災害対策本部に送ることとする。緊急時モニタリングセンターは、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価を共有することとする。</u> <u>また、緊急時モニタリングの結果等について、緊急時モニタリングセンターから県、関係県、関係市町に連絡するとともに、必要に応じて関係市町以外の市町に連絡するものとする。</u></p> <p>6 <u>緊急時モニタリング実施内容等</u> <u>緊急時モニタリングの実施内容、方法等については、この計画に定めるものを除き、別に定める「石川県緊急時モニタリング計画」による。</u></p>	<p>緊急時モニタリングの体制、実施内容、方法等については、別に定める「石川県緊急時モニタリング計画」による。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="91 256 423 288">第7節 避難等の防護対策</p> <div data-bbox="600 215 1048 304" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p data-bbox="607 225 1021 284">国、危機管理監室、関係各部署、 関係市町、防災関係機関</p> </div> <p data-bbox="103 316 477 344">1 避難等の防護対策について</p> <p data-bbox="120 344 1052 403">原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下に示す避難等の防護対策を実施する。</p> <p data-bbox="120 403 676 432">(1) 屋内退避（コンクリート屋内退避を含む）</p> <p data-bbox="145 432 1052 520">屋内退避は、住民等が比較的容易に行うことができる対策であり、放射性物質の吸引防止や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るものである。</p> <p data-bbox="145 520 1052 695">全面緊急事態に至った時点で、P A Zにおいては、住民等の避難を実施することが想定されるが、U P Zにおいては、防護措置の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する必要があるため、事態の規模、時間的な推移に応じて屋内退避を実施することが想定される。その後は、原子力施設の状況及び緊急時モニタリングの結果に応じて、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するが想定される。</p> <p data-bbox="145 695 1052 783">なお、U P Z以遠においても、プラントの状況悪化等に応じて屋内退避を行う場合があるため、全面緊急事態に至った時点では、必要に応じて屋内退避のための注意喚起を行う場合がある。</p> <p data-bbox="145 871 1052 1074">また、緊急時モニタリングの結果、周辺の空間放射線量率がO I L 1やO I L 2の値を超えた場合には、後述する避難等を実施すべきであるが、その実施が困難な場合には引き続き屋内退避を行うことも想定される。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避が優先される場合があり、この場合は建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効である。</p> <p data-bbox="145 1074 1052 1281">さらに、プルームが長時間あるいは断続的に到来することが想定される場合には、屋内退避が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを検討する。特に、住民等が避難すべき区域において止むを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供する。</p>	<p data-bbox="1059 256 1391 288">第7節 避難等の防護対策</p> <div data-bbox="1547 215 1995 304" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p data-bbox="1554 225 1968 284">国、危機管理監室、関係各部署、 関係市町、防災関係機関</p> </div> <p data-bbox="1059 316 1433 344">1 避難等の防護対策について</p> <p data-bbox="1077 344 2004 403">原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下に示す避難等の防護対策を実施する。</p> <p data-bbox="1077 403 1632 432">(1) 屋内退避（コンクリート屋内退避を含む）</p> <p data-bbox="1102 432 2004 520">屋内退避は、住民等が比較的容易に行うことができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。</p> <p data-bbox="1102 520 2004 695">全面緊急事態に至った時点で、P A Zにおいては、住民等は原則として即時避難を実施するが、U P Zにおいては、防護措置の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する必要があるため、屋内退避を実施する。その後は、原子力施設の状況及び緊急時モニタリングの結果に応じて、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施することが想定される。</p> <p data-bbox="1102 695 2004 783">なお、U P Z以遠においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。</p> <p data-bbox="1102 871 2004 1074">また、緊急時モニタリングの結果、周辺の空間放射線量率がO I L 1やO I L 2の値を超えた場合には、後述する避難等を実施すべきであるが、その実施が困難な場合には引き続き屋内退避を行うことも想定される。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避が優先される場合があり、この場合は建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効である。</p> <p data-bbox="1102 1074 2004 1281">さらに、プルームが長時間あるいは断続的に到来することが想定される場合には、屋内退避が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを検討する。特に、住民等が避難すべき区域において止むを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 避難等 避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線からの放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。 避難等の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとする。 ア P A Zにおいては、警戒事象発生時には、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る避難の準備を行う。 施設敷地緊急事態発生時には、住民の避難の準備を行うとともに、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る避難を行うこととし、県は志賀町にその旨を伝達する。 全面緊急事態に至った時点で、確定的影響を回避するため住民等は原則として即時避難を実施する。 イ U P Zにおいては、国等による指示に基づき、原子力施設の状況に応じた段階的避難を行うことも想定されるほか、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施する。</p> <p>ただし、避難及び一時移転の対象となった住民等については、その移動先等において、汚染拡大の防止等のために、スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行う。</p>	<p>(2) 避難等 避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線からの放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。 避難等の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとする。 ア P A Zにおいては、警戒事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備を行う。</p> <p>施設敷地緊急事態発生時には、住民の避難の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、県は志賀町にその旨を伝達する。 全面緊急事態に至った時点で、確定的影響を回避するため住民等は原則として即時避難を実施する。 イ U P Zにおいては、国等による指示に基づき、原子力施設の状況に応じた段階的避難を行うことも想定されるほか、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施する。</p> <p>ただし、避難及び一時移転の対象となった住民等については、その移動先において、汚染拡大の防止等のために、スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行う。</p>	

現 行				修 正 案				備 考
避難等の基準				避難等の基準				
基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要	
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施(移動が困難な者の一時退避を含む)	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) 〔緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する〕	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施(移動が困難な者の一時退避を含む)	
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) 〔緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する〕	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 防護対策の決定 (1) <u>内閣総理大臣等</u>の屋内退避、避難等の勧告・指示等の指示</p> <p><u>ア</u> 内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態宣言を発出した場合には、人命の安全を第一に、<u>PAZを管轄に含む県本部長（知事）及び緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長</u>に対し、<u>住民等の避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告若しくは指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示すること</u>となっている。</p> <p><u>イ</u> 国は、緊急時モニタリングの実測値やSPEEDIネットワークシステムによる放射能影響予測等を参考に、地方公共団体が行う<u>屋内退避又は避難のための立ち退き指示、安定ヨウ素剤の予防服用</u>等の緊急事態応急対策の実施について、<u>指導、助言、又は指示</u>を行うこととなっている。</p>	<p>2 防護対策の決定 (1) <u>国等</u>の屋内退避、避難等の勧告・指示等の指示・要請</p> <p><u>ア</u> 内閣府は、警戒事態が発生した場合は、<u>県及び志賀町</u>に対し、<u>被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するとともに、県及びUPZ外の市町</u>に対し、<u>施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請すること</u>となっている。</p> <p><u>イ</u> 内閣府は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、<u>県及び志賀町</u>に対し、<u>施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請すること</u>となっている。</p> <p>また、<u>県及び関係市町</u>に対し、<u>屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、県及びUPZ外の市町</u>に対し、<u>避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請すること</u>となっている。</p> <p><u>ウ</u> 内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、<u>全面緊急事態に至ったときは、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、県及び志賀町</u>に対し<u>速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うこと</u>となっている。</p> <p><u>原子力災害対策本部は、県及び関係市町</u>に対し、<u>屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）を行うよう要請するとともに、県及びUPZ外の市町</u>に対し、<u>避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請すること</u>となっている。</p> <p><u>エ</u> 放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、<u>県及び関係市町</u>に対し、<u>緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリング等の結果に応じて関係市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこと</u>となっている。</p> <p><u>オ</u> 原子力災害対策本部が避難等の緊急事態応急対策の実施について指示を行うに当たっては、<u>事前に該当する地方公共団体の長に指示案を伝達し、意見を求めること</u>となっている。</p> <p><u>国から事前に指示案を伝達された場合、県本部長（知事）及び関係市町の長は、当該指示案に対し速やかに意見を述べる。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
	<p>(2) 県の屋内退避、避難等の指示・要請の伝達等</p> <p>ア 県は、警戒事態が発生した場合は、国の要請又は独自の判断により、志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するとともに、UPZ外の市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力を要請する。</p> <p>イ 県は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国の要請又は独自の判断により、志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備を行うよう要請する。</p> <p>また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備に協力するよう要請する。</p> <p>ウ 県は、全面緊急事態に至った場合は、内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長からの防護措置に関する指示又は独自の判断により、志賀町に対し、速やかにPAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示についての連絡を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には志賀町と連携し国に要請を行う。</p> <p>また、県は、国の指示若しくは要請又は独自の判断により、関係市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請する</p> <p>エ 県は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた原子力災害対策本部からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対し、避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施についての指示、助言等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請を行う。</p> <p>オ 原子力災害対策本部が避難等の緊急事態応急対策の実施について指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された場合、県本部長（知事）は、当該指示案に対し速やかに意見を述べる。</p> <p>また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を行う。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 関係市町の長の屋内退避、避難等の勧告・指示</p> <p><u>ア</u> 関係市町の長は、内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長の指示があった場合は、直ちに住民等に対して屋内退避、避難等の勧告又は指示を行う。</p> <p><u>イ</u> 関係市町の長が避難等の指示を行う場合は、避難計画等に基づき緊急の避難先としている市町（以下「避難先市町」という。）へ避難等を行うこととするが、災害の状況や<u>気象状況</u>、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、状況に応じた避難指示、誘導を行う。</p> <p><u>ウ</u> 関係市町の長は、<u>特定事象等</u>の推移に応じ、住民等の屋内退避等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長（知事）と協議の上、直ちに住民等に対して屋内退避等の勧告又は指示を行うとともに、原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。</p>	<p>(3) 関係市町の長の屋内退避、避難等の勧告・指示</p> <p><u>ア</u> 志賀町は、警戒事態が発生した場合は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行う。</p> <p><u>イ</u> 志賀町は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に対して避難等の勧告又は指示を行うとともに、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備を行う。</p> <p>関係市町は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、U P Z内住民等の屋内退避等の防護措置の準備を行う。</p> <p><u>ウ</u> 志賀町長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、直ちにP A Z内の施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等に対して避難及び安定ヨウ素剤の服用等の防護措置の勧告又は指示を行う。</p> <p>関係市町の長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、U P Z内住民の屋内退避等の防護措置の勧告又は指示を行うとともに、O I Lに基づく防護措置の準備を行う。</p> <p><u>エ</u> 関係市町の長は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた国若しくは県からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められる場合は、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請を行う。</p> <p><u>オ</u> 原子力災害対策本部が避難等の緊急事態応急対策の実施について指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された場合、関係市町の長は、当該指示案に対し速やかに意見を述べる。</p> <p><u>カ</u> 関係市町の長が避難等の指示を行う場合は、避難計画等に基づき緊急の避難先としている市町（以下「避難先市町」という。）へ避難等を行うこととするが、災害の状況や緊急時モニタリング等の結果を踏まえ、状況に応じた避難指示、誘導を行う。</p> <p><u>キ</u> 関係市町の長は、<u>事態</u>の推移に応じ、住民等の屋内退避等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長（知事）と協議の上、直ちに住民等に対して屋内退避等の勧告又は指示を行うとともに、原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>エ 警戒区域の設定 関係市町の長は、緊急事態応急対策実施区域について人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長（知事）と協議の上、災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）第1項の規定により警戒区域を設定する。 また、警戒区域を設定した場合は、直ちに住民等に周知を図るとともに、速やかに原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。</p> <p>(3) 防災関係機関への通知 県本部長（知事）は、内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長から(1)の防護対策の指示があったとき、又は関係市町の長が(2)の防護対策の措置を取ったときは、速やかに公共輸送機関の長、陸上自衛隊中部方面総監及び第14普通科連隊長、第九管区海上保安本部及び関係する海上保安部長その他の防災関係機関の長に通知し、協力を要請する。</p> <p>3 屋内退避 (略)</p> <p>4 避難等 (1) 県のとるべき措置 県本部長（知事）は、関係市町の長が避難等の勧告又は指示をすることとした場合は、本章第5節「住民等に対する広報及び指示伝達」の定めるところにより、住民等に3の(1)アからカの情報を提供し、周知を図る。</p> <p>(2) 関係市町のとるべき措置 ア 住民等への指示伝達 関係市町の長は、避難等の勧告又は指示をする場合は、発電所との方位、距離その他の条件を考慮の上、避難先やその経路、集合場所、スクリーニングの場所その他必要な事項を決定し、住民等に対して、これらの事項及び3の(1)アからカの事項を指示し、避難等の措置を講ずる。 また、避難等に際しては、特に乳幼児及び妊婦を優先する。</p> <p>イ 避難所への職員の派遣 関係市町の長は、住民等に対して退避所又は避難所を指定したときは、職員を派遣して退避者又は避難者の保護に当たらせる。</p> <p>ウ 避難者の輸送 関係市町の長は、避難等の指示をする場合は、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や自治体関係車両などの国、県、関係市町等の保有する車両、バスなどの民間車両、さらには海上交通手段などあらゆる手段を活用する。</p>	<p>ク 警戒区域の設定 関係市町の長は、緊急事態応急対策実施区域について人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長（知事）と協議の上、災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）第1項の規定により警戒区域を設定する。 また、警戒区域を設定した場合は、直ちに住民等に周知を図るとともに、速やかに原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。</p> <p>(4) 防災関係機関への通知 県本部長（知事）は、内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長から(1)の防護対策の指示があったとき、又は関係市町の長が(3)の防護対策の措置を取ったときは、速やかに公共輸送機関の長、陸上自衛隊中部方面総監及び第14普通科連隊長、第九管区海上保安本部及び関係する海上保安部長その他の防災関係機関の長に通知し、協力を要請する。</p> <p>3 屋内退避 (略)</p> <p>4 避難等 (1) 県のとるべき措置 県本部長（知事）は、関係市町の長が避難等の勧告又は指示をすることとした場合は、本章第5節「住民等に対する広報及び指示伝達」の定めるところにより、住民等に3の(1)アからカの情報を提供し、周知を図る。</p> <p>(2) 関係市町のとるべき措置 ア 住民等への指示伝達 関係市町の長は、避難等の勧告又は指示をする場合は、発電所との方位、距離その他の条件を考慮の上、避難先やその経路、集合場所、スクリーニングの場所その他必要な事項を決定し、住民等に対して、これらの事項及び3の(1)アからカの事項を指示し、避難等の措置を講ずる。 また、避難等に際しては、特に乳幼児及び妊婦を優先する。</p> <p>イ 避難所への職員の派遣 関係市町の長は、住民等に対して屋内退避施設又は避難所を指定したときは、職員を派遣して退避者又は避難者の保護に当たらせる。</p> <p>ウ 避難者の輸送 関係市町の長は、避難等の指示をする場合は、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や自治体関係車両などの国、県、関係市町等の保有する車両、バスなどの民間車両、さらには海上交通手段などあらゆる手段を活用する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>エ 災害時要援護者等の避難誘導等 県地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画「第13節 災害時要援護者等の安全確保」により実施する。</p> <p>オ 避難等の状況把握 関係市町の長は、避難等の措置を講じた場合には、あらかじめ定める避難所責任者から報告を受け、実施状況を取りまとめる。 また、警察と情報を共有しつつ、避難所における避難者の把握に努める。</p> <p>カ 避難所などにおける情報の提供 関係市町の長は、避難所などにおいて、住民等に次の情報を提供するよう努める。 (7) 災害の状況と今後の予測 (イ) 発電所における対策状況 (ウ) 国、県、関係市町及び防災関係機関の対策状況 (エ) 盗難、詐欺等の犯罪情勢及び予防対策 (オ) その他必要な事項</p> <p>(3) その他 ア 住民等の被ばく軽減のための対応 県本部長（知事）及び関係市町の長は、避難等に際して、住民等の被ばく低減のために必要な注意を促す。 また、避難等の誘導に当たる者は、住民等に対してマスク及び外衣の着用この旨を必要に応じて住民等に伝達する。</p> <p>イ 避難所の駐車スペースについて 避難所の駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。</p> <p>ウ 家庭動物との同行避難 県及び関係市町は、災害の実態に応じて、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>5 県外への広域避難等 (略)</p>	<p>エ 要配慮者の避難誘導等 県地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画「第13節 要配慮者の安全確保」により実施する。</p> <p>オ 避難等の状況把握 関係市町の長は、避難等の措置を講じた場合には、あらかじめ定める避難所責任者から報告を受け、実施状況を取りまとめる。 また、警察と情報を共有しつつ、避難所における避難者の把握に努める。</p> <p>カ 避難所などにおける情報の提供 関係市町の長は、避難所などにおいて、住民等に次の情報を提供するよう努める。 (7) 災害の状況と今後の予測 (イ) 発電所における対策状況 (ウ) 国、県、関係市町及び防災関係機関の対策状況 (エ) 盗難、詐欺等の犯罪情勢及び予防対策 (オ) その他必要な事項</p> <p>(3) その他 ア 住民等の被ばく軽減のための対応 県本部長（知事）及び関係市町の長は、避難等に際して、住民等の被ばく低減のために必要な注意を促す。 また、避難等の誘導に当たる者は、住民等に対してマスク及び外衣の着用この旨を必要に応じて住民等に伝達する。</p> <p>イ 避難所の駐車スペースについて 避難所の駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。</p> <p>ウ 家庭動物との同行避難 県及び関係市町は、災害の実態に応じて、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>5 県外への広域避難等 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>6 避難等の誘導</p> <p>(1) 避難住民の誘導 関係市町の長は、消防職（団）員、警察官、海上保安官、自衛隊員等の協力を得て、区域又は地区（集落）ごとに避難等の誘導を実施する。</p> <p>(2) 学校等施設における避難誘導 学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に生徒等の避難を行うものとする。なお、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町に対し速やかにその旨を連絡する。</p> <p>(3) 不特定多数の者が利用する施設における避難誘導 地下街、劇場等の興行場、駅、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき避難を行う。</p> <p>7 立入制限の措置</p> <p>(略)</p> <p>8 治安の確保 県本部長（知事）は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について、警察本部長及び関係する海上保安部長等と協議し、万全を期する。 特に、避難等の勧告又は指示を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努める。</p> <p>9 防災業務関係者の防護措置</p> <p>(略)</p> <p>10 協力体制 災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、関係機関との援助協力体制を確保する。 また、関係機関・団体は、災害対策活動に必要な情報を提供するとともに、各種活動や安全確保に必要な物資の相互支援を行う。</p> <p>災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="174 1297 1046 1444"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>(社)石川県 警備業協会</td> <td>H 9 . 9 . 1</td> <td>076-281-6670</td> <td>076-281-6671</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石 川 県	(社)石川県 警備業協会	H 9 . 9 . 1	076-281-6670	076-281-6671	<p>6 避難等の誘導</p> <p>(1) 避難住民の誘導 関係市町の長は、消防職（団）員、警察官、海上保安官、自衛隊員等の協力を得て、区域又は地区（集落）ごとに避難等の誘導を実施する。</p> <p>(2) 学校等施設における避難誘導 学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に生徒等の避難を行うものとする。なお、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町に対し速やかにその旨を連絡する。</p> <p>(3) 不特定多数の者が利用する施設における避難誘導 地下街、劇場等の興行場、駅、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき施設利用者等の避難を行う。</p> <p>7 立入制限の措置</p> <p>(略)</p> <p>8 治安の確保及び火災の予防 県本部長（知事）は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の防止等について、警察本部長及び関係する海上保安部長の治安当局のほか関係防災機関と協議し、万全を期する。 特に、避難等の勧告又は指示を行った区域については、速やかな治安の確保、火災の防止等に努める。</p> <p>9 防災業務関係者の防護措置</p> <p>(略)</p> <p>10 協力体制 災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、関係機関との援助協力体制を確保する。 また、関係機関・団体は、災害対策活動に必要な情報を提供するとともに、各種活動や安全確保に必要な物資の相互支援を行う。</p> <p>災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1137 1297 2009 1444"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>(一社)石川県 警備業協会</td> <td>H 9 . 9 . 1</td> <td>076-281-6670</td> <td>076-281-6671</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石 川 県	(一社)石川県 警備業協会	H 9 . 9 . 1	076-281-6670	076-281-6671	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																		
石 川 県	(社)石川県 警備業協会	H 9 . 9 . 1	076-281-6670	076-281-6671																		
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																		
石 川 県	(一社)石川県 警備業協会	H 9 . 9 . 1	076-281-6670	076-281-6671																		

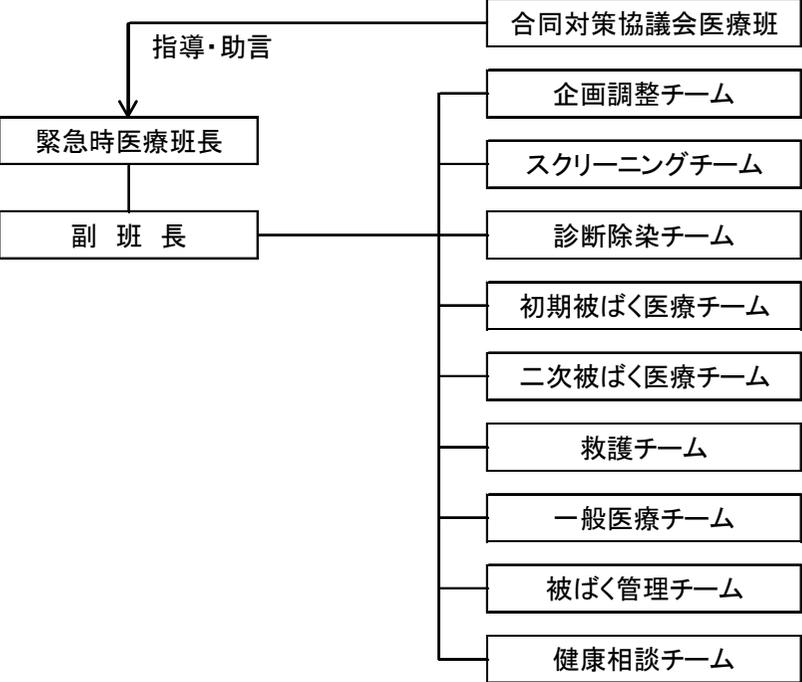
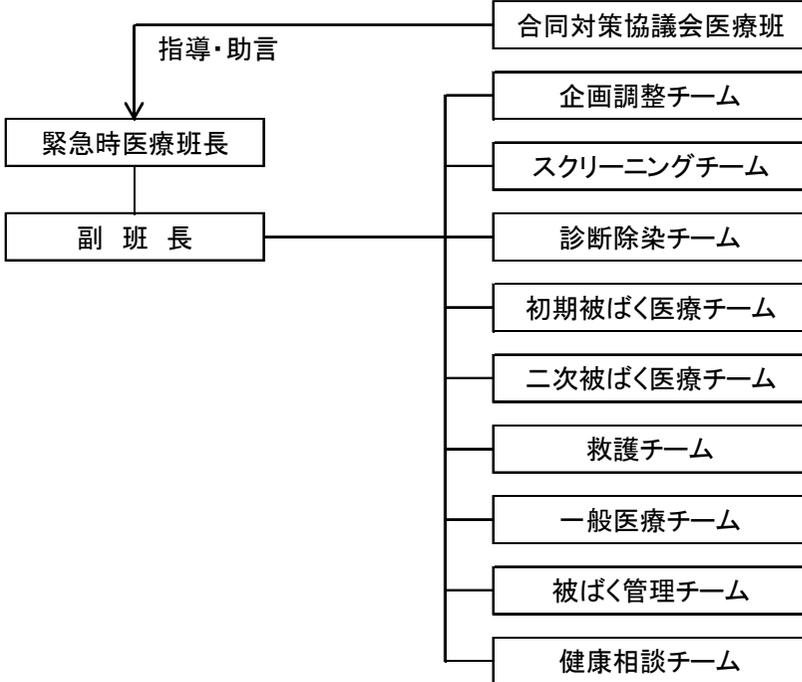
現 行	修 正 案	備 考															
<p>11 災害時要援護者等への配慮</p> <p>(1) 県は、国等と連携し、災害時要援護者等の避難等が円滑に進むよう必要な支援を行う。</p> <p>(2) 医療機関、社会福祉施設は、避難の勧告・指示等があった場合には、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意し、避難の判断を行う。なお、避難の実施については、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、職員等の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、施設利用者等を避難又は他の施設へ移送させるものとする。</p> <p>(3) 県は、市町等と連携し、国の協力を得て、避難場所での生活に関して、災害時要援護者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮する。</p> <p>(4) 県及び関係市町は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p> <p>なお、これ以外の災害時要援護者等の避難誘導等に関する事項は、県地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画「第13節__災害時要援護者の安全確保」により実施する。</p> <p>12 長期避難への対応</p> <p>(略)</p> <p>13 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p>	<p>災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1137 244 2011 480"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>石川県 漁業協同組合</td> <td>H25. 9. 19</td> <td>076-234-8815</td> <td>076-265-5204</td> </tr> <tr> <td>石 川 県</td> <td>北陸信越 旅客船協会</td> <td>H25. 9. 19</td> <td>025-245-3455</td> <td>025-247-0453</td> </tr> </tbody> </table> <p>11 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 県は、国等と連携し、要配慮者の避難等が円滑に進むよう必要な支援を行う。</p> <p>(2) 医療機関、社会福祉施設は、避難の勧告・指示等があった場合には、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意し、避難の判断を行う。なお、避難の実施については、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、職員等の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、施設利用者等を避難又は他の施設へ移送させるものとする。</p> <p>(3) 県は、市町等と連携し、国の協力を得て、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。</p> <p>(4) 県及び関係市町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>なお、これ以外の災害時要援護者等の避難誘導等に関する事項は、県地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画「第13節災害時要援護者の安全確保」により実施する。</p> <p>12 長期避難への対応</p> <p>(略)</p> <p>13 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p>	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石 川 県	石川県 漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	石 川 県	北陸信越 旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X													
石 川 県	石川県 漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204													
石 川 県	北陸信越 旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453													

現 行	修 正 案	備 考
<p>第8節 保健衛生活動 (略)</p> <p>第9節 飲食物の摂取制限に関する措置</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部署、市町、防災関係機関</p> <p>県本部長及び市町長は、原子力災害対策指針、<u>食品衛生法上の基準値</u>、国の指導、助言、指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除の措置を講じる。</p> <p>1 飲食物の摂取制限</p> <p>(1) 県のとるべき措置 県は、市町長が飲食物の摂取制限等の措置を講じた場合は、本章5節「住民に対する広報及び指示伝達」に基づき、住民等に周知徹底を図る。 また、市町長から飲食物の供給、調達について要請があったときは、必要に応じ他の市町、広域応援協定締結県、自衛隊又は国に対して協力を要請するなどにより、物資を供給する。</p> <p>(2) 市町のとるべき措置 市町長は、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合には、住民等に対し、汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。また、緊急事態応急対策実施区域及び当該区域に水源を有する水道供給区域の住民等に対して、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止し、誤飲することのないよう直ちに水道の止栓等給水制限を実施する。</p> <p>2 農林水産物等の収穫及び採取の禁止並びに出荷規制</p> <p>市町長は、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合は、放射性物質による汚染の及ぶ地域の農林水産物等の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対して、汚染農林水産物等の収穫及び採取の禁止並びに出荷規制を行う。</p>	<p>第8節 保健衛生活動 (略)</p> <p>第9節 飲食物の摂取制限に関する措置</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部署、市町、防災関係機関</p> <p>県本部長及び市町長は、原子力災害対策指針、国の指導、助言、指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除の措置を講じる。</p> <p>1 飲食物の摂取制限</p> <p>(1) <u>国のとる措置</u> <u>国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。</u></p> <p>(2) 県のとるべき措置 県は、市町長が飲食物の摂取制限等の措置を講じた場合は、本章5節「住民に対する広報及び指示伝達」に基づき、住民等に周知徹底を図る。 また、市町長から飲食物の供給、調達について要請があったときは、必要に応じ他の市町、広域応援協定締結県、自衛隊又は国に対して協力を要請するなどにより、物資を供給する。</p> <p>(3) 市町のとるべき措置 市町長は、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合には、住民等に対し、汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。また、緊急事態応急対策実施区域及び当該区域に水源を有する水道供給区域の住民等に対して、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止し、誤飲することのないよう直ちに水道の止栓等給水制限を実施する。</p> <p>2 農林水産物等の収穫及び採取の禁止並びに出荷規制</p> <p><u>国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、避難対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。</u></p> <p>市町長は、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合は、放射性物質による汚染の及ぶ地域の農林水産物等の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対して、汚染農林水産物等の収穫及び採取の禁止並びに出荷規制を行う。</p>	

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 農林水産部、危機管理監室、企画振興部 関係各部署、関係市町、防災関係機関</p> <p>1 緊急輸送の順位 (略)</p> <p>2 緊急輸送の範囲 (略)</p> <p>3 緊急輸送のための交通確保 (略)</p> <p>4 奥能登地域への海路、空路による交通・物流の確保 (略)</p> <p>5 生活必需物資の調達 (1) 飲食物の供給 県本部長は、市町長が飲食物の摂取制限等の措置を講じたときは、県地域防災計画「一般災害対策編」第3章第21節「給水活動」及び同第22節「食料の供給」に定める計画に基づき、市町及び防災関係機関と協力して応急の措置を講ずる。 (2) 生活必需物資の供給 ア 県本部長（知事）は、避難等の措置を講じた市町長から住民等が必要とする生活需物資の確保の要請があったときは、関係機関と調整をとり、必需物資を調達し、市町長とともに供給を行う。 イ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。</p> <p>6 協力体制 災害応急対策用貨物自動車の確保等に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="159 1294 1032 1442"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(社)石川県 トラック協会</td> <td>H 8 . 3 . 28</td> <td>076-239-2511</td> <td>076-239-2287</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(社)石川県 トラック協会	H 8 . 3 . 28	076-239-2511	076-239-2287	<p>第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 農林水産部、危機管理監室、企画振興部 関係各部署、関係市町、防災関係機関</p> <p>1 緊急輸送の順位 (略)</p> <p>2 緊急輸送の範囲 (略)</p> <p>3 緊急輸送のための交通確保 (略)</p> <p>4 奥能登地域への海路、空路による交通・物流の確保 (略)</p> <p>5 生活必需物資の調達 (1) 飲食物の供給 県本部長は、市町長が飲食物の摂取制限等の措置を講じたときは、県地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画「第23節 給水活動」及び同「第24節 食料の供給」に定める計画に基づき、市町及び防災関係機関と協力して応急の措置を講ずる。 (2) 生活必需物資の供給 ア 県本部長（知事）は、避難等の措置を講じた市町長から住民等が必要とする生活需物資の確保の要請があったときは、関係機関と調整をとり、必需物資を調達し、市町長とともに供給を行う。 イ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。</p> <p>6 協力体制 災害応急対策用貨物自動車の確保等に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="1122 1294 1995 1442"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)石川県 トラック協会</td> <td>H 8 . 3 . 28</td> <td>076-239-2511</td> <td>076-239-2287</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一社)石川県 トラック協会	H 8 . 3 . 28	076-239-2511	076-239-2287	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	(社)石川県 トラック協会	H 8 . 3 . 28	076-239-2511	076-239-2287																		
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	(一社)石川県 トラック協会	H 8 . 3 . 28	076-239-2511	076-239-2287																		

現 行	修 正 案	備 考
<p>第11節 救助・救急、消火活動等 国、危機管理監室、関係市町、消防機関、北陸電力</p> <p>1 救助・救急活動 (略)</p> <p>2 消防活動 (1) 北陸電力のとりべき措置 原子力防災管理者（発電所長）は、発電所において火災が発生した場合において、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ、迅速に消火活動を実施するとともに、直ちに消防機関に通報し、県本部長（知事）をはじめ原子力規制委員会、関係市町の長及び原子力防災専門官に連絡するとともに、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携強化して迅速に消火活動を行う。</p> <p>(2) 消防機関のとりべき措置 ア 消火活動 消防機関は、原子力防災管理者（発電所長）からの情報、原子力施設や放射線に関する専門家等の意見をもとに消火活動方法の決定及び活動中の安全確保を行い、原子力防災管理者（発電所長）等と協力して迅速に消火活動を実施する。</p> <p>イ 消防水利の確保 消防長は、原子力災害の特殊性を考慮し、本章第8節2「飲食物の摂取制限」の給水制限が実施された場合に備えて、県地域防災計画「一般災害対策編」第2章「災害予防計画」第12節6(2)「消防水利の強化」に基づき、消防水利の確保に万全を期す。</p> <p>(3) 合同対策協議会のとりべき措置 合同対策協議会においては、必要に応じ、又は消防長からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行う。</p> <p>3 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬 原子力災害時において、行方不明者が発生している場合は、行方不明者の捜索を行うとともに、遺体を発見した場合は、収容し、応急埋設を実施する。その際には、放射線防護対策について十分配慮する。 なお、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬に関する具体的な内容については、県地域防災計画一般災害対策編等による。</p>	<p>第11節 救助・救急、消火活動等 国、危機管理監室、関係市町、消防機関、北陸電力</p> <p>1 救助・救急活動 (略)</p> <p>2 消防活動 (1) 北陸電力のとりべき措置 原子力防災管理者（発電所長）は、発電所において火災が発生した場合において、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ、迅速に消火活動を実施するとともに、直ちに消防機関に通報し、県本部長（知事）をはじめ原子力規制委員会、関係市町の長及び原子力防災専門官に連絡するとともに、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。</p> <p>(2) 消防機関のとりべき措置 ア 消火活動 消防機関は、原子力防災管理者（発電所長）からの情報、原子力施設や放射線に関する専門家等の意見をもとに消火活動方法の決定及び活動中の安全確保を行い、原子力防災管理者（発電所長）等と協力して迅速に消火活動を実施する。</p> <p>イ 消防水利の確保 消防長は、原子力災害の特殊性を考慮し、本章第8節2「飲食物の摂取制限」の給水制限が実施された場合に備えて、県地域防災計画 一般災害対策編 第2章 災害予防計画「第11節 消防力の充実、強化」6(2)「消防水利の強化」に基づき、消防水利の確保に万全を期す。</p> <p>(3) 合同対策協議会のとりべき措置 合同対策協議会においては、必要に応じ、又は消防長からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行う。</p> <p>3 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬 原子力災害時において、行方不明者が発生している場合は、行方不明者の捜索を行うとともに、遺体を発見した場合は、収容し、応急埋設を実施する。その際には、放射線防護対策について十分配慮する。 なお、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬に関する具体的な内容については、<u>地域防災計画一般編</u>等による。</p>	

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>第12節 緊急時医療措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">厚生労働省、文部科学省、健康福祉部、日赤、石川県医師会、防災関係機関</div> <p>1 緊急時医療体制</p> <p>(1) 緊急時医療班の設置 県本部長（知事）は、原子力災害時において、放射線被ばくした者（被ばくしたおそのある者を含む。）に対する検査、放射性物質による汚染の検査、除染、治療、健康相談等及び一般傷病者に対する治療等の緊急医療措置を実施するため、県現地本部に緊急時医療班を設置する。</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請 ア 県本部長（知事）は、緊急時医療班の設置に当たり、国の原子力災害対策本部長に対して、国の緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請するとともに、日本赤十字社石川県支部（以下「日赤」という。）、石川県医師会（地域医師会を含む。以下同じ。）及び国公立医療機関等の地域医療機関に対して、医療要員の派遣及び資機材の提供を要請する。</p> <table border="1" data-bbox="188 740 1046 975"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>住 所</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 石川県支部</td> <td>金沢市鞍月東2丁目48</td> <td>076-239-3880</td> <td>076-239-3881</td> </tr> <tr> <td>(社) 石川県医師会</td> <td>金沢市鞍月東2丁目48</td> <td>076-239-3800</td> <td>076-239-3810</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 国の緊急被ばく医療派遣チームは、発電所の事故等により被ばく者、汚染者が発生した場合、又は原子力緊急事態に該当し、住民等の避難等を実施する可能性が高い場合には直ちに派遣されることとなっている。また、合同対策協議会医療班の指示に基づいて、被ばく者（被ばくしたおそのある者を含む。）に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うこととなっている。</p> <p>(3) 合同対策協議会等との連携 県本部長（知事）は、合同対策協議会医療班に職員を派遣し、連携をとる。 また、緊急時医療班長は、必要に応じ、合同対策協議会医療班に対して、緊急被ばく医療についての指導、助言を求める。</p>	機 関 名	住 所	T E L	F A X	日本赤十字社 石川県支部	金沢市鞍月東2丁目48	076-239-3880	076-239-3881	(社) 石川県医師会	金沢市鞍月東2丁目48	076-239-3800	076-239-3810	<p>第12節 緊急時医療措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">厚生労働省、文部科学省、健康福祉部、日赤、石川県医師会、防災関係機関</div> <p>1 緊急時医療体制</p> <p>(1) 緊急時医療班の設置 県本部長（知事）は、原子力災害時において、放射線被ばくした者（被ばくしたおそのある者を含む。）に対する検査、放射性物質による汚染の検査、除染、治療、健康相談等及び一般傷病者に対する治療等の緊急医療措置を実施するため、県現地本部に緊急時医療班を設置する。</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請 ア 県本部長（知事）は、緊急時医療班の設置に当たり、国の原子力災害対策本部長に対して、国の被ばく医療に係る医療チームの派遣を要請するとともに、その受け入れに係る調整や活動場所の確保を行うものとする。また、日本赤十字社石川県支部（以下「日赤」という。）、石川県医師会（地域医師会を含む。以下同じ。）及び国公立医療機関等の地域医療機関に対して、医療要員の派遣及び資機材の提供を要請する。</p> <table border="1" data-bbox="1151 740 2009 975"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>住 所</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 石川県支部</td> <td>金沢市鞍月東2丁目48</td> <td>076-239-3880</td> <td>076-239-3881</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県医師会</td> <td>金沢市鞍月東2丁目48</td> <td>076-239-3800</td> <td>076-239-3810</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 国の被ばく医療に係る医療チームは、発電所の事故等により被ばく者、汚染者が発生した場合、又は全面緊急事態に該当し、住民等の避難等を実施する可能性が高い場合には直ちに派遣されることとなっている。また、合同対策協議会医療班の指示に基づいて、被ばく者（被ばくしたおそのある者を含む。）に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うこととなっている。</p> <p>(3) 合同対策協議会等との連携 県本部長（知事）は、合同対策協議会医療班に職員を派遣し、連携をとる。 また、緊急時医療班長は、必要に応じ、合同対策協議会医療班に対して、緊急被ばく医療についての指導、助言を求める。</p>	機 関 名	住 所	T E L	F A X	日本赤十字社 石川県支部	金沢市鞍月東2丁目48	076-239-3880	076-239-3881	(公社) 石川県医師会	金沢市鞍月東2丁目48	076-239-3800	076-239-3810	
機 関 名	住 所	T E L	F A X																							
日本赤十字社 石川県支部	金沢市鞍月東2丁目48	076-239-3880	076-239-3881																							
(社) 石川県医師会	金沢市鞍月東2丁目48	076-239-3800	076-239-3810																							
機 関 名	住 所	T E L	F A X																							
日本赤十字社 石川県支部	金沢市鞍月東2丁目48	076-239-3880	076-239-3881																							
(公社) 石川県医師会	金沢市鞍月東2丁目48	076-239-3800	076-239-3810																							

現 行	修 正 案	備 考																		
<p>(4) 緊急時医療班の組織及び業務</p> <p>ア 緊急時医療班の組織 緊急時医療班は、班長、副班長その他必要な職員で構成し、組織は次のとおりとする。</p> <p>緊急時医療班の組織図</p>  <p>イ 緊急時医療班の業務 緊急時医療班の職名、担当職及び業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="215 1182 1046 1444"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>担 当 職</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班 長</td> <td>能登中部保健福祉センター 次長</td> <td>緊急時医療班を指揮し、緊急時 医療措置業務を総括する。</td> </tr> <tr> <td>副 班 長</td> <td>医療対策課課長補佐</td> <td>班長を補佐するとともに、班長 に事故あるときは、その職務を代 理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	担 当 職	業 務	班 長	能登中部保健福祉センター 次長	緊急時医療班を指揮し、緊急時 医療措置業務を総括する。	副 班 長	医療対策課課長補佐	班長を補佐するとともに、班長 に事故あるときは、その職務を代 理する。	<p>(4) 緊急時医療班の組織及び業務</p> <p>ア 緊急時医療班の組織 緊急時医療班は、班長、副班長その他必要な職員で構成し、組織は次のとおりとする。</p> <p>緊急時医療班の組織図</p>  <p>イ 緊急時医療班の業務 緊急時医療班の職名、担当職及び業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 1182 2004 1444"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>担 当 職</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班 長</td> <td>能登中部保健福祉センター 次長</td> <td>緊急時医療班を指揮し、緊急時 医療措置業務を総括する。</td> </tr> <tr> <td>副 班 長</td> <td>医療対策課課長補佐</td> <td>班長を補佐するとともに、班長 に事故あるときは、その職務を代 理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	担 当 職	業 務	班 長	能登中部保健福祉センター 次長	緊急時医療班を指揮し、緊急時 医療措置業務を総括する。	副 班 長	医療対策課課長補佐	班長を補佐するとともに、班長 に事故あるときは、その職務を代 理する。	
職 名	担 当 職	業 務																		
班 長	能登中部保健福祉センター 次長	緊急時医療班を指揮し、緊急時 医療措置業務を総括する。																		
副 班 長	医療対策課課長補佐	班長を補佐するとともに、班長 に事故あるときは、その職務を代 理する。																		
職 名	担 当 職	業 務																		
班 長	能登中部保健福祉センター 次長	緊急時医療班を指揮し、緊急時 医療措置業務を総括する。																		
副 班 長	医療対策課課長補佐	班長を補佐するとともに、班長 に事故あるときは、その職務を代 理する。																		

現 行			修 正 案			備 考
ウ 緊急時医療班のチーム名、編成基準及び業務内容等は、次のとおりとする。また、各チームの班員の編成は、あらかじめ班長が定めておく。			ウ 緊急時医療班のチーム名、編成基準及び業務内容等は、次のとおりとする。また、各チームの班員の編成は、あらかじめ班長が定めておく。			
チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容	チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容	
企画調整 チ ー ム	県、関係市町及び地域医療機関の職員によって編成する。	1 合同対策協議会医療班との連絡・調整 2 緊急時医療措置実施のための情報収集 3 緊急時医療措置実施計画の策定 4 緊急時医療措置に関する情報の収集及び連絡 5 安定ヨウ素剤の配布、服用に関する連絡調整	企画調整 チ ー ム	県、関係市町及び地域医療機関の職員によって編成する。	1 合同対策協議会医療班との連絡・調整 2 緊急時医療措置実施のための情報収集 3 緊急時医療措置実施計画の策定 4 緊急時医療措置に関する情報の収集及び連絡 5 安定ヨウ素剤の配布、服用に関する連絡調整	
スクリーニング チ ー ム	派遣される国公立医療機関等の職員により編成する。 チーム数は、災害の態様によって決定する。	避難所等において、住民等に対する診断、除染及び医療措置の実施	スクリーニング チ ー ム	派遣される国公立医療機関等の職員により編成する。 チーム数は、災害の態様によって決定する。	避難所等において、住民等に対する診断、除染及び医療措置の実施	
診断除染 チ ー ム	県健康福祉部等の職員により編成する。	汚染検査除染施設等において、放射線被ばく者に対する診断、除染及び医療措置の実施	診断除染 チ ー ム	県健康福祉部等の職員により編成する。	汚染検査除染施設等において、放射線被ばく者に対する診断、除染及び医療措置の実施	
初期被ばく 医療チーム	初期被ばく医療機関の職員により編成する。	初期被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施	初期被ばく 医療チーム	初期被ばく医療機関の職員により編成する。	初期被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施	
二次被ばく 医療チーム	二次被ばく医療機関の職員により編成する。	二次被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施	二次被ばく 医療チーム	二次被ばく医療機関の職員により編成する。	二次被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施	
救 護 チ ー ム	派遣される日赤及び石川県医師会等の職員によって編成する。 チーム数は、災害の態様によって決定する。	避難所等において、一般傷病者に対する医療措置の実施	救 護 チ ー ム	派遣される日赤及び石川県医師会等の職員によって編成する。 チーム数は、災害の態様によって決定する。	避難所等において、一般傷病者に対する医療措置の実施	

現 行			修 正 案			備 考
チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容	チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容	
一般医療 チ ー ム	石川県医師会等によって編成する。	医療機関所在地において、一般傷病者に対する医療措置の実施	一般医療 チ ー ム	石川県医師会等によって編成する。	医療機関所在地において、一般傷病者に対する医療措置の実施	
被ばく管理 チ ー ム	県健康福祉部等の職員によって編成する。	県及び関係市町の防災業務関係者名簿を作成し、被ばく管理を実施	被ばく管理 チ ー ム	県健康福祉部等の職員によって編成する。	県及び関係市町の防災業務関係者名簿を作成し、被ばく管理を実施	
健康相談 チ ー ム	県、関係市町及び地域医療機関の職員によって編成する。	住民等に対するところのケアやリスクコミュニケーションの実施	健康相談 チ ー ム	県、関係市町及び地域医療機関の職員によって編成する。	住民等に対するところのケアやリスクコミュニケーションの実施	
(注) 1 救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。 2 企画調整チームには、リーダーを置き、医療活動状況を随時、緊急時医療班長に報告する。 3 企画調整チーム以外のチームは、原則として派遣医療機関ごとにグループを編成し、そのグループにはリーダーを置く。リーダーは、それぞれグループの医療活動を総括するとともに、企画調整チームにその活動状況を随時報告する。			(注) 1 救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。 2 企画調整チームには、リーダーを置き、医療活動状況を随時、緊急時医療班長に報告する。 3 企画調整チーム以外のチームは、原則として派遣医療機関ごとにグループを編成し、そのグループにはリーダーを置く。リーダーは、それぞれグループの医療活動を総括するとともに、企画調整チームにその活動状況を随時報告する。			

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 緊急時医療措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>(1) P A Zにおける安定ヨウ素剤の服用</p> <p>ア 県のとる措置</p> <p>県本部長（知事）は、全面緊急事態に至り、国の原子力災害対策本部長から避難や安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、関係市町に服用を指示する。</p> <p>イ 関係市町のとる措置</p> <p>関係市町の長は、全面緊急事態に至り、国の原子力災害対策本部長または県本部長（知事）から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>(2) <u>P A Z外</u>における安定ヨウ素剤の服用</p> <p>ア 県のとる措置</p> <p>県本部長（知事）は、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の服用が必要と判断し、国の原子力災害対策本部長から避難や<u>屋内退避等</u>と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用指示があった場合は、関係市町に配布・服用を指示する。</p> <p>イ 関係市町のとる措置</p> <p>関係市町の長は、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の服用が必要と判断し、国の原子力災害対策本部長または県本部長（知事）から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する。</p> <p>4 発災後の復旧に向けた個人線量の推定</p> <p>(略)</p>	<p>2 緊急時医療措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>(1) P A Zにおける安定ヨウ素剤の服用</p> <p>ア 県のとる措置</p> <p>県本部長（知事）は、全面緊急事態に至り、国の原子力災害対策本部長から避難や安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、関係市町に服用を指示する。</p> <p>イ 関係市町のとる措置</p> <p>関係市町の長は、全面緊急事態に至り、国の原子力災害対策本部長または県本部長（知事）から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>(2) <u>U P Z</u>における安定ヨウ素剤の服用</p> <p>ア 県のとる措置</p> <p>県本部長（知事）は、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の服用が必要と判断し、国の原子力災害対策本部長から避難や<u>一時移転等</u>と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用指示があった場合は、関係市町に配布・服用を指示する。</p> <p>イ 関係市町のとる措置</p> <p>関係市町の長は、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の服用が必要と判断し、国の原子力災害対策本部長または県本部長（知事）から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する。</p> <p>4 発災後の復旧に向けた個人線量の推定</p> <p>(略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第13節 応援協力活動</p> <p>国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部署、警察、自衛隊、海上保安部、関係市町、防災関係機関</p> <p>1 県の要請</p> <p>(1) 国等に対する災害応急対策の実施の要請 県本部長（知事）は、緊急時における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の事項を明らかにして国の原子力災害現地対策本部長に対して応援協力体制の実施を要請する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、航空機、装備、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 県内経路 オ 応援を必要とする期間 カ その他応援に関して必要な事項</p> <p>(2) 他の都道府県・市に対する広域応援要請 県本部長（知事）は、緊急時における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して応援を要請する。 ア 原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日締結）</p> <div data-bbox="241 799 1043 916" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>石川県、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、静岡県、福井県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県（14道府県）</p> </div> <p>イ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成8年7月18日締結）</p> <div data-bbox="255 1003 443 1062" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>全都道府県</p> </div> <p>ウ 中部9県1市災害時等の応援に関する協定（平成7年11月14日締結）</p> <div data-bbox="255 1123 1043 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市</p> </div> <p>エ 北陸三県災害時等の相互応援に関する協定（平成7年10月27日締結）</p> <div data-bbox="255 1270 618 1329" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>石川県、富山県、福井県</p> </div>	<p>第13節 応援協力活動</p> <p>国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部署、警察、自衛隊、海上保安部、関係市町、防災関係機関</p> <p>1 県の要請</p> <p>(1) 国等に対する災害応急対策の実施の要請 県本部長（知事）は、緊急時における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の事項を明らかにして国の原子力災害現地対策本部長に対して応援協力体制の実施を要請する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、航空機、装備、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 県内経路 オ 応援を必要とする期間 カ その他応援に関して必要な事項</p> <p>(2) 他の都道府県・市に対する広域応援要請 県本部長（知事）は、緊急時における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して応援を要請する。 ア 原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日締結）</p> <div data-bbox="1205 799 2007 916" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>石川県、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、静岡県、福井県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県（14道府県）</p> </div> <p>イ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成8年7月18日締結）</p> <div data-bbox="1218 1003 1406 1062" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>全都道府県</p> </div> <p>ウ 中部9県1市災害時等の応援に関する協定（平成7年11月14日締結）</p> <div data-bbox="1218 1123 2007 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市</p> </div> <p>エ 北陸三県災害時等の相互応援に関する協定（平成7年10月27日締結）</p> <div data-bbox="1218 1270 1581 1329" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>石川県、富山県、福井県</p> </div>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>オ 石川県・岐阜県災害時等の相互応援に関する協定（平成7年8月9日締結）</p> <p style="text-align: center;">石川県、岐阜県</p> <p>カ 石川県・新潟県災害時等の相互応援に関する協定（平成8年1月9日締結）</p> <p style="text-align: center;">石川県、新潟県</p> <p>(3) 関係市町に対する応援 ア 県本部長（知事）は、関係市町の長から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援、協力を行う。 イ 県本部長（知事）は、関係市町の長が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、関係市町相互の応援について必要な指示又は調整を行う。</p> <p>2 関係市町の要請 (略)</p> <p>3 警察の要請 (略)</p> <p>4 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>5 海上保安部への要請 (略)</p>	<p>オ 福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定（平成26年6月11日締結）</p> <p style="text-align: center;">石川県、福井県</p> <p>カ 石川県・岐阜県災害時等の相互応援に関する協定（平成7年8月9日締結）</p> <p style="text-align: center;">石川県、岐阜県</p> <p>キ 石川県・新潟県災害時等の相互応援に関する協定（平成8年1月9日締結）</p> <p style="text-align: center;">石川県、新潟県</p> <p>(3) 関係市町に対する応援 ア 県本部長（知事）は、関係市町の長から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援、協力を行う。 イ 県本部長（知事）は、関係市町の長が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、関係市町相互の応援について必要な指示又は調整を行う。</p> <p>2 関係市町の要請 (略)</p> <p>3 警察の要請 (略)</p> <p>4 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>5 海上保安部への要請 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携 (略)</p> <p>第14節 行政の業務継続に係る措置 (略)</p> <p>第15節 事業所外運搬中事故に対する 応急措置 国、危機管理監室、市町、警察機関、 消防機関、原子力事業者等</p> <p>1 原子力事業者等 (略)</p> <p>2 国 (略)</p> <p>3 県 (1) 知事は、運搬中の事故について原子力防災管理者から連絡を受けた場合には、その旨を内閣府、安全規制担当省庁の長、事故発生場所を管轄する市町長、警察本部長、消防長及び事故発生場所を管轄する海上保安部長へ通報連絡を行い、通報内容を相互に確認する。 (2) 知事は、安全規制担当省庁の長及び当該市町の長と連携して、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、発電所における応急対策に準じて緊急時モニタリングの実施等の必要な応急対策を講じる。</p> <p>4 市 町 (略)</p> <p>5 消 防 (略)</p> <p>6 警 察 (略)</p> <p>7 海上保安部 (略)</p>	<p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携 (略)</p> <p>第14節 行政の業務継続に係る措置 (略)</p> <p>第15節 事業所外運搬中事故に対する 応急措置 国、危機管理監室、市町、警察機関、 消防機関、原子力事業者等</p> <p>1 原子力事業者等 (略)</p> <p>2 国 (略)</p> <p>3 県 (1) 知事は、運搬中の事故について原子力防災管理者から連絡を受けた場合には、その旨を内閣府、安全規制担当省庁の長、事故発生場所を管轄する市町長、警察本部長、消防長及び事故発生場所を管轄する海上保安部長へ通報連絡を行い、通報内容を相互に確認する。 (2) 知事は、安全規制担当省庁の長及び当該市町の長と連携して、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、発電所における応急対策に準じて必要な応急対策を講じる。</p> <p>4 市 町 (略)</p> <p>5 消 防 (略)</p> <p>6 警 察 (略)</p> <p>7 海上保安部 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4章 原子力災害復旧計画</p> <p>第1節 原子力災害復旧体制等 (略)</p> <p>第2節 汚染の除去等 (略)</p> <p>第3節 各種制限措置等の解除 (略)</p> <p>第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 危機管理監室、関係市町、防災関係機関</p> <p>知事は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後、国の統括の下、防災関係機関及び北陸電力と協力して、緊急時モニタリングを広範囲かつ精密に行い、その結果を速やかに公表する。</p> <p>第5節 損害賠償の請求に必要な資料の作成等 危機管理監室、健康福祉部、関係各部局、関係市町、北陸電力</p> <p>1 被災住民等の証明登録 (略)</p> <p>2 損害調査の実施 (略)</p> <p>3 健康調査の実施 (略)</p> <p>4 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p>	<p>第4章 原子力災害復旧計画</p> <p>第1節 原子力災害復旧体制等 (略)</p> <p>第2節 汚染の除去等 (略)</p> <p>第3節 各種制限措置等の解除 (略)</p> <p>第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 危機管理監室、関係市町、防災関係機関</p> <p>知事は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後、石川県モニタリング本部を設置し、国の統括の下、関係省庁及び北陸電力等と協力して、緊急時モニタリングを広範囲かつ精密に行い、その結果を速やかに公表する。</p> <p>第5節 損害賠償の請求に必要な資料の作成等 危機管理監室、健康福祉部、関係各部局、関係市町、北陸電力</p> <p>1 被災住民等の証明登録 (略)</p> <p>2 損害調査の実施 (略)</p> <p>3 健康調査の実施 (略)</p> <p>4 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
5 生活福祉資金の貸付 (略)	5 生活福祉資金の貸付 (略)	
6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 (略)	6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 (略)	
7 風評被害等の影響の軽減 県及び関係市町は、国と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林 漁業 、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うほか、必要な場合には放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施するものとする。また、広報活動を行う場合には、外国語でも広報を実施するなど、国外からの風評被害にも考慮する。	7 風評被害等の影響の軽減 県及び関係市町は、国と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林 水産業 、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うほか、必要な場合には放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施するものとする。また、広報活動を行う場合には、外国語でも広報を実施するなど、国外からの風評被害にも考慮する。	
8 被災中小企業等に対する支援 (略)	8 被災中小企業等に対する支援 (略)	
9 物価の監視 (略)	9 物価の監視 (略)	
10 諸記録等の作成 (略)	10 諸記録等の作成 (略)	
11 北陸電力の措置 (略)	11 北陸電力の措置 (略)	
12 復旧・復興事業からの暴力団排除 (略)	12 復旧・復興事業からの暴力団排除 (略)	
13 災害義援金及び義援物資の配分 (略)	13 災害義援金及び義援物資の配分 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急時モニタリング</p> <p>(1) 地震・津波等の大規模自然災害発生時には、県は、モニタリングポスト等の倒壊、電源供給の途絶、通信施設の倒壊等がないか稼働状況を確認し、国の原子力災害対策本部に報告する。</p> <p>(2) 地震・津波等の大規模自然災害発生によりモニタリングポスト等が機能しない場合は、県は、国の原子力災害対策本部と連携し、状況に応じて可搬型モニタリングポスト等を活用すること、また、道路の破損状況やモニタリング要員の参集状況を勘案した緊急時モニタリング計画を策定し、国の総合調整のもと緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(3) モニタリング資機材や要員に不足が生じる場合や、その恐れがある場合には、県は、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。</p> <p>4 避難等の対応</p> <p>(1) 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所の確保を図る。</p> <p>(2) 広域避難の実施にあたっては、県は、関係市町に避難先等の情報を示す。</p> <p>(3) 関係市町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。</p>	<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急時モニタリング</p> <p>地震・津波等の大規模自然災害発生時には、県は、モニタリングポスト等の倒壊、電源供給の途絶、通信施設の倒壊等がないか稼働状況を確認し、国の原子力災害対策本部に報告する。</p> <p>4 避難等の対応</p> <p>(1) 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難所の確保を図る。</p> <p>(2) 広域避難の実施にあたっては、県は、関係市町に避難先等の情報を示す。</p> <p>(3) 関係市町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>5 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。</p> <p>6 緊急時医療措置 (略)</p> <p>第4節 災害復旧対策 (略)</p>	<p>5 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。</p> <p>6 緊急時医療措置 (略)</p> <p>第4節 災害復旧対策 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>附 則 この計画は、平成3年9月19日から施行する。</p> <p>附 則 この計画は、平成11年7月1日から施行する。 (参考) 修正理由：平成9年6月改訂「防災基本計画」、平成10年11月「原子力発電所周辺の防災対策について」に伴い修正</p> <p>附 則 1 この計画は、平成13年4月18日から施行する。 2 この計画の第2章第2節3に規定するオフサイトセンターは、能登原子力センターに併設して整備されるまでの間、志賀町総合体育館に併設する。 (参考) 修正理由：平成12年6月「原子力災害対策特別措置法」の施行、平成13年1月「防災基本計画」及び平成13年3月原子力発電所周辺の防災対策について」の改訂に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成15年5月9日から施行する。 (参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成16年5月13日から施行する。 (参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成17年5月25日から施行する。なお、志賀町については合併の日から、また日本原子力研究開発機構については発足の日から適用する。 (参考) 修正理由：市町合併及び防災関係機関の名称変更に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成19年5月28日から施行する。 (参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更並びに緊急時医療体制の見直し等に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成20年5月16日から施行する。 (参考) 修正理由：平成20年2月改訂「防災基本計画」に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成21年5月21日から施行する。 (参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成22年5月14日から施行する。 (参考) 修正理由：石川県の組織改正に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成25年3月27日から施行する。 (参考) 修正理由：平成24年6月「原子力災害対策特別措置法」の改正、平成24年10月改訂「防災基本計画」、平成24年10月策定（平成25年2月改定）「原子力災害対策指針」に伴い修正</p>	<p>附 則 この計画は、平成3年9月19日から施行する。</p> <p>附 則 この計画は、平成11年7月1日から施行する。 (参考) 修正理由：平成9年6月改訂「防災基本計画」、平成10年11月「原子力発電所周辺の防災対策について」に伴い修正</p> <p>附 則 1 この計画は、平成13年4月18日から施行する。 2 この計画の第2章第2節3に規定するオフサイトセンターは、能登原子力センターに併設して整備されるまでの間、志賀町総合体育館に併設する。 (参考) 修正理由：平成12年6月「原子力災害対策特別措置法」の施行、平成13年1月「防災基本計画」及び平成13年3月原子力発電所周辺の防災対策について」の改訂に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成15年5月9日から施行する。 (参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成16年5月13日から施行する。 (参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成17年5月25日から施行する。なお、志賀町については合併の日から、また日本原子力研究開発機構については発足の日から適用する。 (参考) 修正理由：市町合併及び防災関係機関の名称変更に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成19年5月28日から施行する。 (参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更並びに緊急時医療体制の見直し等に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成20年5月16日から施行する。 (参考) 修正理由：平成20年2月改訂「防災基本計画」に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成21年5月21日から施行する。 (参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成22年5月14日から施行する。 (参考) 修正理由：石川県の組織改正に伴い修正</p> <p>附 則 この計画は、平成25年3月27日から施行する。 (参考) 修正理由：平成24年6月「原子力災害対策特別措置法」の改正、平成24年10月改訂「防災基本計画」、平成24年10月策定（平成25年2月改定）「原子力災害対策指針」に伴い修正</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>附 則 この計画は、平成25年8月7日から施行する。 (参考) 修正理由：平成25年6月改訂「原子力災害対策指針」に伴い修正</p>	<p>附 則 この計画は、平成25年8月7日から施行する。 (参考) 修正理由：平成25年6月改訂「原子力災害対策指針」に伴い修正</p> <p><u>附 則 この計画は、平成27年●月●日から施行する。</u> (参考) 修正理由：<u>平成25年9月及び平成27年4月改訂「原子力災害対策指針」、平成26年1月、平成26年11月及び平成27年3月改訂「防災基本計画」に伴い修正</u></p>	